

## 第1章 年度統計

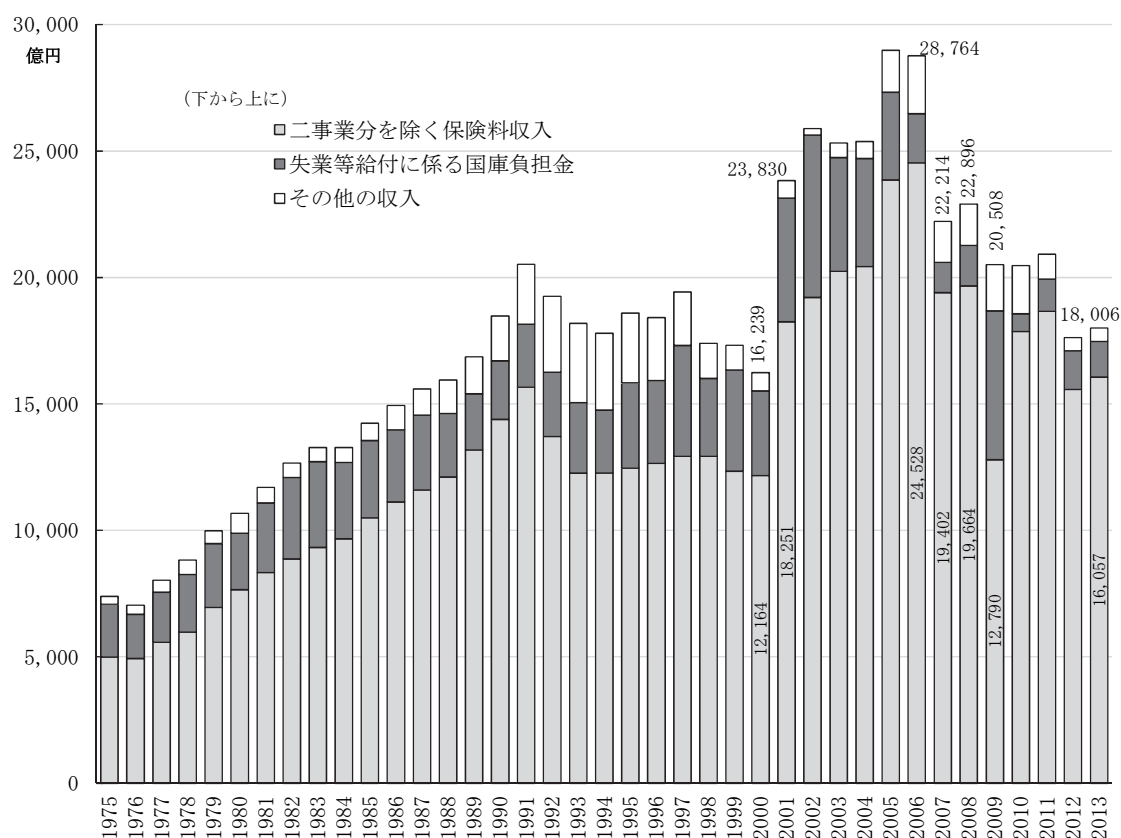
雇用保険の2013年度における二事業分を除く収入と支出は、それぞれ1兆8,006億円、1兆6,642億円であった。差引剰余の1,364億円が積立金に積み増されることになる。

### 1 収入の動き

この二事業分を除く収入は、二事業分を除く保険料収入1兆6,057億円、失業等給付に係る国庫負担1,410億円、その他539億円から成る。その他は、2011年10月に始まった就職支援法事業に係る国庫負担や預託金利子収入などである。

この二事業分を除く収入の推移をその内訳とともに現行制度発足の1975年度からみると、図1-1のとおりである。収入の多くは、薄い灰色で示される二事業分を除く保険料収入である。

【図1-1】二事業分を除く収入の推移



二事業分を除く保険料収入は年度によって、例えば2001年度や2007年度のように大きく変動する。2001年度は前年度の1兆2,164億円から1兆8,251億円に約6千億円増加し、2007年度は前年度の1兆9,664億円から1兆2,790億円に約7千億円減少した。保険料収入は、事業主が年間に納付する保険料の総額である。事業主が納付する保険料は、基本的には、年間に労働者に支払った賃金の総額に雇用保険率（雇用保険の料率）を乗じた額である。保険料収入は、

賃金の動向や雇用保険率の改定に左右されることになる。

### （雇用保険率）

この雇用保険率は現在、次のように、事業の種類別に定められている。事業の種類は、農林水産、清酒製造の事業、建設の事業、そしてそれ以外の一般の事業の3種類である。一般の事業のウェイトが大きく、以下、特に断りがなければ、一般の事業に適用される料率で考える。二事業分の料率とは、雇用安定事業及び能力開発事業に要する費用に充てる分である。

（平成 24 年 4 月 1 日改正）

| 事業の種類                                     | 雇用保険率        | うち<br>二事業分を除く料率 | うち<br>二事業分の料率 |
|-------------------------------------------|--------------|-----------------|---------------|
| 一般の事業（下記以外の事業）                            | 1000 分の 13.5 | 1000 分の 10      | 1000 分の 3.5   |
| 農林水産 <sup>注1</sup> 、清酒製造の事業 <sup>注1</sup> | 1000 分の 15.5 | 1000 分の 12      | 1000 分の 3.5   |
| 建設の事業 <sup>注2</sup>                       | 1000 分の 16.5 | 1000 分の 12      | 1000 分の 4.5   |

注1 土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽植、栽培、採取若しくは伐採の事業その他農林の事業、動物の飼育又は水産動植物の採捕若しくは養殖の事業その他畜産、養蚕又は水産の事業及び清酒の製造の事業（牛馬育成、酪農、養鶏又は養豚の事業、園芸サービスの事業、内水面養殖の事業など、季節的に休業し、又は事業の規模が縮小することのない事業として厚生労働大臣が指定する事業は除く）

注2 土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体又はその準備の事業

### （二事業分を除く保険料収入）

二事業分を除く保険料収入は、各事業の高年齢者分を除く賃金総額<sup>1</sup>に雇用保険率を乗じて得た額の総額から、その総額に二事業率を乗じて得た額を除き、印紙保険料の総額を加えたものである。二事業率とは、二事業分の料率を雇用保険率で除して得た率のことである。印紙保険料は日雇労働被保険者に係るもので、その総額は、現在は4億円程度の水準でしかない。以下、二事業分を除く保険料収入は、二事業分を除く料率に対応するものと考えことにする。

### （雇用保険率の改定と保険料収入）

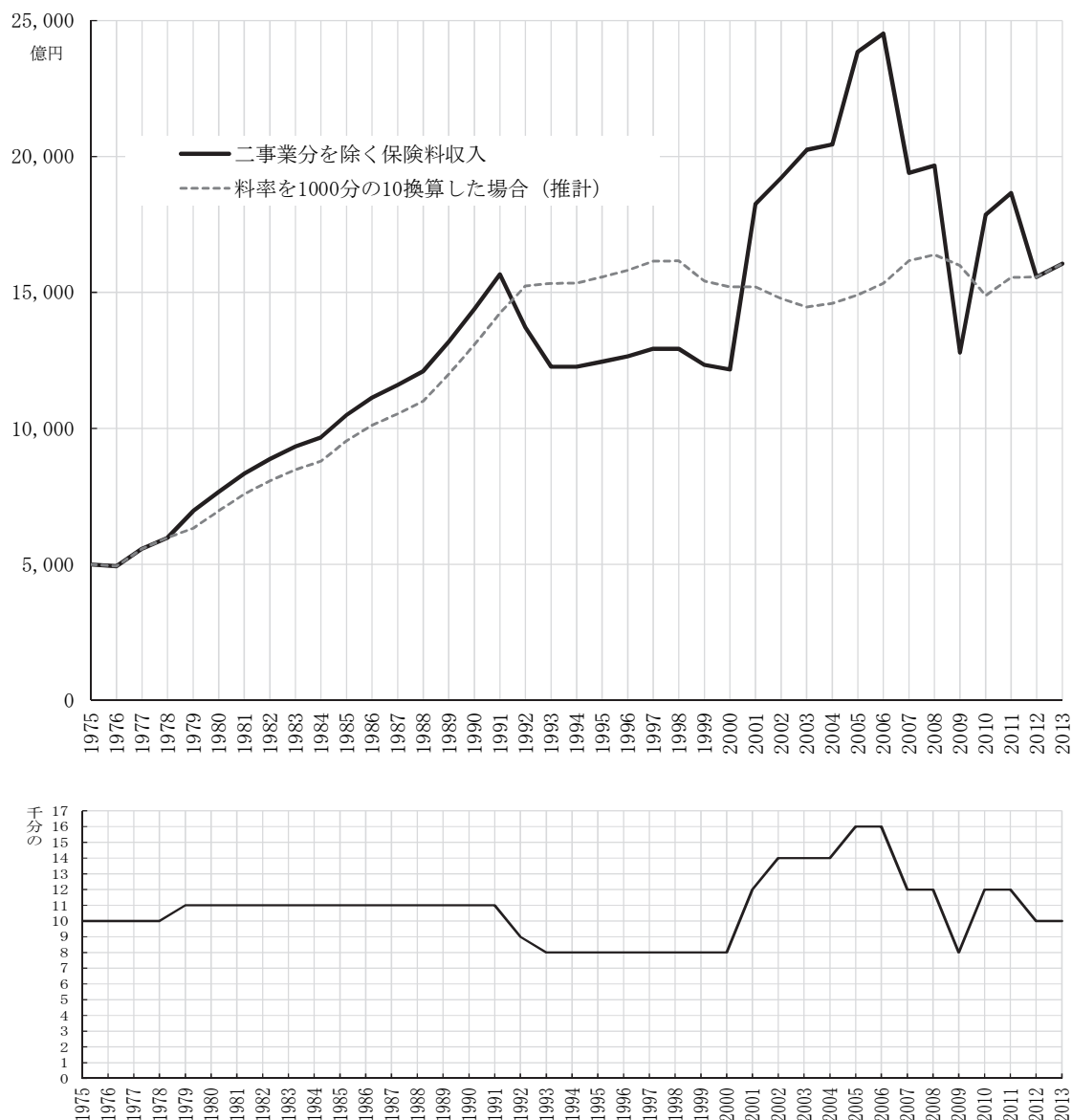
保険料収入は、雇用保険率の改定があれば大きく左右されと考えられる。雇用保険率は、過去、何度も改定されている。先に2001年度と2009年度の急増、急減について言及したが、両年度とも、料率改定のあった年である。

そこで、二事業分を除く保険料収入と、一般の事業に適用される二事業分を除く料率の推移を併せてみたものが図1-2である。両者には密接な相関があることがわかる。例えば、保険料収入は1992年度と1993年度に減少しているが、この2か年で二事業分を除く料率が1000分の11から1000分の8まで引き下げられている。また、2001年度から2006年度にかけて増加しているが、二事業分を除く料率が段階的に2001年度、2002年度（10月）、2005年度で引き上げられ、1000分の16となった。そして、2007年度と2009年度に減少を示すが、二事業分を除く料率はそれぞれ1000分の12、1000分の8に引き下げられている。二事業分を除く料率は、2010

<sup>1</sup> 4月1日時点で64歳以上の労働者で、短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者ではない労働者に支払う賃金の総額（高年齢者賃金総額）は除かれる。

年度と 2011 年度は 1000 分の 12 に戻ったが、同時に保険料収入も増加した。2012 年度に 1000 分の 10 に下げられ保険料収入も減少した。

【図 1-2】二事業分を除く保険料収入と保険料率の推移



注 2002 年度は 10 月から 1000 分の 14

(保険料収入は料率の改定がなければ滑らかに推移)

この図 1-2 には、二事業分を除く料率を 1000 分の 10 とした場合の推計保険料収入額<sup>2</sup>も点線

<sup>2</sup> 1000 分の 10 とした場合の保険料収入とは、二事業分を除く保険料収入に、1000 分の 10 と当該年度において一般の事業に適用される二事業分を除く料率の比率を乗じて得た値で、推計値である。次の点に留意しなくてはならない。まず、二事業分を除く料率が、一般の事業に適用されるものと異なる農林水産、清酒製造の事業、建設の事業があるにもかかわらず、一律に行っている点である。また、事業主の納付する年間の保険料は、前年度に納付した保険料と前年度の確定保険料の額の差額が調整される（確定保険料の額が上回る場合は追加納付、不足する場合は当該年度の納付額に充当（又は還付））から、全額が当該年度の料率で計算されるわけではないのに、当該年度の料率で計算している点である。

で示した。料率の改定がなければ、比較的滑らかに推移することがわかる。1993 年度以降、それまでの上昇トレンドから水平に近い動きになっているが、これは、後に述べるように、一般被保険者数の増加トレンドがやはり 1993 年度以降、それまでに比べて緩やかになったことと符合する。

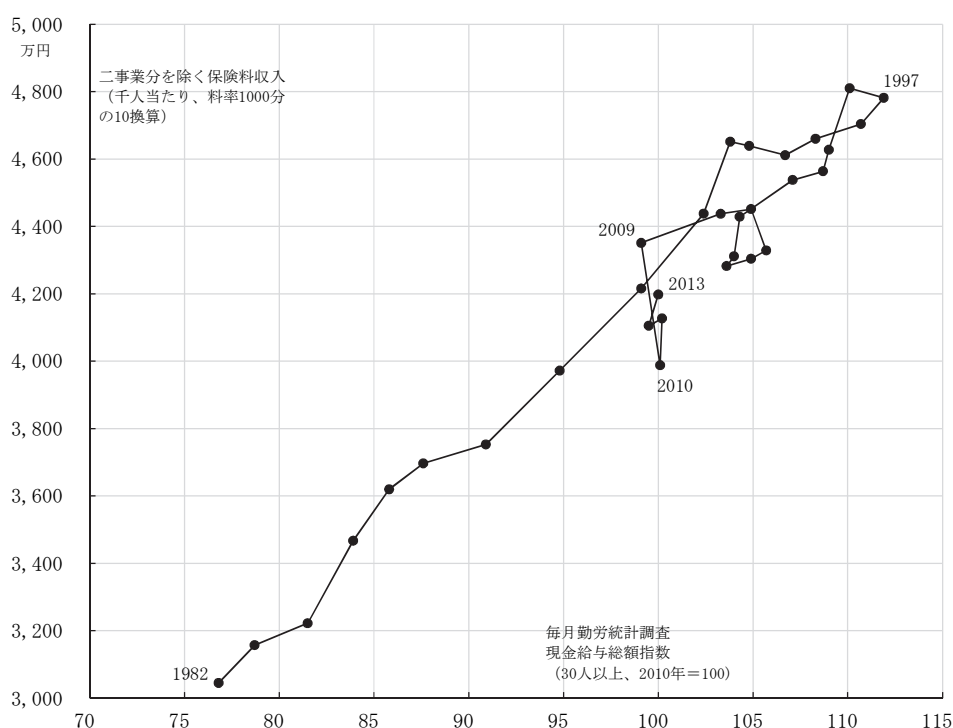
### （保険料収入の変動要素）

保険料収入は、基本的には、各事業の労働者の賃金の総額に料率を乗じて得た額の合計であるから、保険料収入は料率に加え、賃金の総額の動きにも左右される。賃金の総額は、労働者一人当たり賃金と労働者数（雇用保険の場合は被保険者数）の積である。保険料収入は、料率、労働者一人当たり賃金、被保険者数の動きに左右されることになる。

### （被保険者 1000 人当たりの保険料収入）

料率との関係は先にみたので、次に、労働者一人当たり賃金との関係をみる。料率 1000 分の 10 とした場合の保険料収入をさらに被保険者数<sup>3</sup>で除して、被保険者 1000 人当たりの保険料収入を得れば、その額は、一人当たり賃金の動きに連動するはずである。実際、厚生労働省「毎月勤労統計調査」による一人当たり賃金（現金給与総額）と比較すると図 1-3 のとおりで、一人当たり賃金と被保険者 1000 人当たりの保険料収入がおおむね連動している。

【図 1-3】被保険者 1000 人当たり保険料収入（料率 1000 分の 10 換算）と現金給与総額



<sup>3</sup> 一般被保険者数、短期雇用特例被保険者数及び日雇労働被保険者数の合計

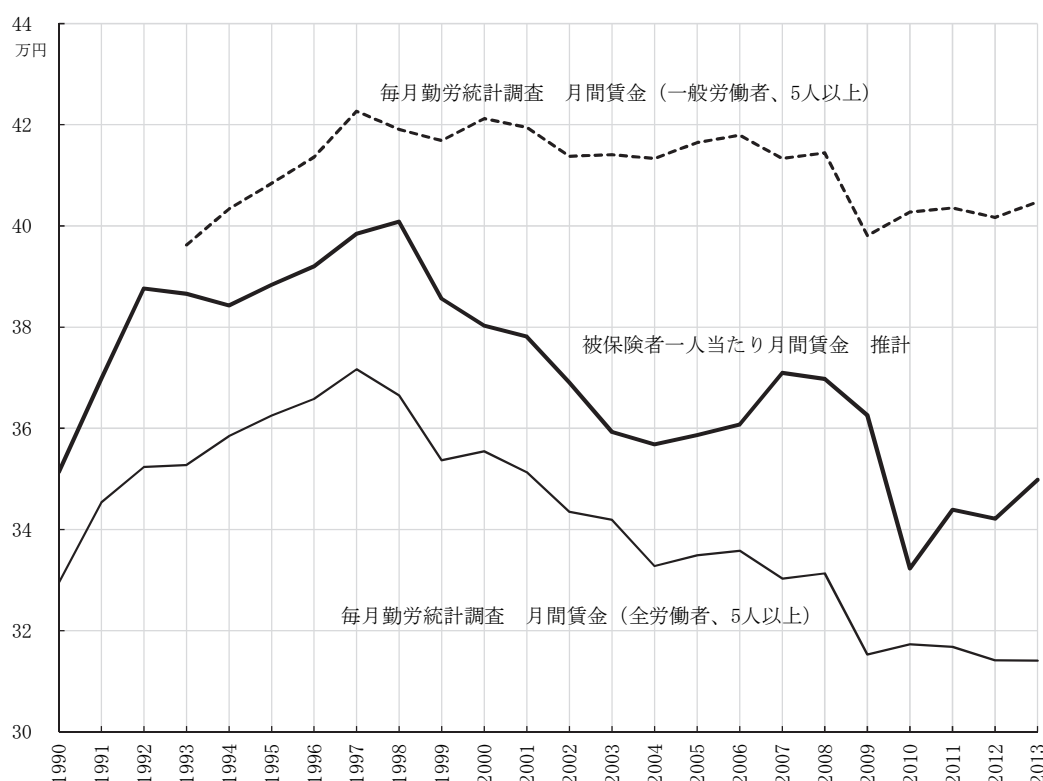
### （被保険者一人当たり賃金の推計）

また、二事業分を除く保険料収入と二事業分を除く料率を使って、被保険者一人当たり賃金に相当する額を以下の算式で推計できる<sup>4</sup>。

二事業分を除く保険料収入÷二事業分を除く料率÷被保険者数

図 1-4 は、こうして求めた被保険者一人当たり賃金の推計額と毎月勤労統計調査による一人当たり賃金（現金給与総額）を比較してみたものである。被保険者の方が一貫して高い。これは、毎月勤労統計調査の調査対象である「常用労働者」の範囲が、雇用保険の被保険者の範囲よりも広く<sup>5</sup>、例えば、所定労働時間が週 20 時間未満の労働者は被保険者とはならないが、毎月勤労統計調査の常用労働者には該当する場合があるためと思われる。図には、毎月勤労統計調査による一般労働者（フルタイム）の賃金も併せて掲げた。被保険者の推計賃金は、一般労働者の賃金に比べれば低い。被保険者には、所定労働時間が週 20 時間以上である短時間労働者も含まれるためと思われる。一般労働者の賃金との格差は、1990 年代の終わりのころから 2000 年代前半にかけて広がってきている。後述するが、短時間被保険者数の増加が 2000 年代に入ってから顕著になったことと符合する動きである。

【図 1-4】被保険者の推計賃金



<sup>4</sup> 分母の被保険者数は、脚注 3 と同じ。

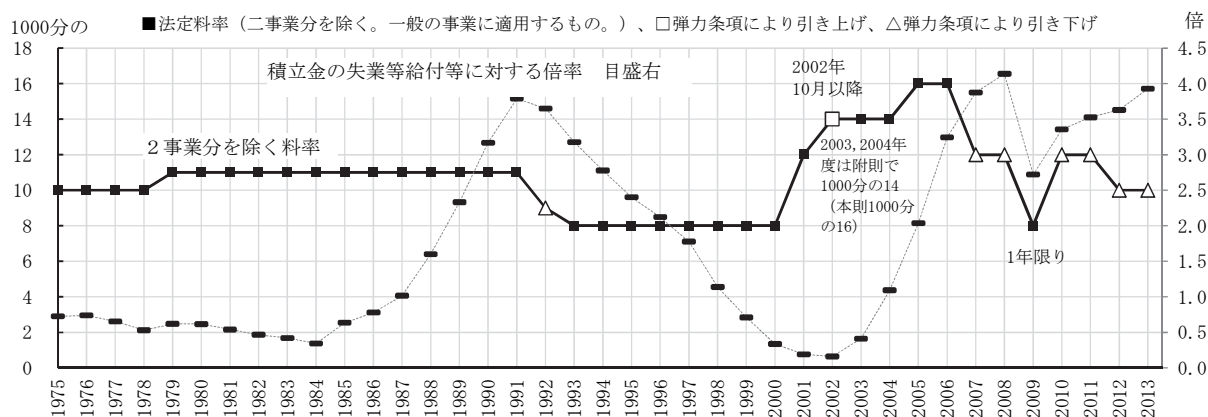
<sup>5</sup> ただし、毎月勤労統計調査は、産業の範囲が農林水産業を調査の対象外とする点、事業所の範囲が事業所規模 5 人未満を調査の対象外とする点では、雇用保険よりも範囲が狭い。

## (補足) 雇用保険率の弾力条項による改定

雇用保険率の改定には、法定料率の改定といわれる弾力条項による改定とがある。法定料率は、労働保険の保険料の徴収等に関する法律の第12条4項に定められている率で、一般の事業の場合、現在、1000分の17.5である。次の第12条第5項に、厚生労働大臣は、毎年度末の積立金の額が、当該年度における失業等給付額等の二倍に相当する額を超え、又は当該失業等給付額等に相当する額を下に至った場合、必要があると認めるときは、労働政策審議会の意見を聴いて、一年以内の期間を定め、雇用保険率を1000分の13.5から1000分の21.5（一般の事業の場合）の範囲内において変更することができる旨規定されている。積立金が年間の失業等給付額等の何倍か、言い換えると、何年分あるかによって、法定料率をプラスマイナス1000分の4（2006年度までは1000分の2）の範囲内で変更できる。これを弾力条項による改定という。弾力条項による改定は、二事業分の料率は変更しない。つまり、二事業分を除く料率が1000分の10から1000分の18（一般の事業の場合）の範囲で変わり得ることになる。積立金の倍率を算出する際の分母の失業等給付額等とは、失業等給付の額に2011年10月に始まった就職支援法事業に係る支出額も含め、「失業等給付額等」と総称されるものである。

下図は、積立金の失業等給付額等に対する倍率と二事業分を除く料率（一般の事業のもの）の推移を併せてみたものである。分母の失業等給付額等は、ここでは厚生労働省労働政策審議会雇用保険部会資料にある「失業等給付関係収支状況」の表にある失業等給付費と就職支援法事業の額を合計したものを使っている。年度末の積立金の失業等給付額に対する倍率が判明するのは夏である。弾力条項による改定を行うとしてもその後である。

積立金の失業等給付額に対する倍率（以下「積立金の倍率」という。）は1989年度に初めて2倍を超え、1991年度まで上昇を続けた。1992年度に弾力条項に基づく引き下げがあり、1993年度には法定料率（ここでは二事業分を除くもの。以下同じ。）が1000分の8とされた。積立金の倍率は1992年度から低下し始め、1999年度には1を切る事態となった。2001年度は弾力条項ではなく、法定料率が1000分の12まで引き上げられ、翌2002年度（10月以降）は弾力条項適用で1000分の14とされた。2003年度からは法定料率がさらに引き上げられ1000分の16（ただし2003年度と2004年度は附則で1000分の14とされた）となった。積立金の倍率は2002年度を底に再び上昇し始め2005年度に2を上回るどころとなり、2007、2008年度は弾力条項適用で1000分の12となった。2009年度は1年限りの措置で1000分の8とされた。2012年度は法定料率が1000分の14に引き下げられ、2012、2013年度は弾力条項適用で1000分の10となった。



## 2 被保険者数の動き

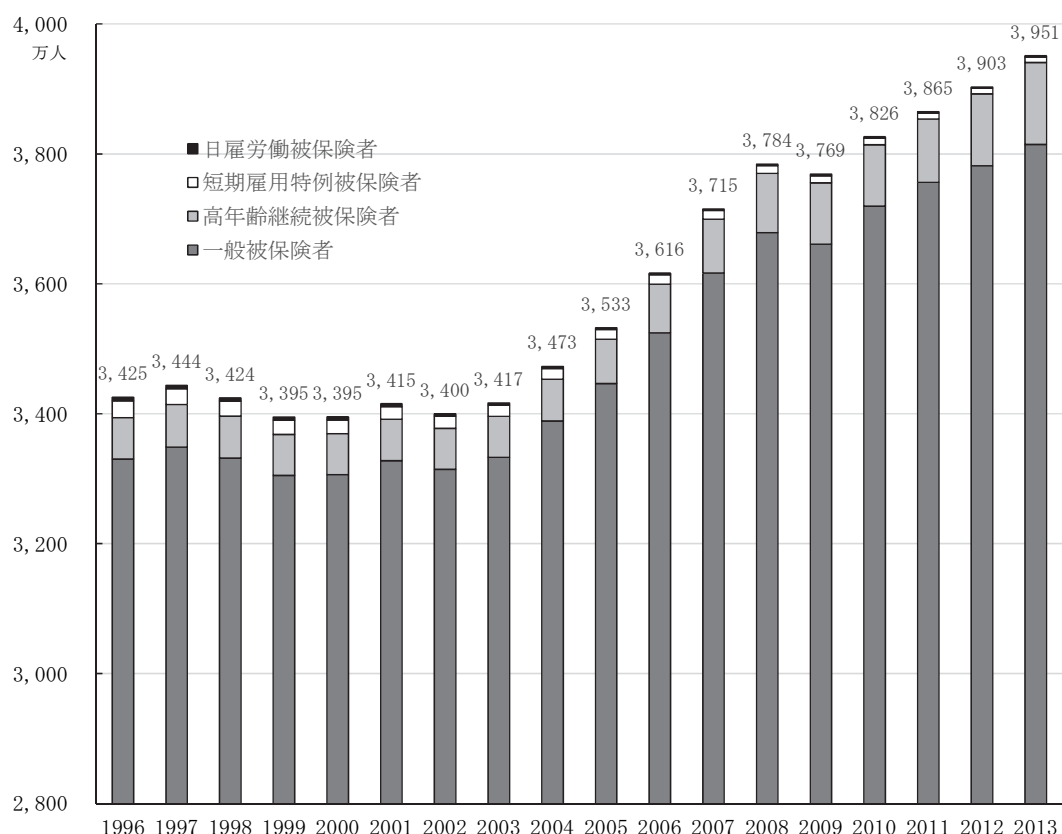
保険料収入の3つの変動要因、料率、一人当たり賃金、被保険者数のうち最後の被保険者数について、項を改めてみる。

### (1) 被保険者の種類別にみた増減状況

雇用保険の被保険者は、一般被保険者、高年齢継続被保険者、短期雇用特例被保険者、日雇労働被保険者から成る。それぞれ2013年度の月平均で、一般被保険者3,815万人、高年齢継続被保険者111万人、短期雇用特例被保険者8.8万人、日雇労働被保険者1.9万人である。

過去の推移は図1-5のとおりで、この10年間に限っても、2003年度の3,417万人から2013年度の3,951万人まで534万人、率にして16%の増となっている。保険料負担のない高年齢継続被保険者を除くと、14%増である。一方、図1-2の料率を1000分の10に換算した場合の保険料収入は、その間、11%の増加にとどまっている。被保険者数ほど伸びていないのは、一人当たり賃金が減少傾向にあったためである。毎月勤労統計調査によると、賃金指数は2003年度から2013年度にかけて3.8%減少している。

【図1-5】被保険者数の推移



被保険者数増加の内訳をみると、2003年度から2013年度にかけて、

|            |                              |
|------------|------------------------------|
| 一般被保険者     | 3,333 万人から 3,815 万人に 482 万人増 |
| 高年齢継続被保険者数 | 63 万人から 126 万人に 63 万人増       |



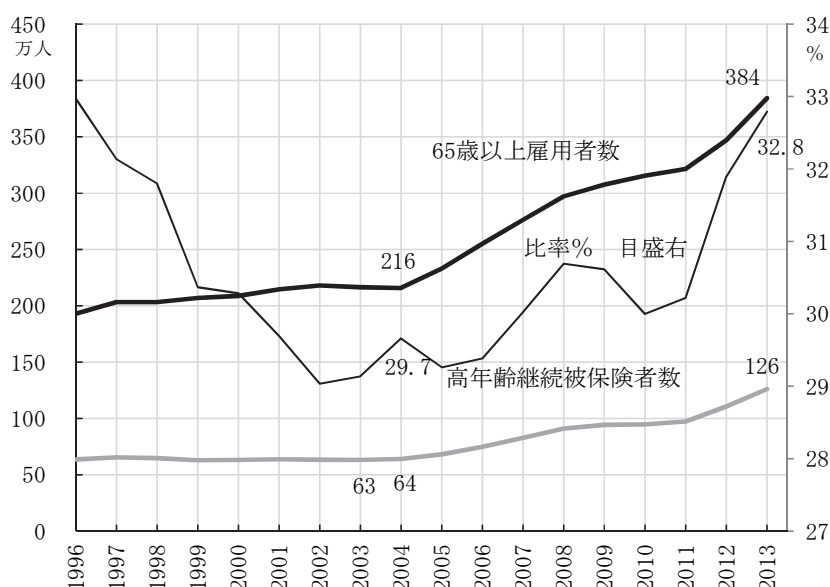
短期雇用特例被保険者 17.4 万人から 8.8 万人に 8.6 万人減

日雇労働被保険者 3.6 万人から 1.9 万人に 1.7 万人減

となっている。一般被保険者と高年齢継続被保険者が増加する一方、短期雇用特例と日雇労働の被保険者は減少している。

高年齢継続被保険者の増加は、次の図にみるように、65 歳以上雇用者<sup>6</sup>の増加と軌を一に 2005 年度から始まり、2009 年度から 2011 年度の間はピッチが弱まったものの、2012 年度から再びピッチを速めている。2012 年度は団塊の世代（1947～49 年生まれ）が 65 歳に到達し始める年度である。増加のピッチは 65 歳以上雇用者全体を上回っており、雇用者数との比率が 2012 年度、2013 年度と上昇している。

【図 1-6】 高年齢雇用継続被保険者数の推移



以下、数が多く、増加も大きい一般被保険者に絞る。一般被保険者の動きをより長期にわたってみると、図 1-7 のとおりである。労働力調査による雇用者全体の動きも併せて掲げている。

## (2) 一般被保険者の増加……雇用者全体と違う動き

一般被保険者は、1990 年代に入って、それまでの増加のスピードが緩くなり、1998 年度、1999 年度は減少を示した。その後、2002 年度まではおおむね横ばいで推移したが、2003 年度以降は、リーマンショック（2008 年 9 月）後の 2009 年度を除き、増加している。

図にみるように、この 2003 年度以降の増加は、雇用者全体には見られない動きである。雇用者全体とは水準に違いはあるものの<sup>7</sup>、1990 年代に入って増加が緩やかになった点など、似た動

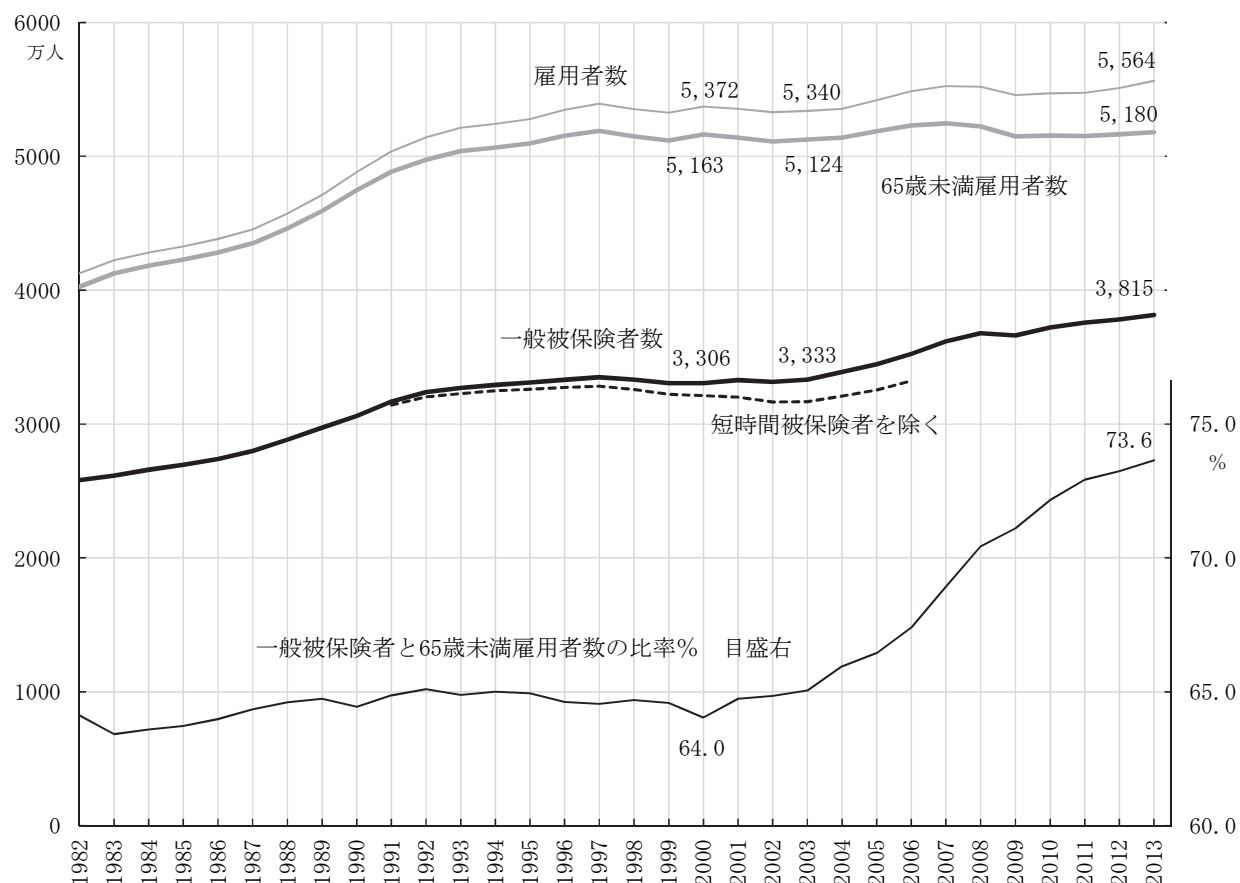
<sup>6</sup> 総務省「労働力調査」による。月次の統計を年度平均した値である。月次の統計は国勢調査結果に基づき遡及改訂された時系列接続用数字ではなく、毎月の既公表値である。

<sup>7</sup> 労働者の全員が一般被保険者になるわけではない。第一に、農林水産業の 5 人未満の労働者を使用する個人経営の事業は任意適用である。第二に、適用事業に雇用される労働者であっても、一部は適用除外とされる。すなわち、65



きを示しているが、2000年代に入ってから動きに乖離が出始めた。一般被保険者数の増加が見られる2003年度以降は雇用者全体でも増加がみられるもののかなり緩やかで、特に一般被保険者の対象となる65歳未満の雇用者数では、2000年度5163万人、2013年度5180万人<sup>8</sup>と、ほとんど横這いでしかない。その結果、一般被保険者の65歳未満雇用者に対する比率は、2001年度に2000年度の64.0%から64.7%に上昇した以降、一貫して上昇している。

【図1-7】一般被保険者数の推移



#### (短時間被保険者……短時間被保険者以外も増加)

図には短時間被保険者を除く被保険者数を、統計の得られる1991年度から2006年度までの間<sup>9</sup>、点線で示してある。短時間被保険者数の増加に加え、短時間被保険者以外の人数も2004、

歳に達した日以後に雇用される者、1週間の所定労働時間が20時間未満である者、継続して31日以上雇用されることが見込まれない者、季節的に雇用される者であって4か月以内の期間を定めて雇用される者、昼間学生のアルバイト、また、いわゆる一般の公務員などである。一般被保険者は、被保険者のうち、高年齢継続被保険者、短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者に該当しないものである。

厚生労働省「就業形態の多様化に関する総合実態調査」によると、雇用保険適用ありとする非正社員の割合は1999年調査50.1%、2003年調査63.0%、2010年調査65.2%である。非正社員のうちパートタイム労働者に限ると、1999年調査34.2%（短時間のパート）、2003年調査56.4%、2010年調査55.3%である。1999年調査の「短時間のパート」は、2003年以降の調査の「パートタイム労働者」と定義は同じである。

<sup>8</sup> 総務省「労働力調査」による。月次の統計を年度平均した値である。月次の統計は国勢調査結果に基づき遡及改訂された時系列接続用数字ではなく、毎月の既公表値である。

<sup>9</sup> 1989年10月から、一般被保険者と高年齢継続被保険者のそれぞれに短時間被保険者という被保険者の種類が設け

5、6年度と増加していることがわかる。一般被保険者数の2004年度頃からの増加は、短時間被保険者の増もあるものの、それ以外の増加も要因であることがわかる。短時間労働者（パートタイム労働者）の増加は近年の傾向であるが、この一般被保険者の増加は、短時間労働者が被保険者に入ってきたためとは言い切れないことになる。

（性別、年齢階級別……女性、30代、40代中心）

次の表1-1は、一般被保険者の2000年度から2013年度までの508万人増について、性別、年齢階級別の内訳をみたものである。男性の101万人増に対し、女性407万人増と、増加の多くは女性の増である。年齢階級別には、35～49歳層と、60～64歳で増加している。

【表1-1】性、年齢階級別にみた一般被保険者数の増減

| 年齢階級    | 2000年度から2013年度 |           |
|---------|----------------|-----------|
|         | 人増の内訳          |           |
|         | 男 人            | 女 人       |
| 年齢計     | 1,012,876      | 4,069,346 |
| 19歳以下   | -25,710        | -33,457   |
| 20歳～24歳 | -399,649       | -448,584  |
| 25歳～29歳 | -754,730       | -116,810  |
| 30歳～34歳 | -143,118       | 633,885   |
| 35歳～39歳 | 623,232        | 1,005,039 |
| 40歳～44歳 | 966,237        | 1,067,314 |
| 45歳～49歳 | 262,036        | 622,725   |
| 50歳～54歳 | -436,180       | 254,057   |
| 55歳～59歳 | -21,708        | 411,371   |
| 60歳～64歳 | 942,469        | 673,807   |

注 内訳の合計が計欄と一致しない場合がある。

### （30歳代でも被保険者数が減らなくなった女性 ⇒ 一般被保険者増）

この30歳代、40歳代の増加の結果、特に女性では、30～44歳で見られた落ち込みがなくなった。図1-8は、男女それぞれの年齢階級別一般被保険者数を2000年度、2003年度と2013年度でみたものである。10年間で年齢階級が2つ上にずれるので、2003年度とも比べた。

女性の2000年度は、25～29歳216万人に対し、30～34歳131万人、35～39歳105万人と落ち込んでいるのに対し、2013年度は25～29歳204万人、30～34歳194万人、35～39歳205万人と、25歳から44歳までの間、ほとんど水平である。

男性も年齢階級によって山、谷があるが、時間の経過とともに山が右にずれて行くので（図中、点線で囲った層）、落ち込みが消える女性の場合と状況が異なる。団塊の世代（1947～49

---

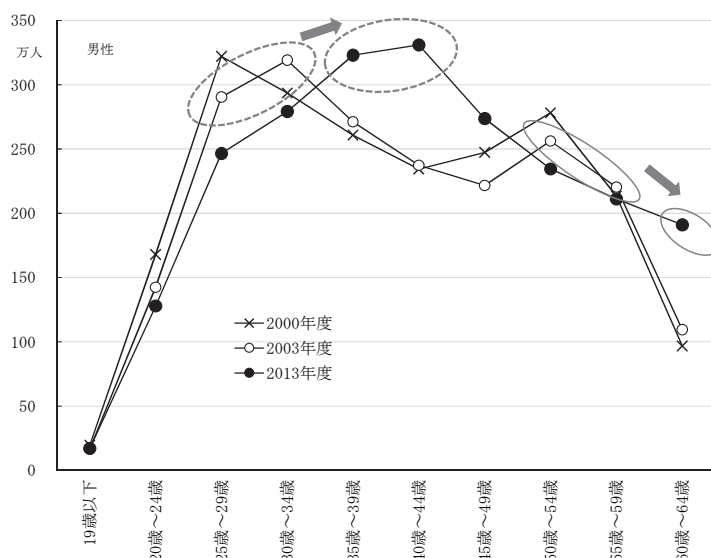
られ、業務統計も1991年度から作成されるようになったが、この区分は、2007年10月からなくなった。

なお、短時間労働者は、現行制度発足の1975年当時も、運用上、週当たりの所定労働時間が通常の労働者のおおむね4分の3以上かつ22時間以上で年収52万円以上、反復継続して就労する者であることを要件として、被保険者とされている。現在は、一週間の所定労働時間が20時間未満である者（日雇労働被保険者に該当する者は除く。）が適用除外とされている。2000年代に入ってから、2001年度に年収要件が撤廃されたが、一般被保険者の増が顕著であった2003～2007年度に資格要件の変更があったわけではない。

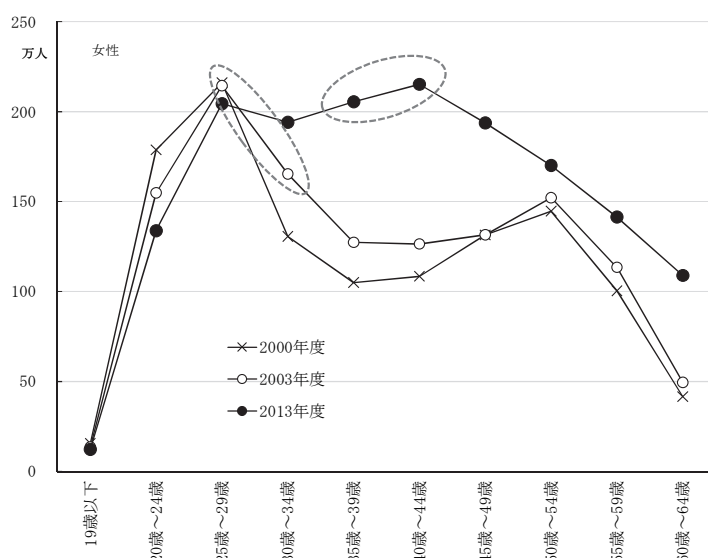
年生まれ）や団塊の第二世代（1971～74年生まれ）が属する年齢階級がずれていくものと思われる。

【図 1-8】年齢階級別一般被保険者数

—男性—



—女性—



このように、一般被保険者増加の状況は、性別、年齢階級別に異なる。一般被保険者数の増減は、一般被保険者数が

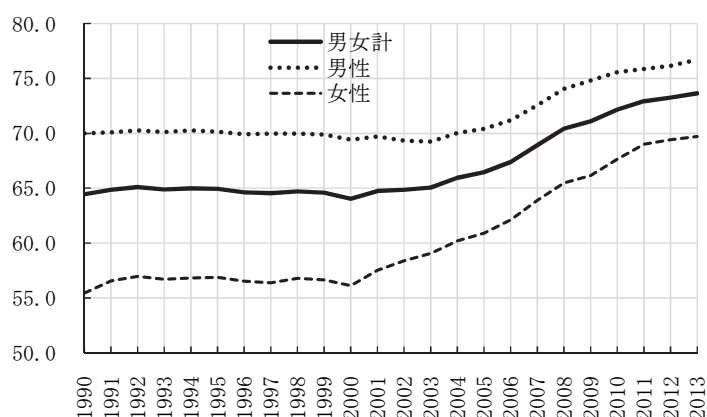
一般被保険者数＝雇用者数×雇用者に占める一般被保険者の割合  
と表されることから、雇用者の増減によるものと、雇用者に占める一般被保険者の割合（以下「一般被保険者比率」）が上下することによる増減とに分けて考えることができる。一般被保険者数の増減がどちらによるかで、その政策的含意も異なったものとなろう。

そこでまず、一般被保険者比率が性別、年齢階級別にみてどのような状況にあるかみる。

### （一般被保険者比率）

次の図は、一般被保険者比率の推移を男女別にみたものである。男性より女性の方が低いこと、女性の方が早く上昇し始めていること、2000 年度から 2013 年度までの上昇幅は、女性の 15 ポイント近くに対し、男性は 7 ポイント程度と、女性の方が大きいことがわかる。

【図 1-9】男女別一般被保険者比率（雇用者に占める割合）



さらに、男女それぞれの一般被保険者比率を年齢階級別にみると、年齢階級によって水準や動きが異なる。次の図のとおりである。図からわかる特徴点を掲げる。

まず、男女とも 19 歳以下の低下が著しい。共に 1990 年代に比率が低下した。この背景には大学等への進学率の上昇がある。文部科学省「学校基本調査」によれば、短大や専修学校（専門課程）も含む高等教育機関への進学率は 1990 年代に上昇しており、1990 年卒の 53.7%（うち大学 24.6%）に対し、2000 年卒は 70.5%（同 39.7%）である。女性の一般被保険者比率は、2000 年代に入ると 30%を下回る水準で概ね横這いとなったのに対し、男性は 2003 年度以降、上昇に転じ、2009 年度まで 10 ポイント近く上昇した。その後、再び低下している。

20～24 歳も、やはり共に 1990 年代に比率が低下した。2000 年代に入ってから横這いとなり、男性は 2006～2009 年度、女性も 2006～2008 年度に上昇した。

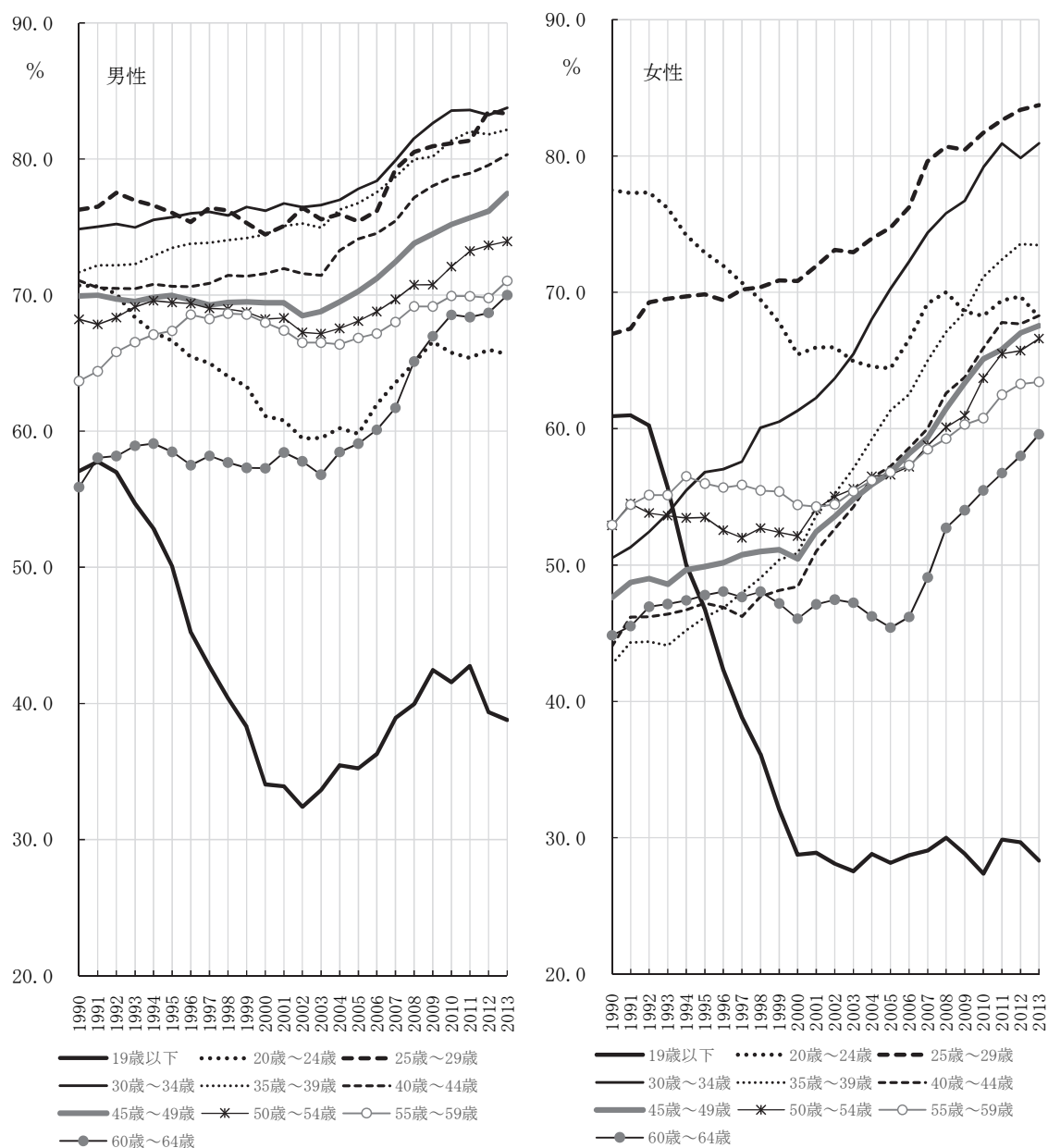
次に、変化が顕著であるのは、女性の 30～34 歳と 35～39 歳である。1990 年代から現在に至るまで、いずれもおおよそ 30 ポイント程度、比率が上昇した。

その他、男性の 55～59 歳層の動きも他と異なる。1990 年代前半に上昇し、その後、やや低下の後、2000 年代後半から再び上昇している。1990 年代前半の上昇は、当時の定年延長の動きと関係あると思われる<sup>10</sup>。また、男性の 35～39 歳は、1990 年度当時も現在も、25～29 歳や 30～34 歳層に次いで比率の高い層であるが、1990 年代から現在に至るまで、緩やかに上昇している。

以上で触れていない年齢階級は総じて、男性は 2003～4 年度から、女性はそのより少し早目に、それまでのおおむね横ばいの状態から上昇し始めている。

<sup>10</sup> 定年を定める場合は 60 歳を下回ることができないとされた（「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」改正 1994 年、施行 1998 年 4 月）。

【図 1-10】男女それぞれの年齢階級別一般被保険者比率



### （雇用者数）

一般被保険者比率は性別に、年齢階級別に、水準や動きが異なるわけであるが、一般被保険者数を決めるもう一つの要素である雇用者数も同様である。先にみたように、雇用者の総数（65歳未満）にはあまり変化がないが、それは男性の減少と女性の増加が相殺したためであり、さらに、各性の年齢階級構成も、40歳前後の各層と60～64歳層の割合が上昇している。次の表のとおりである。

【表 1-2】男女それぞれの 65 歳未満雇用の年齢階級別構成

| 性、年度 | 人数    | 65 歳未満 | 15～19 歳 | 20～24 歳 | 25～29 歳 | 30～34 歳 | 35～39 歳 | 40～44 歳 | 45～49 歳 | 50～54 歳 | 55～59 歳 | 60～64 歳 |
|------|-------|--------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
|      | 万人    | %      | %       | %       | %       | %       | %       | %       | %       | %       | %       | %       |
| 男性   |       |        |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |
| 2000 | 3,074 | 100.0  | 1.9     | 8.9     | 14.1    | 12.5    | 11.4    | 10.6    | 11.6    | 13.3    | 10.2    | 5.5     |
| 2013 | 2,914 | 100.0  | 1.5     | 6.7     | 10.2    | 11.4    | 13.5    | 14.1    | 12.1    | 10.9    | 10.2    | 9.4     |
| 増減差  | -161  |        | -0.4    | -2.2    | -3.9    | -1.1    | 2.1     | 3.5     | 0.5     | -2.4    | 0.0     | 3.9     |
| 女性   |       |        |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |
| 2000 | 2,089 | 100.0  | 2.6     | 13.1    | 14.6    | 10.2    | 9.9     | 10.7    | 12.5    | 13.3    | 8.8     | 4.3     |
| 2013 | 2,266 | 100.0  | 1.9     | 8.7     | 10.8    | 10.6    | 12.3    | 13.9    | 12.6    | 11.3    | 9.8     | 8.1     |
| 増減差  | 178   |        | -0.7    | -4.4    | -3.8    | 0.4     | 2.5     | 3.2     | 0.2     | -2.0    | 1.0     | 3.7     |

一般被保険者比率の水準が、性、年齢階級によって異なるから、仮にそれぞれの比率に変化がなくても、雇用者の性、年齢構成が変わるだけで、被保険者数は増減することになる。

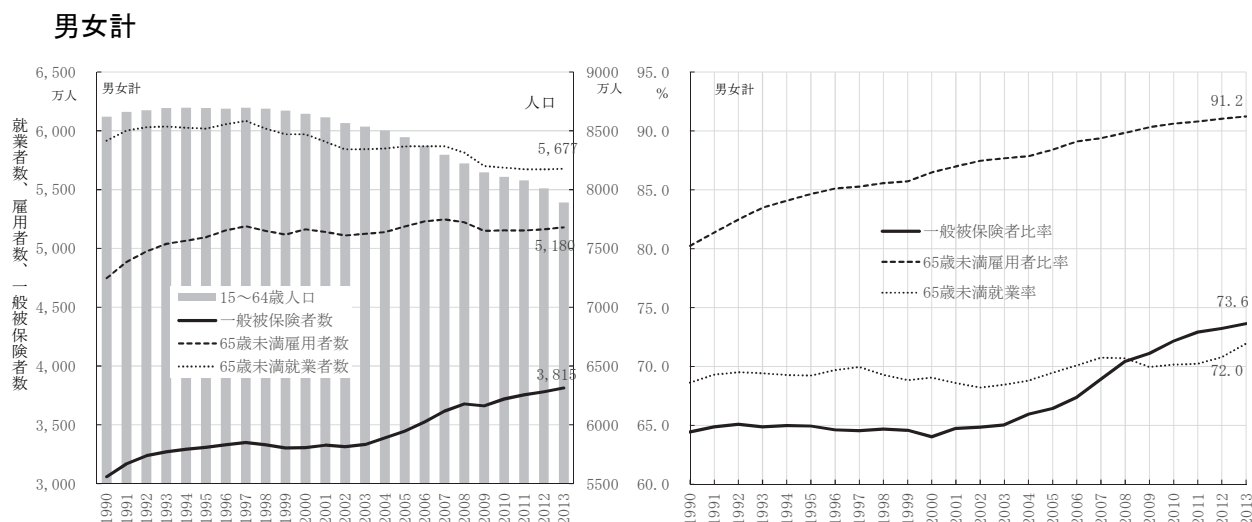
#### （人口、就業率、雇用者比率）

さらに、雇用者数自体も、人口の変化や人口に占める割合の変化から影響を受ける。人口に占める割合は、人口に占める就業者の占める割合である就業率と雇用者比率に分けて考えるのがふつうである。後者の雇用者比率とは、雇用者、自営業者、家族従業者から成る就業者に占める雇用者の割合のことである。

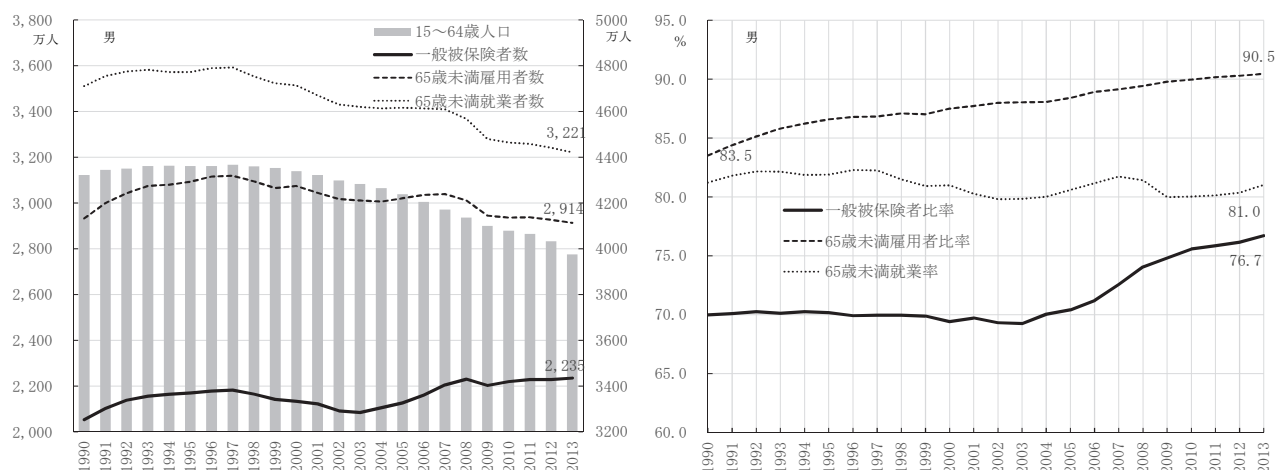
そこで、一般被保険者数の増減に対する人口、就業率、雇用者比率、一般被保険者比率の増減の寄与度を計算してみることにする。

その前に、男女それぞれの 15～64 歳人口、就業者、雇用者の実数や各種の率の推移を俯瞰しておく。次のとおりである。

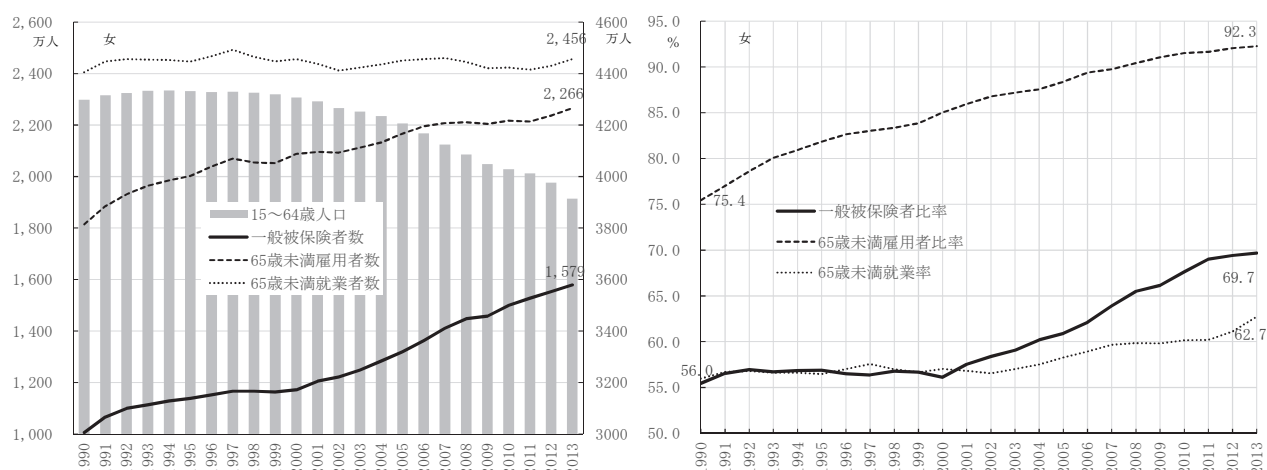
【図 1-11】15～64 歳人口、就業者数、雇用者数（左側）  
就業率、雇用者比率、一般被保険者比率（再掲）（右側）



## 男性



## 女性



男女計の図をみると、15～64歳人口が1990年代半ばから減少し始める中、就業率が景気の波に沿って緩やかに上下はするものの概ね一定で、65歳未満就業者数も減りつつあること、しかし、雇用者比率が上昇しているため、65歳未満雇用者数は横ばいの水準を維持していること、そして一般被保険者比率が2000年代に入って上昇し始めたため、一般被保険者数が増加している、ということがわかる。男女計の就業率が概ね一定であるが、性別にみると、男性がやや低下傾向にあるに対し、女性が2000年代に入って上昇していて、男性の低下を相殺している。

## ア 一般被保険者増減の要因分解

（性、年齢階級ごと）

まず、性、年齢階級ごとに、一般被保険者数の増減を要因分解する。

一般被保険者数＝人口×就業率×雇用者比率×一般被保険者比率

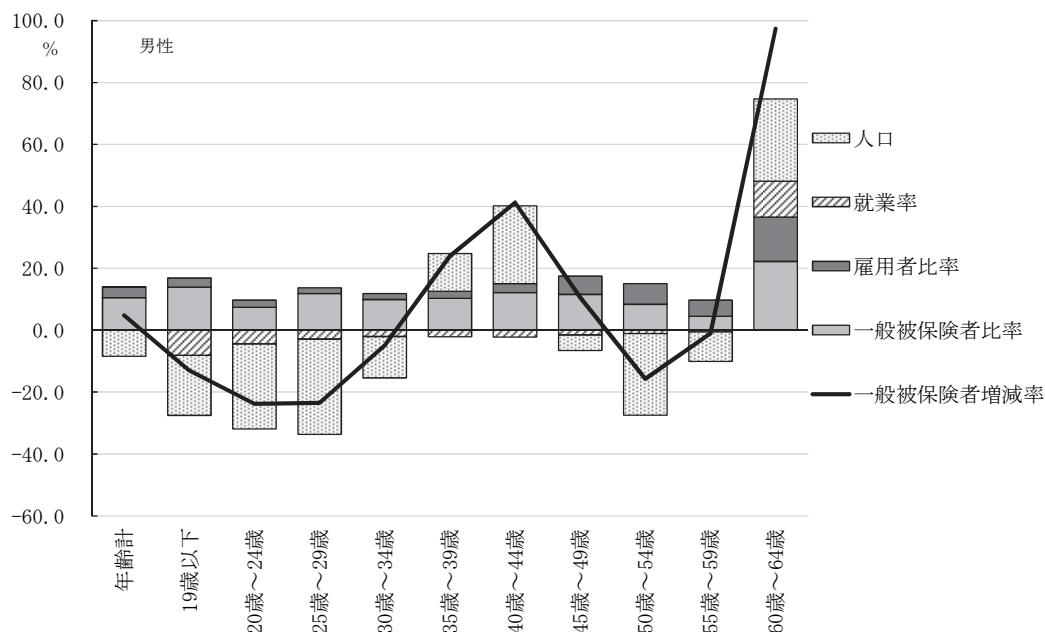
であるから、2000年度から2013年度にかけての一般被保険者数の増減率を、人口、就業率、雇用者比率、一般被保険者比率の各要素の寄与分に分解する。結果は次の図のとおりである。図中、太い折れ線が各年齢階級の一般被保険者数の増減率で、縦の積上げ棒グラフが、各要素の寄与



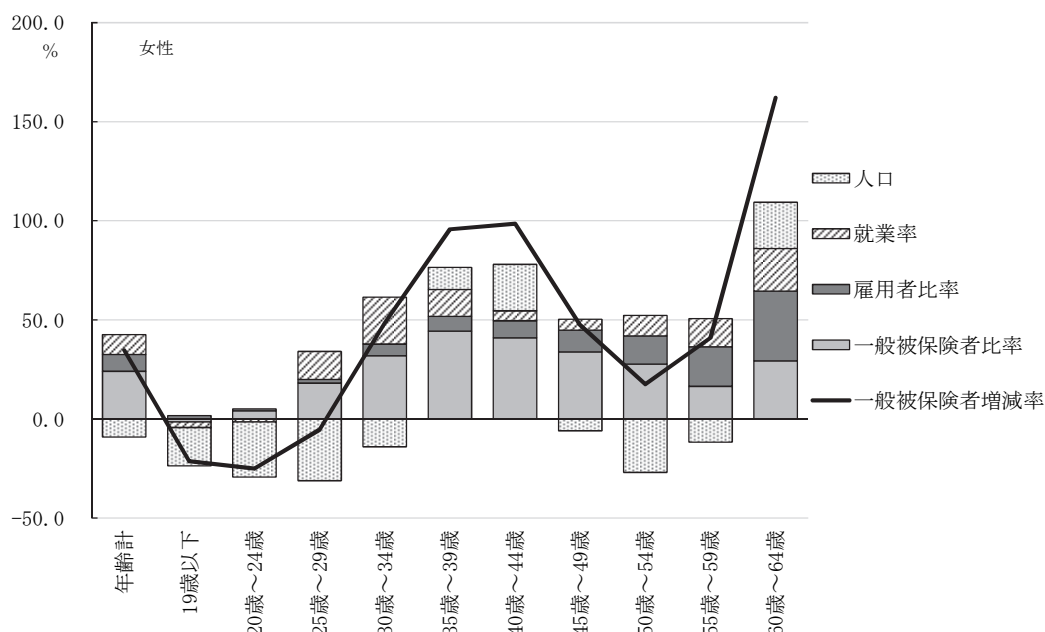
分である。人口の増加している 40 歳前後の年齢階級と 60～64 歳は、人口増が一般被保険者数の増加に寄与している。特に男性の 40～44 歳層で人口増が効いている。もっとも年齢計（65 歳未満）ではマイナスの寄与である。

【図 1-12】各性、年齢階級の一般被保険者数増減率（2000-2013 年度）の要因分解

### 男性



### 女性



注 各要因の寄与分の計が一般被保険者数増減率と違うのは、各要因の交絡項による。

就業率は、男性では 60～64 歳を除くどの年齢階級も効いていない（むしろ就業率低下が足を引っ張っている。）が、女性では、特に 30～34 歳、60～64 歳層で、就業率上昇が寄与している。

雇用者比率は、男女とも、各年齢階級でプラスに寄与している。特に 60～64 歳における雇用者比率上昇が効いている。一般被保険者比率は、女性の 19 歳以下を除く男女、各年齢階級でプラスに効いているが、特に女性の 30～49 歳の各層で効き方が大きい。

### （年齢計）

年齢計、ここでは 65 歳未満ということであるが、年齢計では男女とも、一般被保険者比率上昇の寄与が大きい。特に男性は女性と違って就業率上昇の寄与がないので、なおさらである。

|                | 男性   | 女性    |
|----------------|------|-------|
| 一般被保険者増減率%     | 4.7% | 34.7% |
| 各要因の寄与<br>ポイント |      |       |
| 一般被保険者比率       | 10.5 | 24.2  |
| 雇用者比率          | 3.4  | 8.5   |
| 就業率            | 0.1  | 10.0  |
| 人口             | -8.4 | -9.1  |

この一般被保険者比率の上昇は、男女とも各年齢階級で生じている。どの年齢層の上昇が年齢計のそれに効いているのであろうか。また、雇用者の年齢階級別構成も変化している。これによる影響はどの程度であろうか。年齢計の一般被保険者比率は、各年齢階級の

当該年齢階級の雇用者構成比（65 歳未満全体に占める割合）

× 当該年齢階級の一般被保険者比率

の和である。各年齢階級の雇用者構成比と一般被保険者比率を、2000 年度はそれぞれ  $W_i$ 、 $P_i$ 、2013 年度はそれぞれ  $W'_i$ 、 $P'_i$  と置く。添え字の  $i$  は、年齢階級を表す。また、年齢計の一般被保険者比率を 2000 年度  $P$ 、2013 年度  $P'$  と置く。 $P' = \sum W'_i P'_i$  であり、 $P = \sum W_i P_i$  である。

一般被保険者比率 2013 年度と 2000 年度の差  $P' - P$  は、 $\sum$  を年齢階級の合計をとることを表す記号として、

$$\begin{aligned}
 P' - P &= \sum W'_i P'_i - \sum W_i P_i \\
 &= \sum (W'_i - W_i) P'_i + \sum W'_i (P'_i - P_i) \\
 &= \sum (W'_i - W_i) (P'_i - P') + \sum W'_i (P'_i - P_i)
 \end{aligned}$$

構成要因                      比率要因

となる（ $\sum (W'_i - W_i) = 0$  に注意）。右辺の第 1 項は雇用者の年齢階級別構成の変化による分（構成要因）、第 2 項は各年齢階級の一般被保険者比率の変化による分（比率要因）である。計算結果は次のとおりである。

まず、年齢計の一般被保険者比率の上昇に与える構成要因は小さく、雇用者の年齢階級別構成の変化の影響は小さい。女性は、構成要因がマイナスに作用しているが、これは、一般被保険者比率が年齢計よりも高い 25～29 歳層の構成比の低下（団塊の第二世代層が上の年齢に抜けた）と、年齢計よりも低い 60～64 歳層の構成比の上昇が効いている。

また、各年齢階級の寄与をみると、男性は 25～54 歳の各年齢階級が同程度に、女性は 30～54 歳の各年齢階級、中でも 35～39 歳層の寄与が大きい。

【表 1-3】一般被保険者比率とその増減差（2000-2013 年度）の要因分解 %、%ポイント

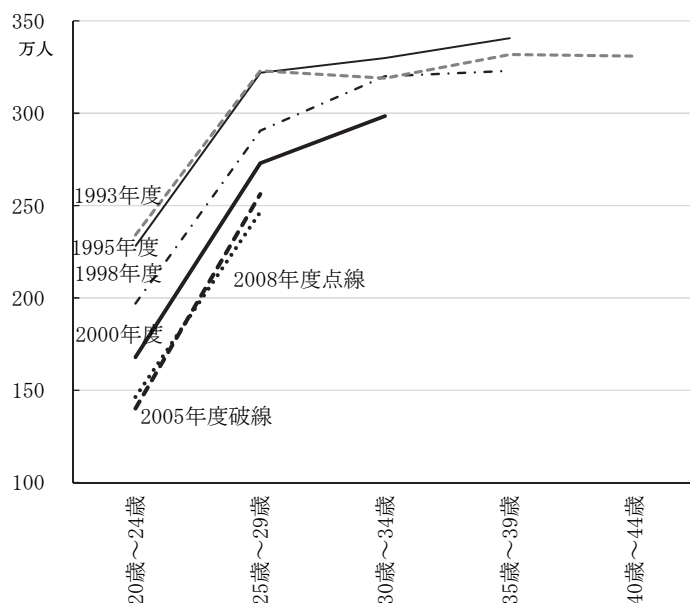
|           | 年齢計  | 19 歳以<br>下 | 20 歳～<br>24 歳 | 25 歳～<br>29 歳 | 30 歳～<br>34 歳 | 35 歳～<br>39 歳 | 40 歳～<br>44 歳 | 45 歳～<br>49 歳 | 50 歳～<br>54 歳 | 55 歳～<br>59 歳 | 60 歳～<br>64 歳 |
|-----------|------|------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 男性        | %    | %          | %             | %             | %             | %             | %             | %             | %             | %             | %             |
| 2000 年度   | 69.4 | 34.1       | 61.1          | 74.5          | 76.2          | 74.5          | 71.6          | 69.4          | 68.2          | 68.0          | 57.3          |
| 2013 年度   | 76.7 | 38.8       | 65.7          | 83.3          | 83.8          | 82.2          | 80.3          | 77.5          | 73.9          | 71.1          | 70.0          |
| 増減差       | 7.3  |            |               |               |               |               |               |               |               |               |               |
| 構成比要因     | 0.1  |            |               |               |               |               |               |               |               |               |               |
| 比率要因      | 7.2  |            |               |               |               |               |               |               |               |               |               |
| 構成比要因年齢内訳 |      | 0.1        | 0.2           | -0.3          | -0.1          | 0.1           | 0.1           | 0.0           | 0.1           | 0.0           | -0.3          |
| 比率要因年齢内訳  |      | 0.1        | 0.4           | 1.2           | 0.9           | 0.9           | 0.9           | 0.9           | 0.8           | 0.3           | 0.7           |
| 各年齢階級寄与   |      | 0.2        | 0.7           | 1.0           | 0.9           | 1.0           | 1.1           | 0.9           | 0.8           | 0.3           | 0.4           |
| 女性        |      |            |               |               |               |               |               |               |               |               |               |
| 2000 年度   | 56.1 | 28.8       | 65.4          | 70.8          | 61.3          | 50.9          | 48.4          | 50.4          | 52.1          | 54.4          | 46.1          |
| 2013 年度   | 69.7 | 28.3       | 68.2          | 83.7          | 80.9          | 73.5          | 68.3          | 67.6          | 66.6          | 63.4          | 59.6          |
| 増減差       | 13.6 |            |               |               |               |               |               |               |               |               |               |
| 構成比要因     | -0.5 |            |               |               |               |               |               |               |               |               |               |
| 比率要因      | 14.0 |            |               |               |               |               |               |               |               |               |               |
| 構成比要因年齢内訳 |      | 0.3        | 0.1           | -0.5          | 0.0           | 0.1           | 0.0           | 0.0           | 0.1           | -0.1          | -0.4          |
| 比率要因年齢内訳  |      | 0.0        | 0.4           | 1.9           | 2.0           | 2.2           | 2.1           | 2.1           | 1.9           | 0.8           | 0.6           |
| 各年齢階級寄与   |      | 0.3        | 0.4           | 1.3           | 2.0           | 2.3           | 2.1           | 2.1           | 2.0           | 0.7           | 0.2           |

## イ コーホートの別にみる 女性 20 歳代から 30 歳代

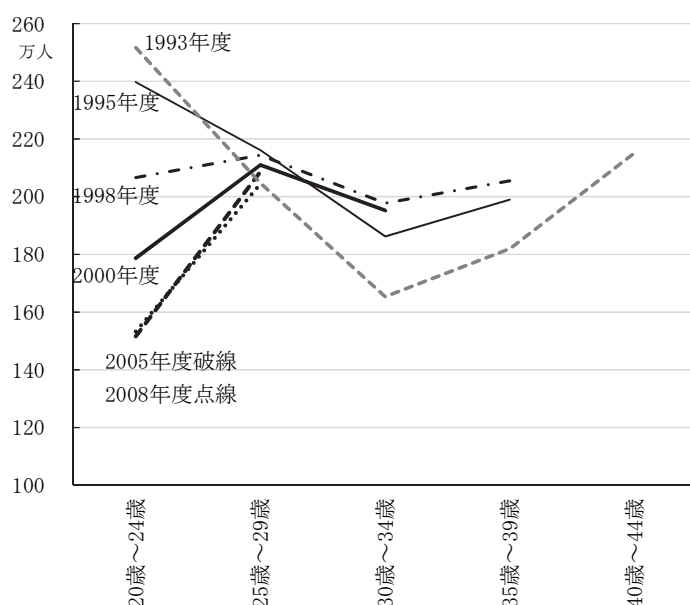
女性の場合、55 歳未満の各年齢階級の一般被保険者比率の上昇が、全体の一般被保険者数の増加に寄与している。かつてあった一般被保険者数の 30 歳代の落ち込みも消失した。そこで、女性の 20 歳代から 30 歳代にかけての就業パターンの変化を、コーホート（同一出生集団）の別にみてみよう。図 1-13 は、1993 年度から数年おきに、その年度に 20～24 歳であったコーホートのその後の人数を 5 年おきに、つまり年齢階級が一つ上になるごとにみたものである。1995 年コーホート、1998 年コーホートというように、20～24 歳であった年で各コーホートを参照する。比較のため、男性も掲げてある。

まず男性の場合、各コーホートは水準に違いがあるものの、25～29 歳にかけて増加し、以後、おおむね横ばいという動きは共通である。ただ、1995 年までのコーホートは 25 歳以降、ほとんど水平に動く（増減がない）のに対し、若年ニート、フリータが話題となった 2000 年代を 20 代で過ごす 1998 年コーホート、2000 年コーホートは、25～29 歳から 30～34 歳に移る際に 29.5 万人、25.6 万人の増加があった。また、20～24 歳層の水準が 1995 年から 2005 年にかけて減少しているが、団塊の第 2 世代（1971～74 年生まれ）が、2000 年度になって 25 歳以上の層に移ったことが主因であろう。

【図 1-13】 コーホートの別にみた一般被保険者数の推移  
(男性)



(女性)



これに対し女性の場合、1995年までのコーホートは20～24歳をピークに30～34歳までの間に50～100万人程度減った後、35～39歳、40～44歳で人数を増やす。これが1998年以降のコーホートでは、25～29歳でむしろ増えるようになった。30～34歳層になっても減り方が少ない。年齢階級別被保険者数のパターンは、男性型に近づいたと言える。

このパターンの変化——被保険者数の減少がなくなったこと——が、被保険者数の増加要因になったもの<sup>11</sup>と思われる。コーホートによる年齢階級別就業パターンが異なることの影響は、新しいパターンを示す1998年コーホートが、古いパターンでは減少の大きかった30～34歳層

<sup>11</sup> 2010年度から被保険者の資格要件が緩くなったが、影響がはっきりとはつかめられなかった。

を抜けたので、今後は徐々に小さくなると思われる。パターンの変化が連続的であれば、影響は徐々に小さくなる。

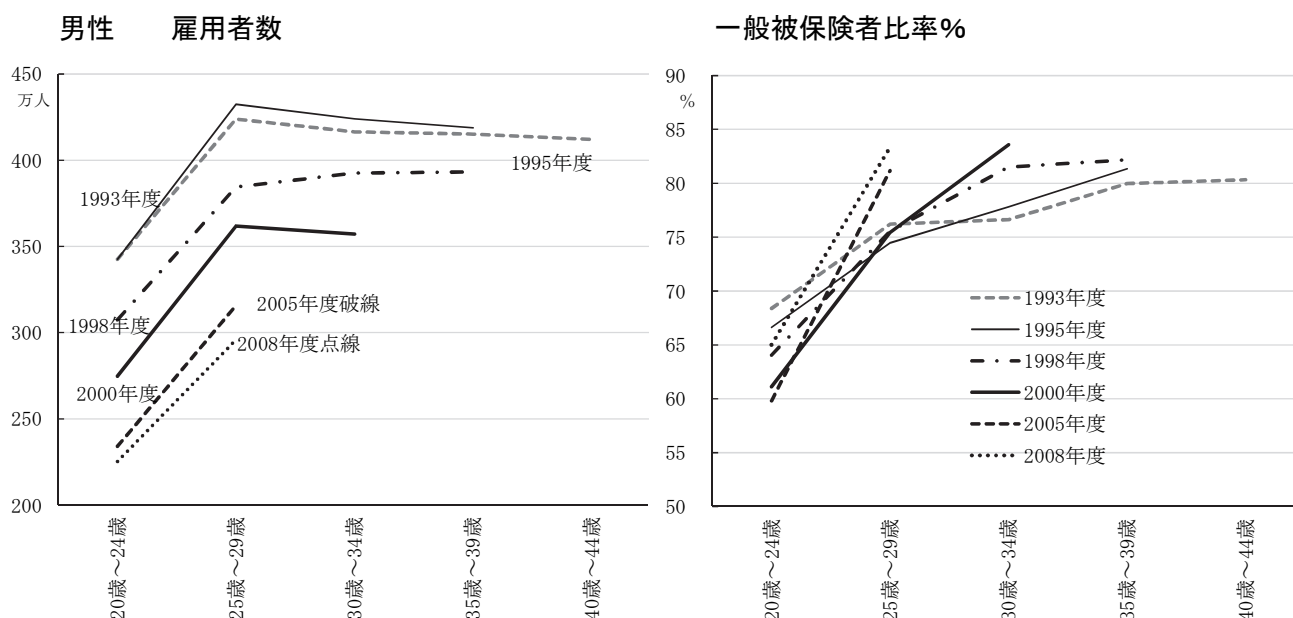
### （コーホートの別に経年変化をみる…雇用者との比較）

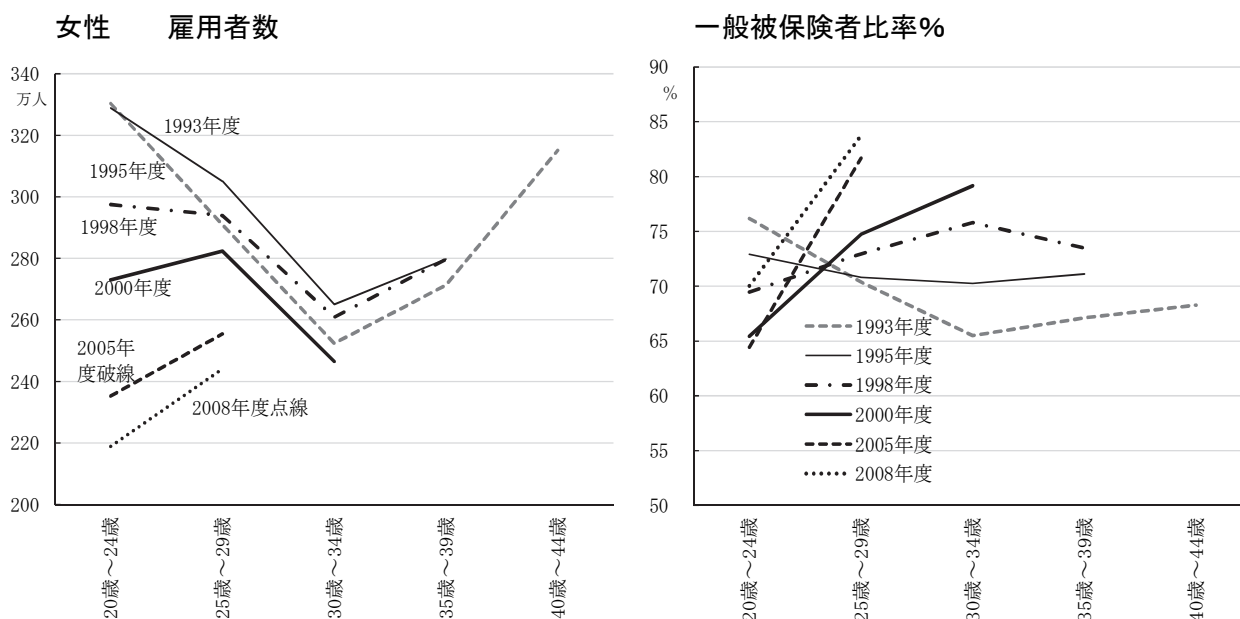
この一般被保険者数の動きを、雇用者全体との関係でみてみる。コーホートの別に雇用者数と一般被保険者比率の推移をみた。

男性の場合、各コーホートの雇用者数の経年変化は一般被保険者同様で、水準に違いがあるものの、25～29歳にかけて増加し、以後、おおむね横ばいという形は共通である。一般被保険者比率をみると、25歳以降では新しいコーホートほど高くなっており、20～24歳層では2005年度までは低くなってきたものの、2008年度は高くなっている。

女性の場合は、雇用者数の変化は、25～29歳になる際の落ち込みは1998年以降のコーホートではほぼなくなったものの、30～34歳層となる時の落ち込みの状況は、データのとれる2000年コーホートまで特に変わらない。雇用者のレベルでは、まだ30歳代前半の落ち込みがあることになる。しかし、30～34歳層になる際の一般被保険者比率の変化をみると、1998年以降のコーホートではかえって高まっている。つまり、女性の一般被保険者は、25～29歳から30～34歳になる際に減らなくなったが、一般被保険者ではない層は、従来のように雇用状態から外れることが多い、という状況のあることがうかがわれる。

【図 1-14】コーホートの別にみた雇用者数と一般被保険者比率の推移





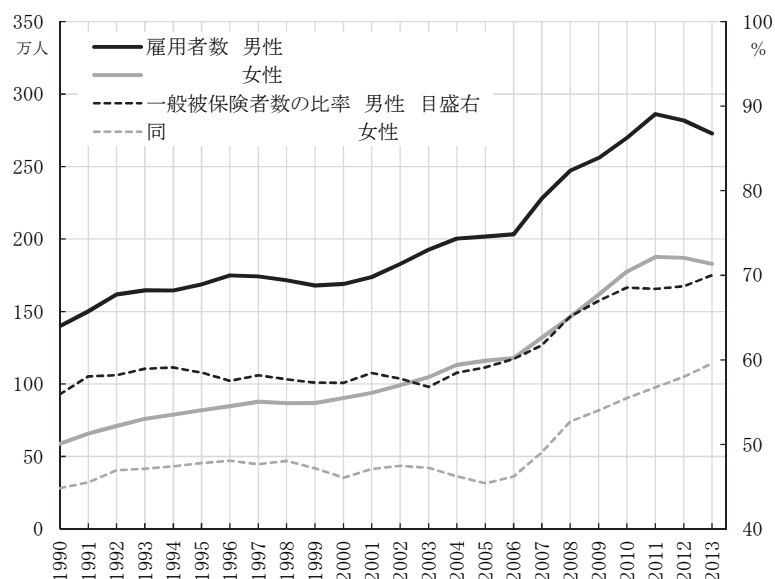
## ウ 60～64 歳の増加

被保険者数が 2003 年度に比べて多くなった年齢階級には、60～64 歳もある。60～64 歳は、先の寄与度計算では、一般被保険者比率が上昇したとはいえまだ全体平均に比べて小さく、雇用の増加が却って全体の一般被保険者比率を押し下げている計算結果となっていた。60～64 歳の雇用者数と一般被保険者比率の推移をみると、次の図のとおりである。男女別にみているが、水準に違いはあるものの、動きは似ている。雇用者数が 2000 年代に入ってから増加し始め、さらに 2005 年頃から、一般被保険者比率が上昇し始めている。2012 年と 2013 年をみると、雇用者数の増加や一般被保険者の比率の上昇は止まっているようである。

こうした動きの背景には、2000 年代前半は、公的年金の定額部分（いわゆる 1 階部分）の支給開始年齢が 2001 年度から 2 年おきに 1 歳ずつ遅れるようになった（厚生年金保険の場合、女性 は 2006 年度から）こと、団塊の世代<sup>12</sup>が 2007 年度から 60 歳に到達し始めたこと、また、2012 年度から 65 歳に到達しはじめ、一部が 65 歳以上層に抜けるようになることなどが考えられる。

<sup>12</sup> 1947～1949 年生まれの団塊の世代は、2007～2009 年度に 60 歳に到達し、2013 年度は 64～66 歳に到達する、したがって 2013 年度月平均値に団塊の世代の半分は 60～64 歳にカウントされる影響がある。これら団塊の世代、そして団塊の第二世代の属する年齢階級は、前後の年齢階級に比べて人数が多い。特にライフサイクルによる就業不就業のない男性でははっきりとしている。図 1-8 では峰のようになっている。この年齢階級が、時間の経過とともに年齢の高い方にずれていく。なお、この動きそのものは、一般被保険者数の増には寄与しない。ただし、団塊の世代が 65 歳以上に移行していくと、一般被保険者数の減少要因となる。

【図 1-15】 60～64 歳の雇用者数と雇用者数に対する一般被保険者数の比率の推移



## エ 資格取得、資格喪失、共に増加

女性が 30 歳を超えても被保険者であり続けるようになったが、同じ事業主の元で勤務を続けているかどうかは別である。被保険者数の動きは、被保険者資格の取得と喪失に分解される<sup>13</sup>。一般被保険者数の増加が、資格取得の増によるものか、資格喪失の減によるものか、はっきりさせるため、一般被保険者の資格取得者数と資格喪失者数の推移をみる（図 1-16）。

まず、全体でみると、総じて資格取得が喪失を上回り、かつ両者とも増加の基調にある。2013 年度は資格取得 756 万人、喪失 667 万人であった。ただ、資格取得は 1990 年代、1991 年度の 601 万人以後、増加減少を繰り返し、おおむね横ばいで、1998、1999 年度には喪失と同じかやや下回った。これが 2000 年代にはいり、2000 年度に 611 万人と 1991 年度を上回り、再び喪失を上回る増加を示し始めた。これが、2000 年度以降の被保険者数の増加に結びついたことがわかる。

資格取得、喪失の数については、一般被保険者数も増加をしているので、果たして取得、喪失の頻度も上昇しているのかみるため、一般被保険者数との比率を計算し、図に併せて示してある。図中、灰色の実線と破線で、縦軸は右側である。動きは、実数とおおむね同じであるが、実数に認められた増加基調に関しては、若干様相を異にする。一つには、資格取得者数は 1980 年代後半～91 年度に増加していたが、比率はその間おおむね横ばいである。また、資格取得者数は 2000 年代に入ってから再び増加傾向に入っている感があるが、比率は 2010 年度以降の上昇が弱く、リーマンショック前の 2005～6 年度の率まで回復していない。そのため、2000 年前後に上方シフトし、以後横ばいとなっているように見受けられる。資格喪失の方は、1990 年代

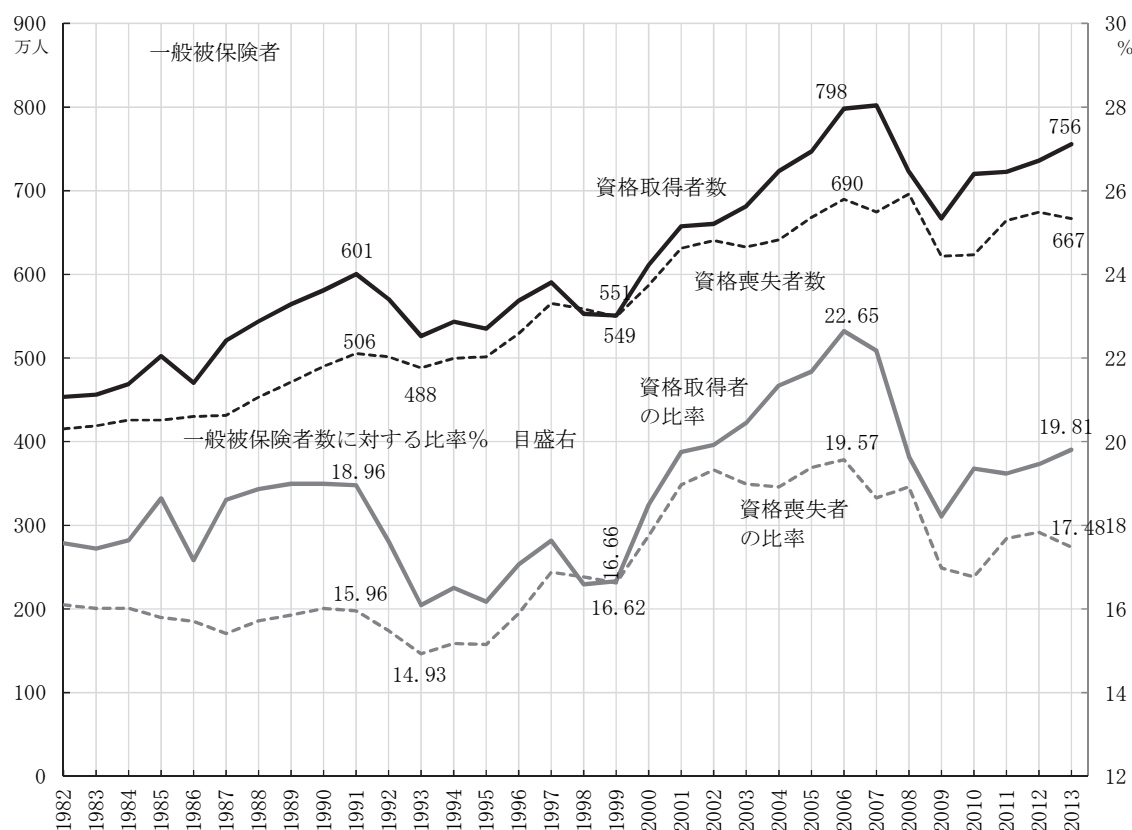
<sup>13</sup> 雇用する労働者が被保険者となったとき、及び被保険者でなくなったときに事業主が提出する雇用保険被保険者資格取得届と雇用保険被保険者資格喪失届の件数である。雇用する被保険者を別事業所に転勤させたときは、雇用保険被保険者転勤届を提出する。



後半まではほぼ横ばいで、1990年代後半から上方にシフトし、2000年代は横ばいの動きである。  
 なお、資格喪失比率については、後に、「雇用動向調査」による離職率と動きを比べている。

【図 1-16】 資格取得と喪失の推移

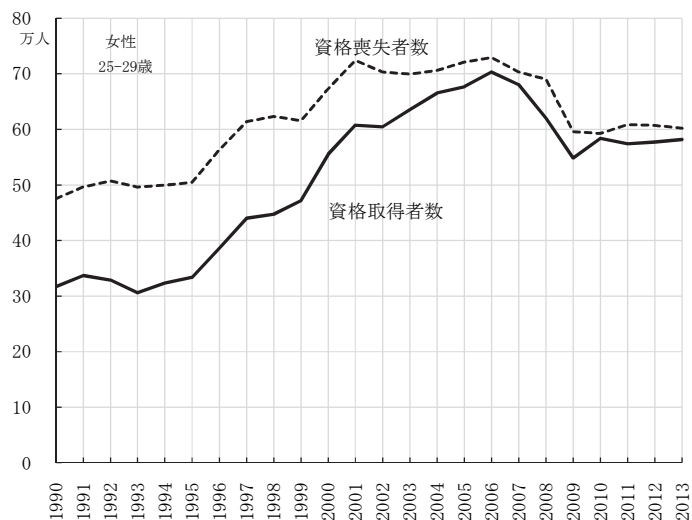
(男女計、年齢階級計)



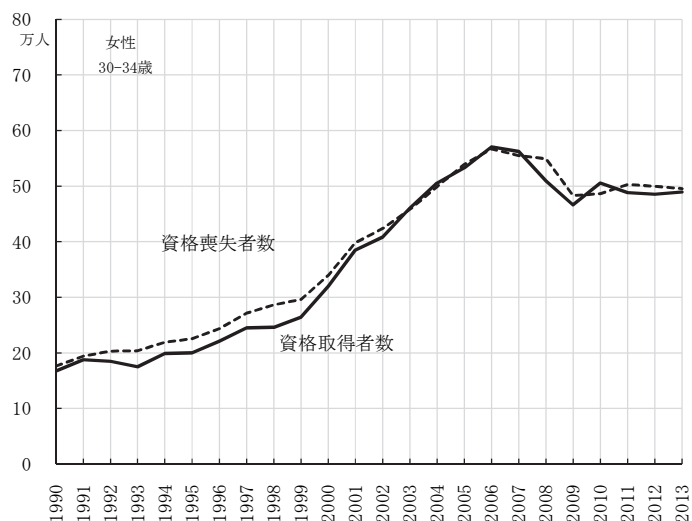
次に、先に問題とした女性の25～29歳から35～39歳にかけての動きである。25～29歳については、2000年代に入ってから2008年度まで、喪失数がおおむね一定の中、取得数が増加し、2006、2007年度には取得数が喪失数に接近した。その後も、喪失数に近い取得数が続いている。30～34歳層は、2000年まではやはり喪失数が取得数を上回っていたが、2000年代に入ってから2008年度まで両者ともに増加し始めるとともに、2003年度から2007年度は取得数と喪失数がほぼ同じ水準となった。35～39歳は取得が喪失を上回り続けている。

20歳代後半は、喪失数が変わらない中、取得数が増し、30歳代前半、後半は喪失数、取得数双方が増加してきたことがわかる。被保険者であり続けるというのは、同一事業主のもとで継続するというよりも、転職しても被保険者として継続するというパターンが多いようである。

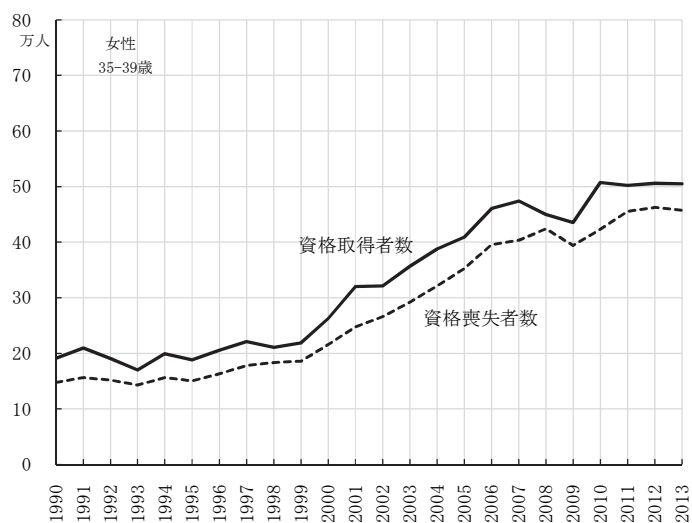
## (女性 25～29 歳)



## (女性 30～34 歳)



## (女性 35～39 歳)

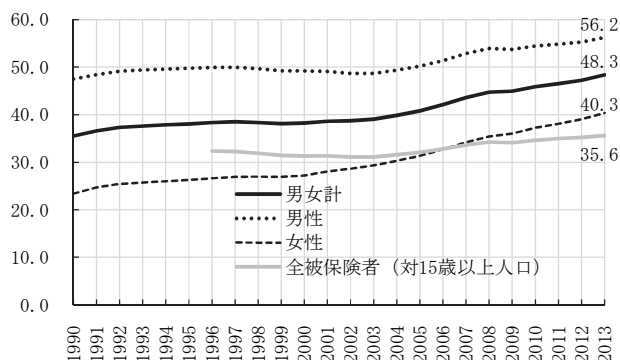


### （補足）雇用保険カバー率

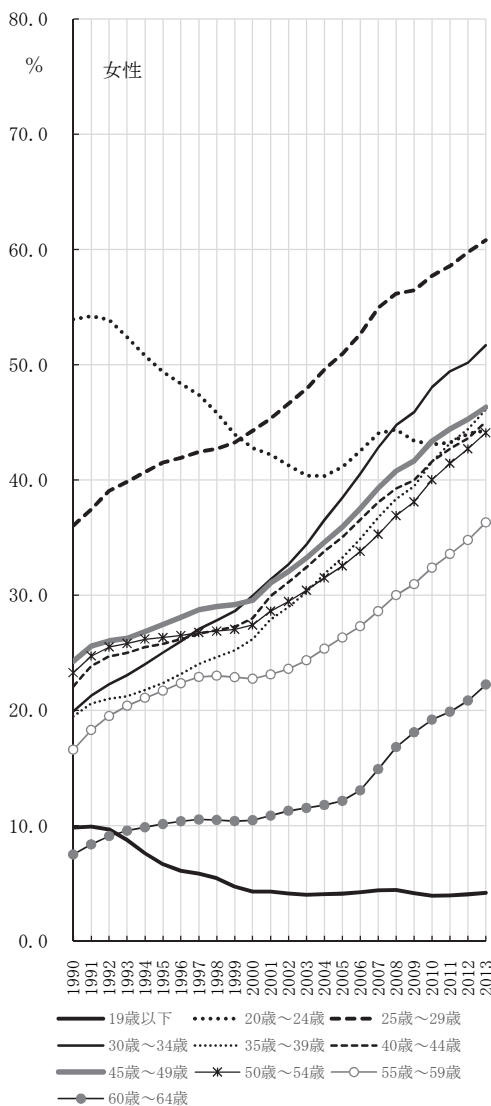
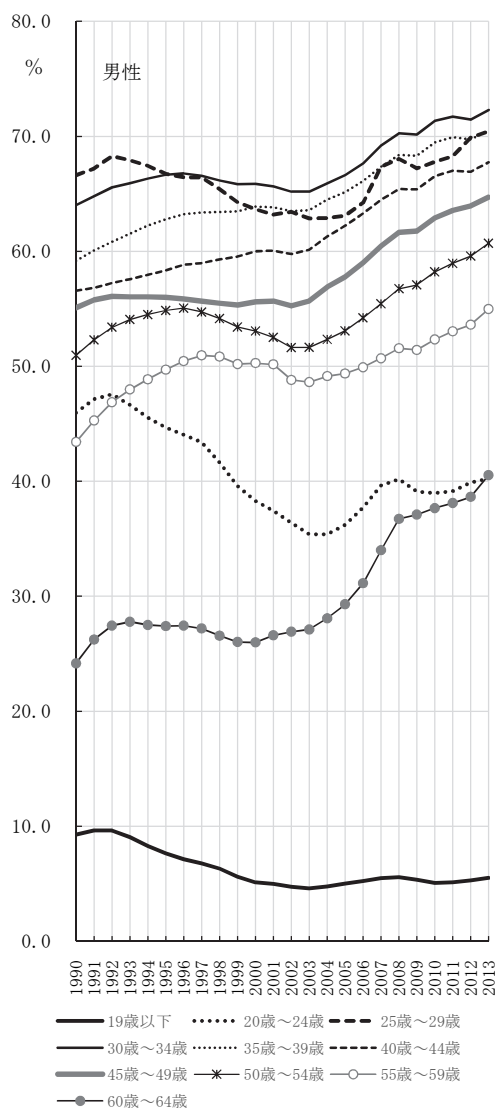
先に、一般被保険者数を人口×就業率×雇用者比率×一般被保険者比率で表し、その動きを要因分解したが、一般被保険者数の人口に対する比率を直接とると次のとおりとなる。セーフティネットの一つである雇用保険のカバー率<sup>14</sup>である。

【図1-補1】一般被保険者の65歳未満人口に対する比率%

全被保険者（高年齢継続等も含む）の15歳以上人口に対する比率も併せて掲げた。



### （男女それぞれ年齢階級別）



<sup>14</sup> 常勤の一般職公務員のように他の制度でカバーされる者もいる。

65歳未満の約半分は、雇用保険の一般被保険者でカバーしている。男性であれば56%である。男性の30～44歳層であればおよそ7割をカバーしている。なお、雇用保険には、高年齢雇用継続被保険者、短期雇用特例被保険者、日雇労働被保険者という形でもカバーしている。これらも含めると、人口を65歳未満に限る理由がなくなり、65歳以上を含めることになるので率が低下するが、15歳以上人口（65歳以上も含む）の約35%が、雇用保険でカバーすることになる。

## (3) 産業別にみた一般被保険者の動き

## (医療、福祉の増)

前項では、一般被保険者が 2000 年代に入って増加したことに、女性 30～40 代の増加が大きく寄与していることをみた。産業別にはどうであろうか。次の表は、2013 年度の一般被保険者数とその 2009 年度に対する増減率を産業別に、さらに性別にみたものである。比較できる産業別集計が 2009 年度以降しかなく<sup>15</sup>、世界同時不況直後の状況との比較となるが、それでも産業別の特徴が際立っている。

【表 1-4】産業別一般被保険者数 2013 年度

| 産業              | 一般被保険者数    |          | 対 2009 年度増減差 |          |           | 全産業増加率<br>4.19%に対する各<br>産業、女性の寄与 |          |
|-----------------|------------|----------|--------------|----------|-----------|----------------------------------|----------|
|                 | 男女計        |          | 男女計          | 男性       | 女性        | 男女計                              | うち<br>女性 |
|                 | 人          | 女性<br>割合 |              |          |           |                                  |          |
| 全産業             | 38,145,292 | 41.4     | 1,533,038    | 324,090  | 1,208,948 | 4.19                             | 3.30     |
| 農業、林業           | 118,203    | 32.2     | 20,831       | 13,006   | 7,825     | 0.06                             | 0.02     |
| 漁業              | 21,953     | 10.9     | 7,360        | 7,278    | 82        | 0.02                             | 0.00     |
| 鉱業、採石業、砂利採取業    | 29,530     | 14.2     | △2,085       | △1,703   | △382      | △0.01                            | △0.00    |
| 建設業             | 2,103,902  | 12.6     | 39,188       | 29,896   | 9,292     | 0.11                             | 0.03     |
| 製造業             | 8,413,219  | 27.2     | △236,147     | △206,041 | △30,106   | △0.64                            | △0.08    |
| 電気・ガス・熱供給・水道業   | 212,621    | 13.0     | 4,557        | 2,809    | 1,748     | 0.01                             | 0.00     |
| 情報通信業           | 1,592,378  | 29.6     | 47,593       | 21,187   | 26,406    | 0.13                             | 0.07     |
| 運輸業、郵便業         | 2,747,528  | 17.7     | 42,497       | 6,857    | 35,640    | 0.12                             | 0.10     |
| 卸売業、小売業         | 6,941,067  | 47.6     | 90,001       | △63,298  | 153,299   | 0.25                             | 0.42     |
| 金融業、保険業         | 1,380,023  | 53.1     | △20,564      | △35,067  | 14,503    | △0.06                            | 0.04     |
| 不動産業、物品賃貸業      | 656,719    | 35.4     | 34,016       | 14,434   | 19,582    | 0.09                             | 0.05     |
| 学術研究、専門・技術サービス業 | 1,638,965  | 40.7     | 36,441       | 20,343   | 16,098    | 0.10                             | 0.04     |
| 宿泊業、飲食サービス業     | 1,136,532  | 50.1     | 113,103      | 39,053   | 74,050    | 0.31                             | 0.20     |
| 生活関連サービス業、娯楽業   | 950,043    | 56.4     | 78,725       | 18,225   | 60,500    | 0.22                             | 0.17     |
| 教育、学習支援業        | 895,547    | 54.0     | 86,177       | 19,465   | 66,712    | 0.24                             | 0.18     |
| 医療、福祉           | 4,632,118  | 76.7     | 811,655      | 246,407  | 565,248   | 2.22                             | 1.54     |
| 複合サービス事業        | 600,933    | 39.6     | △4,747       | △9,316   | 4,569     | △0.01                            | 0.01     |
| サービス業           | 3,341,744  | 41.5     | 260,387      | 166,570  | 93,817    | 0.71                             | 0.26     |
| 公務              | 696,998    | 70.1     | 118,656      | 31,426   | 87,230    | 0.32                             | 0.24     |
| (以下、中分類(一部))    |            |          |              |          |           |                                  |          |
| 卸売業             | 2,664,585  | 36.5     | △93,986      | △82,595  | △11,391   | △0.26                            | △0.03    |
| 小売業             | 4,276,482  | 54.6     | 183,987      | 19,298   | 164,689   | 0.50                             | 0.45     |
| 宿泊業             | 319,180    | 48.8     | △6,382       | △4,949   | △1,433    | △0.02                            | △0.00    |
| 医療業             | 2,640,695  | 78.4     | 307,750      | 90,258   | 217,492   | 0.84                             | 0.59     |
| 社会保険・社会福祉・介護事業  | 1,954,495  | 74.7     | 498,332      | 154,156  | 344,176   | 1.36                             | 0.94     |
| 職業紹介・労働者派遣業     | 483,243    | 57.6     | 256,507      | 122,012  | 134,495   | 0.70                             | 0.37     |

<sup>15</sup> 雇用保険業務統計の産業分類は、2009 年度以降、第 12 回日本標準産業分類に即したものとなっている。

一つは、医療、福祉の増加である。一般被保険者数は2009年度から2013年度の間に153万人、4.2%増加したが、そのおよそ半分は医療、福祉の増加によっている。医療、福祉は4年間で81万人増加し463万人となった。その増加数の全体の増加率4.2%に対する寄与分は、約半分の2.2ポイントである。男女別には、男性25万人増、女性57万人増と、女性の増加が大きい。ちなみに、総務省「労働力調査」による医療、福祉の雇用者数は、2009年591万人、2013年704万人で（年度ではなく暦年平均）、113万人の増となっている。

一般被保険者数の増加が大きかったそのほかの産業を、全体の増加率4.2%増に対する寄与度でみると、大きい順にサービス業（他に分類されないもの）0.71ポイント、公務0.32ポイント、宿泊業、飲食サービス業0.31ポイントなどとなっている。

一方、被保険者数を減らした産業は限られている。2009年度以降は景気の回復、拡大局面であったということもあろうが、その中で、製造業の24万人減が際立つ。全体の増加率に対する寄与度は0.64ポイント低下である。次に減少幅の大きい産業は金融・保険業2万人減であるが、寄与度は0.06ポイント低下に過ぎない。大分類では、製造業だけが減少といってもよい状況である。製造業の24万人減は、男性21万人減、女性3万人減で、男性中心である。

なお、業務統計には、中分類産業の一部が表章されている。上の表には、製造業以外の三次産業で表章されているものを掲げてある。表章産業をみると、卸売業が9万減らしている。小売業が18万人増であるため、卸売業、小売業全体では9万人増となっている。また、医療、福祉は、医療業が31万人増、社会保険・社会福祉・介護事業50万人増となっていて、医療、福祉双方増加している。また、増加寄与の大きかったサービス業（他に分類されないもの）は、寄与率0.71ポイントの内0.70ポイントが職業紹介・労働者派遣業の寄与となっている。

製造業の中分類業種の状況は、次の表のとおりである。製造業は、この4年間で被保険者数が24万人、2.7%減少したが、寄与度の大きい順にみると、電気機械（13万人減）、はん用機械（9万人減）、印刷（5万人減）、繊維（3万人減）などとなっている。逆に被保険者数を増やした業種は、食料品（5万人増）、輸送機械（3万人増）などである。

【表 1-5】製造業の業種別一般被保険者数 2013 年度

| 産業            | 一般被保険者数   |      | 対 2009 年度増減差 |          |         | 製造業△2.7%に対する各業種、女の寄与 |      |
|---------------|-----------|------|--------------|----------|---------|----------------------|------|
|               | 男女計       | 女性割合 | 男女計          | 男性       | 女性      | 男女計                  | うち女性 |
| 製造業           | 8,413,219 | 27.2 | △236,147     | △206,041 | △30,106 | △2.7                 | △0.3 |
| 食料品製造業        | 1,058,557 | 51.8 | 47,086       | 19,641   | 27,445  | 0.5                  | 0.3  |
| 飲料・たばこ・飼料製造業  | 77,926    | 29.6 | △991         | △842     | △149    | △0.0                 | △0.0 |
| 繊維工業          | 302,695   | 63.7 | △31,167      | △13,024  | △18,143 | △0.4                 | △0.2 |
| 木材・木製品製造業     | 106,574   | 20.1 | △9,384       | △6,346   | △3,038  | △0.1                 | △0.0 |
| 家具・装備品製造業     | 67,418    | 22.6 | △6,686       | △5,890   | △796    | △0.1                 | △0.0 |
| パルプ・紙・紙加工品製造業 | 186,910   | 26.4 | △5,355       | △4,802   | △553    | △0.1                 | △0.0 |
| 印刷・同関連業       | 418,862   | 30.2 | △50,731      | △39,162  | △11,569 | △0.6                 | △0.1 |
| 化学工業          | 616,310   | 25.6 | △5,736       | △9,974   | 4,238   | △0.1                 | 0.0  |

|                   |           |      |          |         |         |      |      |
|-------------------|-----------|------|----------|---------|---------|------|------|
| 石油製品・石炭製品製造業      | 43,291    | 13.9 | △2,005   | △1,742  | △263    | △0.0 | △0.0 |
| プラスチック製品製造業       | 188,562   | 33.6 | 9,653    | 5,958   | 3,695   | 0.1  | 0.0  |
| ゴム製品製造業           | 122,850   | 24.0 | △582     | △1,337  | 755     | △0.0 | 0.0  |
| なめし革・同製品・毛皮製造業    | 20,644    | 45.2 | △680     | △844    | 164     | △0.0 | 0.0  |
| 窯業・土石製品製造業        | 234,916   | 18.9 | △19,368  | △15,146 | △4,222  | △0.2 | △0.0 |
| 鉄鋼業               | 230,214   | 9.3  | △2,164   | △2,346  | 182     | △0.0 | 0.0  |
| 非鉄金属製造業           | 138,501   | 16.3 | △10,219  | △8,896  | △1,323  | △0.1 | △0.0 |
| 金属製品製造業           | 638,588   | 20.2 | △21,805  | △19,088 | △2,717  | △0.3 | △0.0 |
| はん用機械器具製造業        | 652,183   | 16.4 | △88,300  | △76,608 | △11,692 | △1.0 | △0.1 |
| 生産用機械器具製造業        | 166,302   | 14.9 | 60,698   | 51,171  | 9,527   | 0.7  | 0.1  |
| 業務用機械器具製造業        | 246,982   | 28.1 | △12,853  | △11,250 | △1,603  | △0.1 | △0.0 |
| 電子部品・デバイス・電子回路製造業 | 169,226   | 26.0 | 8,132    | 5,973   | 2,159   | 0.1  | 0.0  |
| 電気機械器具製造業         | 1,254,564 | 25.0 | △126,448 | △94,123 | △32,325 | △1.5 | △0.4 |
| 情報通信機械器具製造業       | 59,453    | 27.4 | 1,670    | 1,994   | △324    | 0.0  | △0.0 |
| 輸送用機械器具製造業        | 1,147,464 | 14.5 | 28,024   | 20,324  | 7,700   | 0.3  | 0.1  |
| その他の製造業           | 264,229   | 34.2 | 3,066    | 319     | 2,747   | 0.0  | 0.0  |

### （資格取得、喪失）

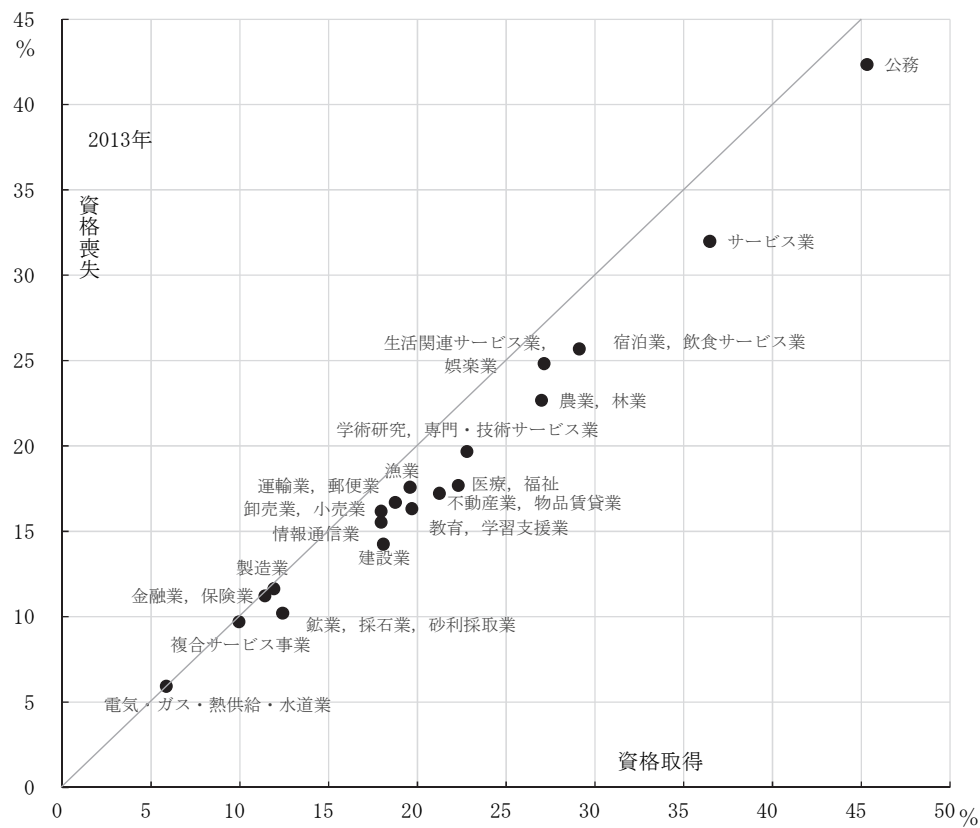
各産業の資格取得、喪失の状況をみてみよう。次の図は、一般被保険者数に対する資格取得者数の比率を横軸に、資格喪失者数の比率を縦軸にして、各産業の資格取得者数比率と資格喪失者数比率の組合せをプロットしたものである。2013年度と2009年度のものである。図には右上がりの45度線が引いてある。45度線の右下にある産業は資格取得が喪失を上回る産業であり、左上にある産業は資格取得が喪失を下回る産業である。

図からまず、産業がおおむね右上がりの直線状に並ぶこと、つまり、各産業の資格取得と喪失比率の大小がおおむね比例することがわかる。右上に行くほど、被保険者の資格取得と喪失の比率が高い、言わば被保険者の回転の激しい産業である。

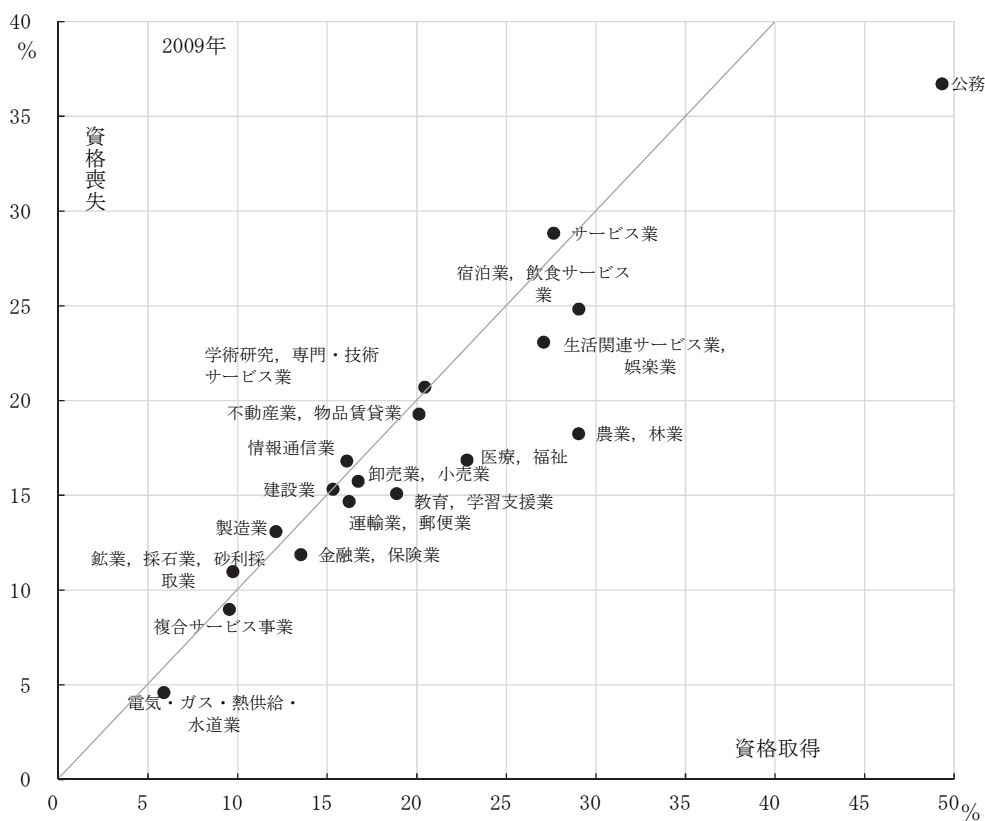
とはいえ、2013年度の方であるが、医療、福祉と学術研究、専門技術サービス業、或いは、建設業と卸売業、小売業、情報通信業のように、取得比率がほぼ同じでも、喪失比率が異なる産業はある。医療、福祉と学術研究、専門技術サービス業は、取得比率はそれぞれ22.31%、22.80%と近いが、喪失比率はそれぞれ17.69%、19.67%である。

両年度を比べると、2009年度は2013年度に比べ、サービス業や情報通信業のように、45度線に対し2009年度は左上に位置し、2013年度は右下に位置する産業があるが、総じて、右上から左下に至る並び方は似ており、各産業の異動頻度の相対的な大小に変わりはないことがうかがえる。製造業、金融業、保険業、鉱業、採石、砂利採取、複合サービス事業、電気・ガス・熱供給・水道業などは、取得、喪失ともに比率が小さく左下に位置するうえ、値が近く、ほぼ45度線近くに位置する。

【図 1-17】 各産業の資格取得と喪失の被保険者数に対する比率（一般被保険者）  
（大分類産業）2013 年度



2009 年度





また、資格取得、喪失の比率の水準は、産業によって数十ポイントも異なる。最も高いのは2009、2013 年とも公務で、資格取得と喪失の比率が2013 年度はそれぞれ45.33%、42.34%である。産業「公務」で使用する労働者で雇用保険の適用を受ける者はいわゆる非常勤職員である。これに次ぐのが、2013 年度はサービス業（他に分類されないもの）でそれぞれ36.47%、31.97%、その次が宿泊業、飲食サービス業でそれぞれ29.13%、25.68%である。2009 年度は、両産業の順序が逆になるが、比率が高い点は同じである。一方、最も低いのは両年度とも電気・ガス・熱供給・水道業で、2013 年度の比率はそれぞれ5.86%、5.92%である。

次の図1-17（続き）は、統計のある中分類産業について、同様な図を作ったものである。2013 年度のものをみると、医療、福祉については、医療業と社会保険・社会福祉・介護事業の二つが表章されているが、資格取得と喪失の比率は、医療業の19.32%、16.26%に対し、社会保険・社会福祉・介護事業は26.30%、19.57%と、医療業よりも高い。卸売業、小売業も、卸売業の14.37%、13.27%に対し、小売業は20.19%、17.99%と違いがある。

また、2009 年度と2013 年度を比べると、2009 年度は、食料品製造、石油製品製造など一部を除き、多くの製造業業種（16 業種）で、資格喪失が資格取得を上回っている。それも、差の大きい場合も多い。2013 年度になると、その数が8 業種に減るうえ、資格喪失の超過幅も総じて小さくなる（45 度線に近づく）。2009 年度も2013 年度も、資格喪失が取得を上回っていた製造業業種は次の7 業種である。数字は2013 年度の資格喪失率が取得率を上回る幅である。

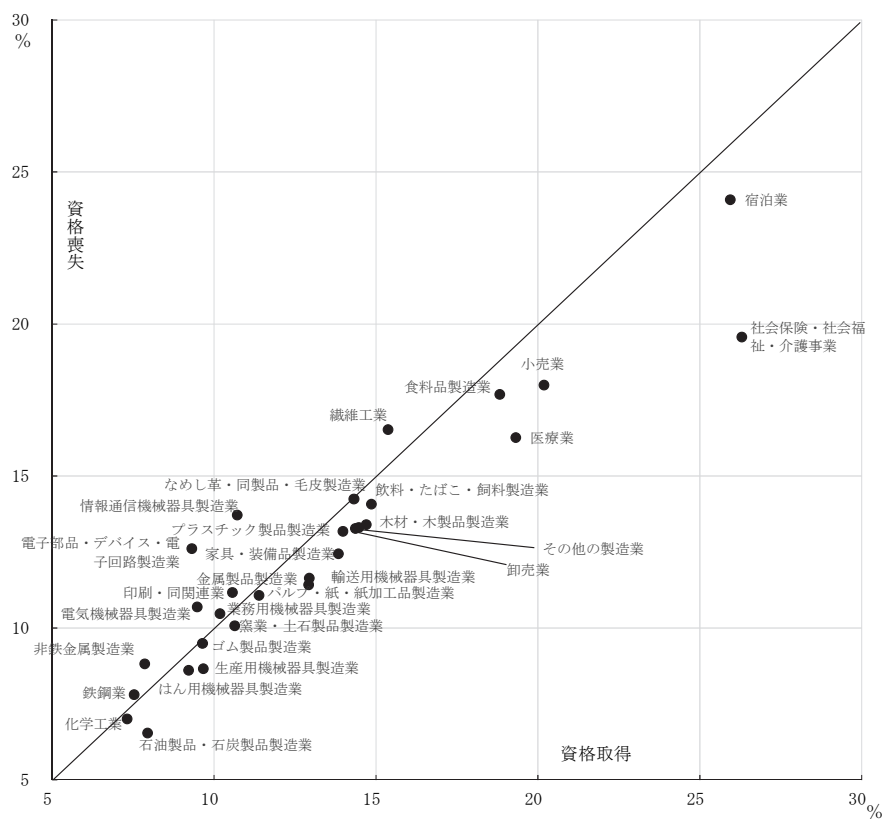
|                   |       |
|-------------------|-------|
| 電子部品・デバイス・電子回路製造業 | -3.29 |
| 電気機械器具製造業         | -1.21 |
| 繊維工業              | -1.15 |
| 非鉄金属製造業           | -0.96 |
| 印刷・同関連業           | -0.60 |
| 業務用機械器具製造業        | -0.28 |
| 鉄鋼業               | -0.28 |

また、2009 年度と2013 年度共に資格取得が喪失を上回っていた製造業業種は、次の7 業種である。

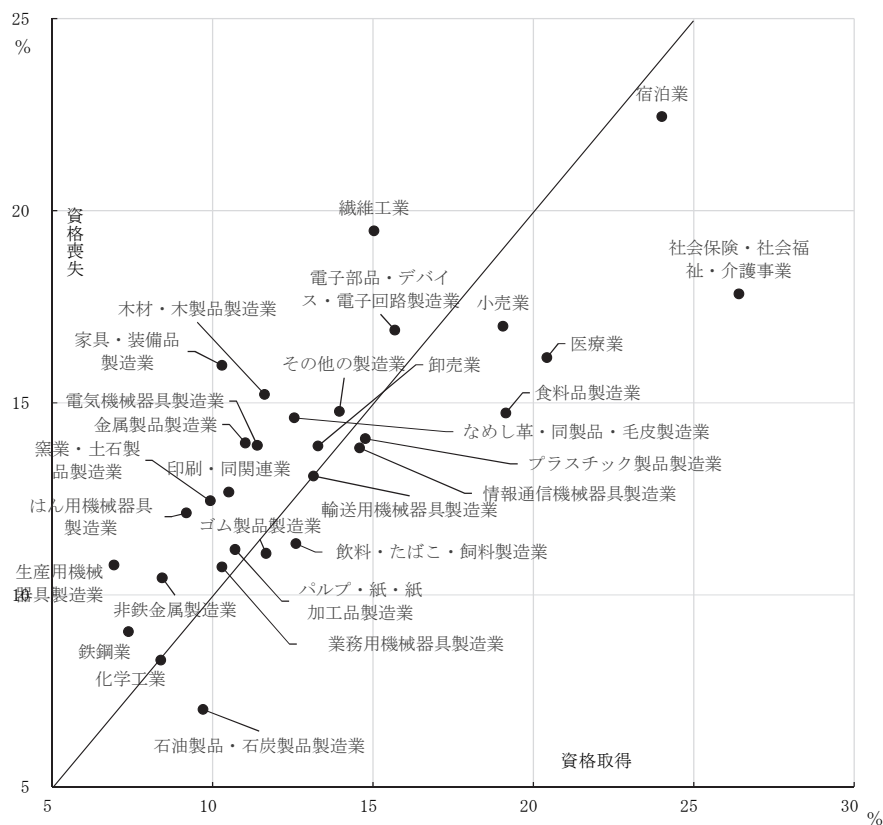
|              |      |
|--------------|------|
| ゴム製品製造業      | 0.15 |
| 化学工業         | 0.31 |
| 飲料・たばこ・飼料製造業 | 0.79 |
| プラスチック製品製造業  | 0.80 |
| 食料品製造業       | 1.15 |
| 輸送用機械器具製造業   | 1.31 |
| 石油製品・石炭製品製造業 | 1.41 |

なお、卸売業以外の3 次産業の中分類業種（小売業、宿泊業、医療業、社会保険・社会福祉・介護事業、職業紹介・労働者派遣業）は、2009 年度も2013 年度も、資格取得が喪失を上回っていた。卸売業は2009 年は喪失が取得を上回ったが、2013 年度は取得が喪失を上回った。

【図 1-17 続き】各産業の資格取得と喪失の被保険者数に対する比率（一般被保険者）  
（中分類産業）2013 年度



2009 年度



## (4) 都道府県別の被保険者の状況

## (特定の都府県に集中)

次の表は、高年齢継続と短期雇用特例の被保険者を加えた各都道府県の被保険者数である。被保険者数の多い順に並べてある。雇用保険の事務処理は、原則、事業所ごとに行うこととなっているが、経営・人事・経理上の指揮・監督、賃金の計算・支払い等において独立した事業所と認められないため、公共職業安定所長による事業所非該当の承認を受けたときは、直近上位の主たる事業所（本社・支社等）で事務処理を行うことができる。そのためと思われるが、東京を筆頭に上位 6 都道府県で、全国の半分以上を占める。

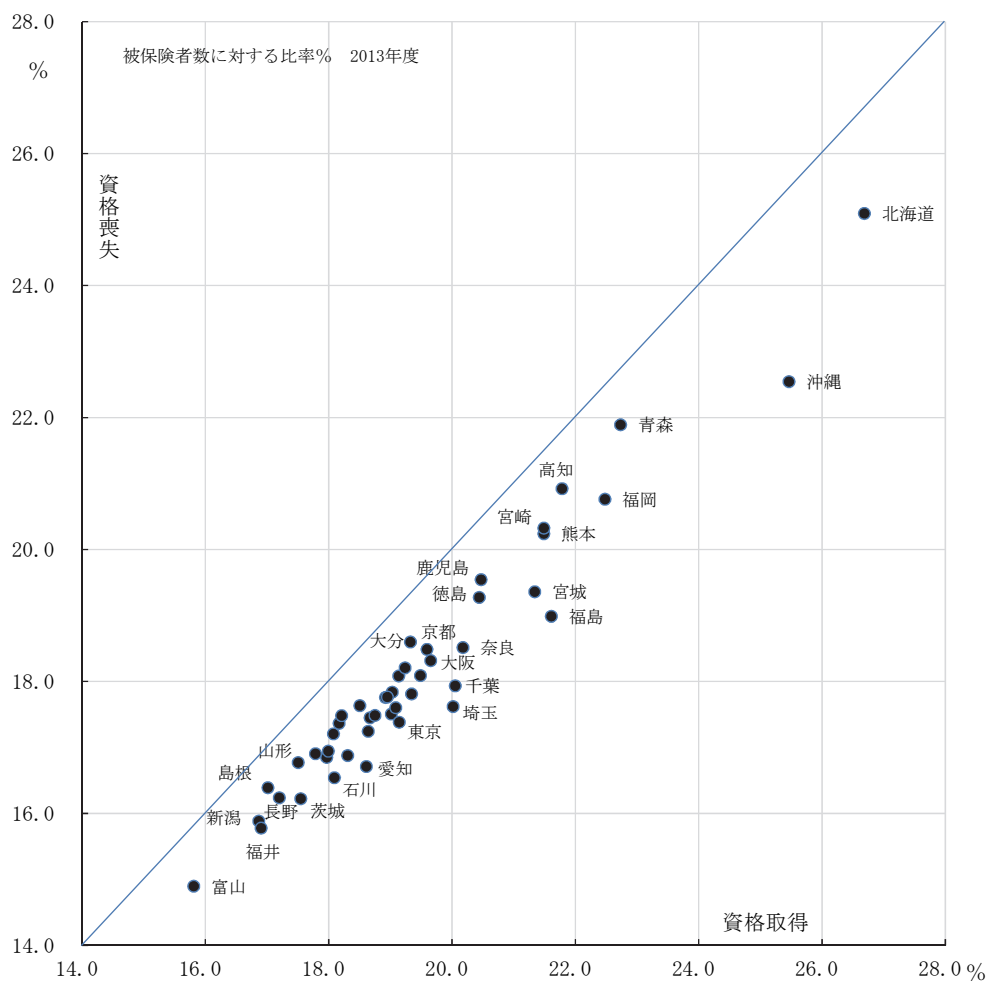
【表 1-6】都道府県別被保険者数（2013 年度月平均）－多い順－

| 都道府県   | 被保険者数           | 構成比        | 累積   | 都道府県   | 被保険者数   | 構成比 | 累積    |
|--------|-----------------|------------|------|--------|---------|-----|-------|
| 0 全国計  | 人<br>39,493,865 | %<br>100.0 |      |        | 左下から    |     |       |
| 13 東京  | 8,947,258       | 22.7       | 22.7 | 43 熊本  | 450,506 | 1.1 | 82.4  |
| 27 大阪  | 3,304,076       | 8.4        | 31.0 | 46 鹿児島 | 431,945 | 1.1 | 83.4  |
| 23 愛知  | 2,601,800       | 6.6        | 37.6 | 38 愛媛  | 378,258 | 1.0 | 84.4  |
| 14 神奈川 | 1,965,810       | 5.0        | 42.6 | 35 山口  | 375,030 | 0.9 | 85.4  |
| 40 福岡  | 1,546,227       | 3.9        | 46.5 | 47 沖縄  | 359,748 | 0.9 | 86.3  |
| 1 北海道  | 1,430,148       | 3.6        | 50.1 | 3 岩手   | 355,479 | 0.9 | 87.2  |
| 11 埼玉  | 1,340,854       | 3.4        | 53.5 | 25 滋賀  | 352,202 | 0.9 | 88.1  |
| 28 兵庫  | 1,293,649       | 3.3        | 56.8 | 17 石川  | 350,680 | 0.9 | 88.9  |
| 22 静岡  | 1,092,787       | 2.8        | 59.6 | 16 富山  | 350,114 | 0.9 | 89.8  |
| 12 千葉  | 1,067,684       | 2.7        | 62.3 | 42 長崎  | 346,319 | 0.9 | 90.7  |
| 34 広島  | 929,173         | 2.4        | 64.6 | 2 青森   | 343,806 | 0.9 | 91.6  |
| 8 茨城   | 727,664         | 1.8        | 66.5 | 44 大分  | 314,942 | 0.8 | 92.4  |
| 26 京都  | 702,070         | 1.8        | 68.2 | 6 山形   | 311,581 | 0.8 | 93.2  |
| 15 新潟  | 701,533         | 1.8        | 70.0 | 37 香川  | 302,457 | 0.8 | 93.9  |
| 4 宮城   | 671,461         | 1.7        | 71.7 | 5 秋田   | 279,705 | 0.7 | 94.6  |
| 20 長野  | 585,012         | 1.5        | 73.2 | 45 宮崎  | 278,223 | 0.7 | 95.3  |
| 10 群馬  | 555,771         | 1.4        | 74.6 | 18 福井  | 240,268 | 0.6 | 96.0  |
| 33 岡山  | 548,421         | 1.4        | 76.0 | 30 和歌山 | 226,880 | 0.6 | 96.5  |
| 21 岐阜  | 546,658         | 1.4        | 77.4 | 41 佐賀  | 222,959 | 0.6 | 97.1  |
| 7 福島   | 531,162         | 1.3        | 78.7 | 29 奈良  | 219,796 | 0.6 | 97.6  |
| 9 栃木   | 527,037         | 1.3        | 80.1 | 19 山梨  | 199,668 | 0.5 | 98.2  |
| 24 三重  | 458,527         | 1.2        | 81.2 | 32 島根  | 198,037 | 0.5 | 98.7  |
|        | 右上に             |            |      | 36 徳島  | 189,269 | 0.5 | 99.1  |
|        |                 |            |      | 39 高知  | 188,658 | 0.5 | 99.6  |
|        |                 |            |      | 31 鳥取  | 152,556 | 0.4 | 100.0 |

注 一般、高年齢継続、短期雇用特例の各被保険者数の合計

次に、図 1-17 と同様に、各都道府県の資格喪失、取得の状況を比べてみよう。本社一括の仕組みがあることに留意が必要であるが、都道府県によって、資格取得、喪失の頻度が異なることがわかる。違いは、産業別が 5%から 50%の範囲で分布していたのに比べれば、それほどには大きくないが、最も多い北海道で資格取得、喪失の比率がそれぞれ 26.69%、25.09%、最も低い富山でそれぞれ 15.81%、14.90%となっている。

【図 1-18】各都道府県の資格取得と喪失の被保険者数に対する比率 2013 年度



注 一般被保険者、高年齢雇用継続被保険者、短期雇用特例被保険者の計

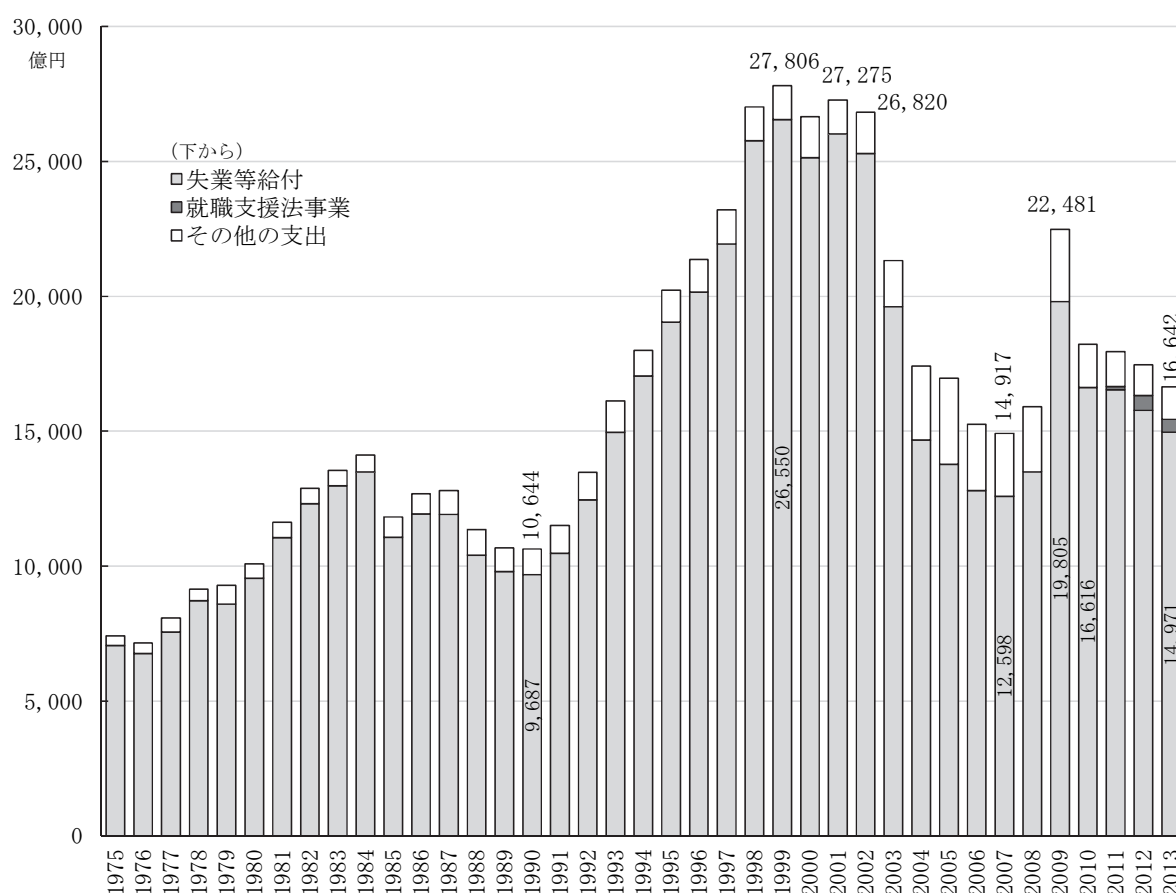
### 3 支出の動き

2013 年度における二事業分を除く支出 1 兆 6,642 億円は、失業等給付 1 兆 4,971 億円、就職支援法事業 467 億円、その他の支出 1,204 億円に分かれる。その他の支出とは、業務取扱費などである。

#### （年によって大きく変動）

二事業分を除く支出の推移を内訳とともにみると、次の図のとおりである。図からわかるとおり、支出額が数年のタームで、2 倍から 3 倍近い変動を示すが、それはもっぱら失業等給付の額の変動による。失業等給付の額は、例えば 1990 年度は 9,687 億円であったが、その後増加し始め、1999 年度には 2 兆 6,550 億円に達した。それが、2003 年度からは急減し、2007 年度には 1 兆 2,598 億円と、半分程度の額となった。しかし、2 年後の 2009 年度には 1 兆 9,805 億円まで増加している。これも翌 2010 年度には 1 兆 6,616 億円に減少した。

【図 1-19】二事業分を除く支出の推移



#### （給付の種類）

失業等給付は、基本手当をはじめ、次の表 1-7 に掲げる給付から成る。同表には、2013 年度の支給額も記してある。給付の内容については、巻末の附属資料を参照されたい。失業等給付 1 兆 4,971 億円のうち 8,264 億円が失業している日について支給される基本手当である。そのほ

か支給額の大きい給付は、育児休業給付金 2,811 億円、高年齢雇用継続給付 1,733 億円、再就職手当 1,219 億円、高年齢求職者給付金 428 億円などである。

【表 1-7】給付の種類別 2013 年度支給額……失業等給付の内訳

単位：千円

|         |                                                                            |               |
|---------|----------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 失業等給付   |                                                                            | 1,497,082,230 |
| 求職者給付   | 一般求職者給付                                                                    | 835,857,385   |
|         | 基本手当（延長分等含む）<br>基本手当基本分（所定給付日数分）、個別延長給付、訓練延長給付、広域延長給付、特例訓練手当 <sup>16</sup> | 826,391,457   |
|         | うち基本手当（所定給付日数分）                                                            | 757,497,591   |
|         | 基本手当以外<br>技能習得手当（受講手当、通所手当等）、寄宿手当、傷病手当                                     | 9,465,928*    |
|         | 高年齢求職者給付金                                                                  | 42,816,687    |
|         | 特例一時金                                                                      | 24,424,388    |
|         | 日雇労働求職者給付金                                                                 | 8,396,822     |
| 就職促進給付  |                                                                            | 124,654,811   |
| うち再就職手当 |                                                                            | 121,904,758   |
| 教育訓練給付  | 教育訓練給付金                                                                    | 4,640,361     |
| 雇用継続給付  | 高年齢雇用継続給付（高年齢雇用継続基本給付金及び高年齢再就職給付金）                                         | 173,284,931   |
|         | 育児休業給付金                                                                    | 281,098,536   |
|         | 介護休業給付金                                                                    | 1,908,309     |

注 1) \*基本手当以外の欄は、千円単位で表示されている一般求職者給付の額から基本手当（延長分等含む）の額を引いた額を表示

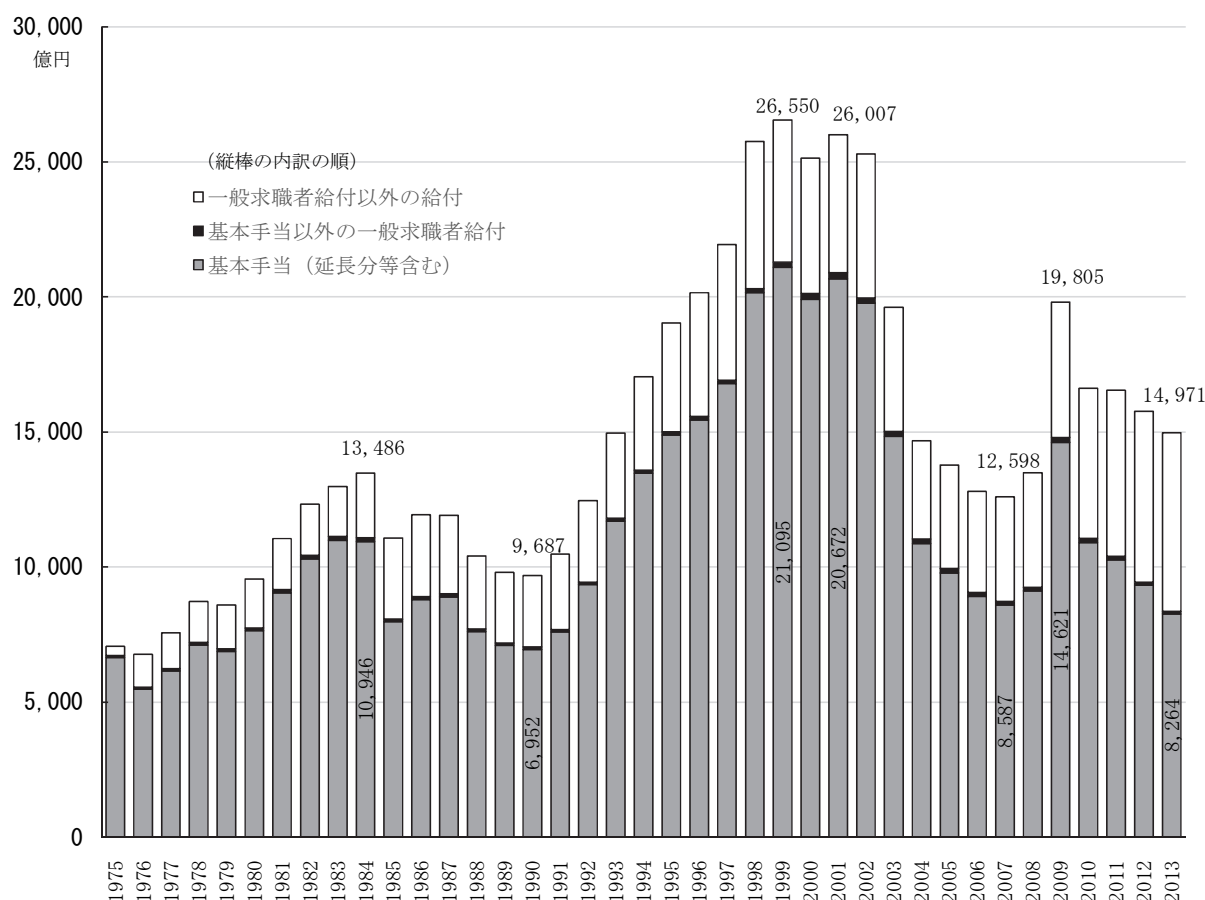
2) 失業等給付の額は、千円単位で表示されている各給付の額を合計した額を表示

#### （変動はもっぱら基本手当の変動による）

失業等給付の支給額の推移を基本手当と基本手当以外の内訳とともにみると、図 1-20 のとおりである。失業等給付の支給額の変動は、もっぱら基本手当の変動によるものであることがわかる。先に失業等給付の支給額が 2001 年度から 2007 年度にかけて 1 兆 3 千億円余り減少したと述べたが、その間、基本手当は 2 兆 672 億円から 8587 億円に、1 兆 2 千億円ほどの減少となっている。

<sup>16</sup> 短期雇用特例被保険者が失業した場合に受ける特例一時金の特例受給資格者が、公共職業訓練等を受ける場合に支給される求職者給付（雇用保険法 41 条）

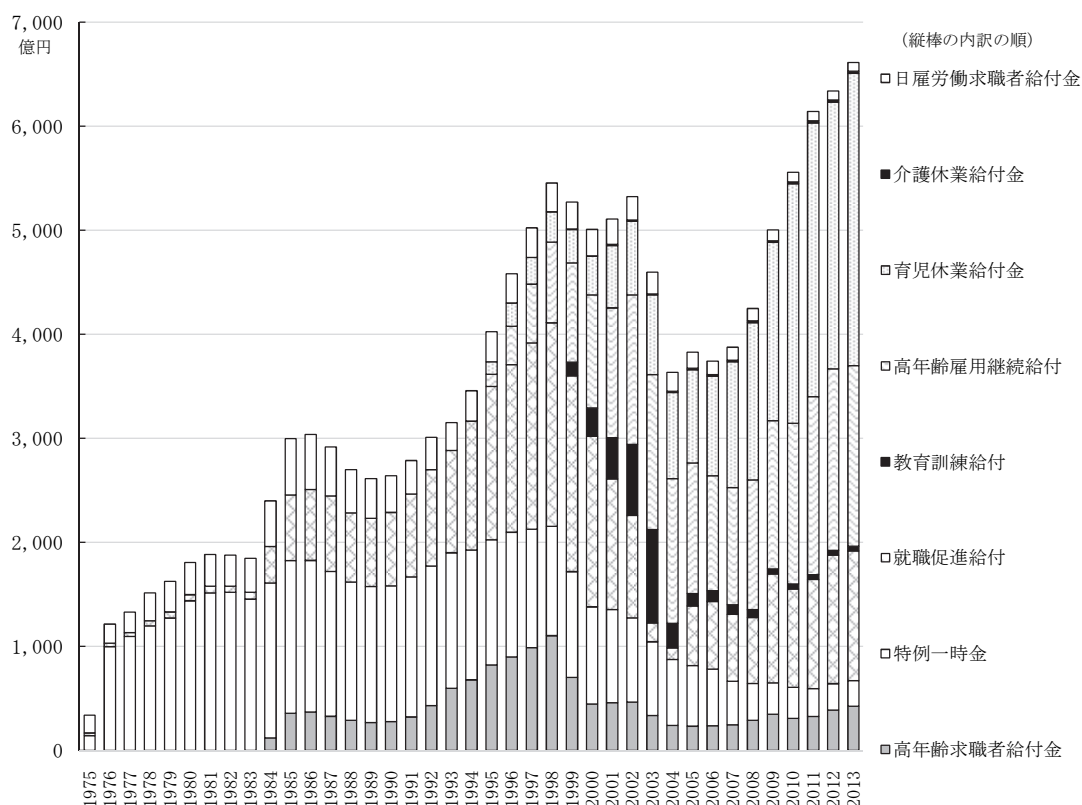
【図 1-20】失業等給付の推移



一般求職者給付以外の給付の動きをみると（図 1-21）、65 歳以上である高年齢継続被保険者が失業し、所定の要件を満たす場合に一時金で支払われる高年齢求職者給付金（図の一番下）は、制度発足の 1984 年度以降増加を続け、1998 年度に 1,105 億円に達した後は減少し<sup>17</sup>、2005 年度には 236 億円となった。しかし再び増加し始め、2013 年度は 428 億円となっている。季節労働者である短期雇用特例被保険者が離職した際に支払われる特例一時金は、1987 年度の 1,522 億円をピークにその後は減少し、2013 年度は 428 億円である。1998 年度に設けられた教育訓練給付は 2003 年度に 899 億円まで増加したが、その後は少なくなっている。介護休業給付金は 2013 年度で 19 億円であるが、増加傾向にある。また、日雇求職者給付金は 1985 年度の 541 億円をピークにその後減少し、2013 年度は 84 億円となっている。

<sup>17</sup> 1999 年度と 2003 年度に高年齢求職者給付金の改正があった（1998 年改正、2003 年改正）。

【図 1-21】一般求職者給付以外の給付の推移



#### 4 基本手当支給総額の動き

基本手当の支給総額は、年によって倍近く異なる。図 1-22 に、基本手当の支給総額（延長分等を含む）の推移を示す。

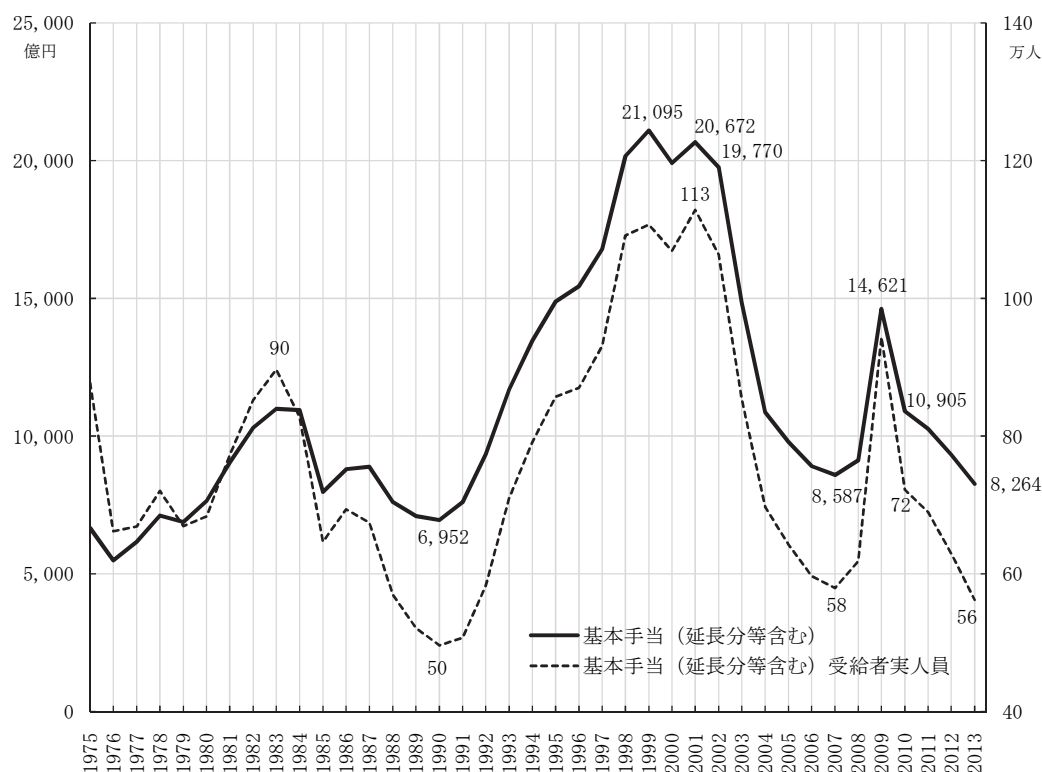
基本手当の支給総額は、現行制度発足の 1975 年度以降、1976 年度、1979 年度を除き増加し、1982 年度から 1984 年度の間は 1 兆円を超えた。その後、1986、1987 年度にやや増加したものの、1990 年度の 6,952 億円まで減少した。翌 1991 年度は増加に転じ、以後増加を続け、1999 年度には 2 兆 1,095 億円となり、2002 年度まではおおむね 2 兆円前後で推移した。2003 年度からはまた減少に転じ、2007 年度の 8,587 億円まで減少した。しかし、2008 年度にやや増加した後、2009 年度は 2004 年度以来 5 年ぶりに 1 兆円を超える 1 兆 4,621 億円まで増加した。2010 年度は再び減少し 1 兆 905 億円となり、その後も減少を続け、2013 年度は 8,264 億円となっている。

図には、基本手当の受給者実人員も併せて点線で示した。この受給者実人員は、基本手当の受給数の月平均値に相当する。基本手当は、初回受給後 4 週間ごとに、直前 28 日間について失業の認定を受け、認定を受けた日数分の支給を受けるのが原則である。受給者実人員は、額の動きとほぼ連動した動きとなっている。例えば、支給総額が 2 兆円を超えた 2001 年度は 113 万人、8,587 億円にとどまった 2007 年度は 58 万人であった。また、支給総額が 5 年ぶりに 1 兆円を上回った 2009 年度は 94 万人であった。2013 年度は 56 万人である。受給者実人員については、



後ほど項を改め、詳しく見ていく。

【図 1-22】基本手当、受給者実人員の推移



### （基本手当の支給総額の分解）

基本手当の支給総額がこうに年によって大きく変動するは、何によるのであろうか。受給者一人ひとりの受け取る基本手当の額は、受給資格決定の際に定められる「所定給付日数」を限度に、‘基本手当の日額’の失業している日数分である。一定の要件を満たす場合は、所定給付日数を超えて支給される（延長給付）。所定給付日数は、受給者の離職理由や年齢、被保険者であった期間などに応じて定められる。また、‘基本手当の日額’は、離職した日の直前の6か月の賃金（賞与等は除く）から所定の方法で計算される賃金日額に給付率を乗じて算定される額である。賃金日額には上限と下限が設けられおり、また、給付率は賃金日額の大小に応じて百分の五十と百分の八十の範囲で定められる。

そこで、業務統計に基本手当支給総額と給付日数の総数（給付延日数）があることを利用して、支給総額を給付延日数で除して、基本手当の日額の受給者平均に相当する額（以下「基本手当日額」と呼ぶ。）を得て、基本手当支給総額を、

$$\text{基本手当支給総額} = \text{基本手当日額} \times \text{給付延日数}$$

と分解する。こうすれば、基本手当支給総額の変動が、基本手当日額の変動によるのか、給付延日数の増減によるのかがわかる。基本手当日額は賃金に連動する部分で、給付延日数は受給者数や各受給者が平均的に受ける給付日数に連動する。後者の給付延日数は、これを初回受給

者数で除して得た値を初回受給者一人当たり給付日数と呼ぶことにして<sup>18</sup>、

$$\text{給付延日数} = \text{初回受給者数} \times \text{初回受給者一人当たり給付日数}$$

と分解する。こうすることで、給付延日数の変動を初回受給者数と初回受給者一人当たり給付日数の変動に分ける。そして、初回受給者数を経済情勢から直接影響を受けると考えられる一般被保険者資格喪失者数（以下「資格喪失者数」と関係付けるため、初回受給者数の資格喪失者数に対する比率を資格喪失初回比率と呼ぶことにして、

$$\text{初回受給者数} = \text{資格喪失者数} \times \text{資格喪失初回比率}$$

と分解する。さらに、資格喪失者数を一般被保険者数と被保険者数に対する比率（資格喪失率）の積で表す。

$$\text{資格喪失者数} = \text{一般被保険者数} \times \text{資格喪失率}$$

以上をまとめると、

$$\begin{aligned} \text{基本手当の支給総額} &= \text{基本手当日額} \times \text{給付延日数} \\ &= \text{基本手当日額} \times \text{初回受給者数} \times \text{初回受給者一人当たり給付日数} \\ &= \text{基本手当日額} \times \text{資格喪失者数} \times \text{資格喪失初回比率} \times \text{初回受給者一人当たり給付日数} \\ &= \text{基本手当日額} \times \text{一般被保険者数} \times \text{資格喪失率} \times \text{資格喪失初回比率} \\ &\quad \times \text{初回受給者一人当たり給付日数} \end{aligned}$$

となる。

ここで給付延日数は、業務統計では所定給付日数分に限った給付延日数しか得られない。この式で表される支給総額も、所定給付日数分に限ったものである。ただ、支給総額は、業務統計には、延長分等も含むものと、所定給付日数分に限ったものの2通りがある。そこで、延長分等を含む支給総額と含まない所定給付日数分の支給総額の比率

$$\text{延長分等含む基本手当支給総額} \div \text{基本手当所定給付日数分支給総額} - 1$$

を延長比率と置く。これで延長分の寄与をみる<sup>19</sup>。

結局、延長分を含む支給総額が、

$$\begin{aligned} &\text{基本手当日額} \times \text{一般被保険者数} \times \text{資格喪失率} \times \text{資格喪失初回比率} \\ &\times \text{初回受給者一人当たり給付日数} \times (1 + \text{延長等比率}) \end{aligned}$$

と表されることになる。

基本手当の支給総額をこのように表すことで、その増減率を、

<sup>18</sup> 給付延日数を受給者実人員で除した受給者一人当たり給付日数を使うことも考えられる。しかし、これは受給者が1回の支給で受ける日数の平均に相当する。実際に計算すると、おおむね25～26程度の値である。給付を受けようとする者は、四週間に一回、直前28日間で失業している日の認定を受けて支給を受けるのが基本で、その認定を受けた日数の平均に相当する数字である。ここではこのような数字よりも、受給者が全部で何日分程度の支給を受けるのかを示す初回受給者一人当たり給付日数の方が、支給額の変動の分析には有意義と考えた。ただし、分子の給付延日数が必ずしも分母の初回受給者数に計上されている初回受給者の給付日数の総数ではない、つまり、前年度に初回受給をした者への当年度の給付日数が含まれ、一方、当年度に初回受給をした者への翌年度の給付日数は含まれない、というズレがある。

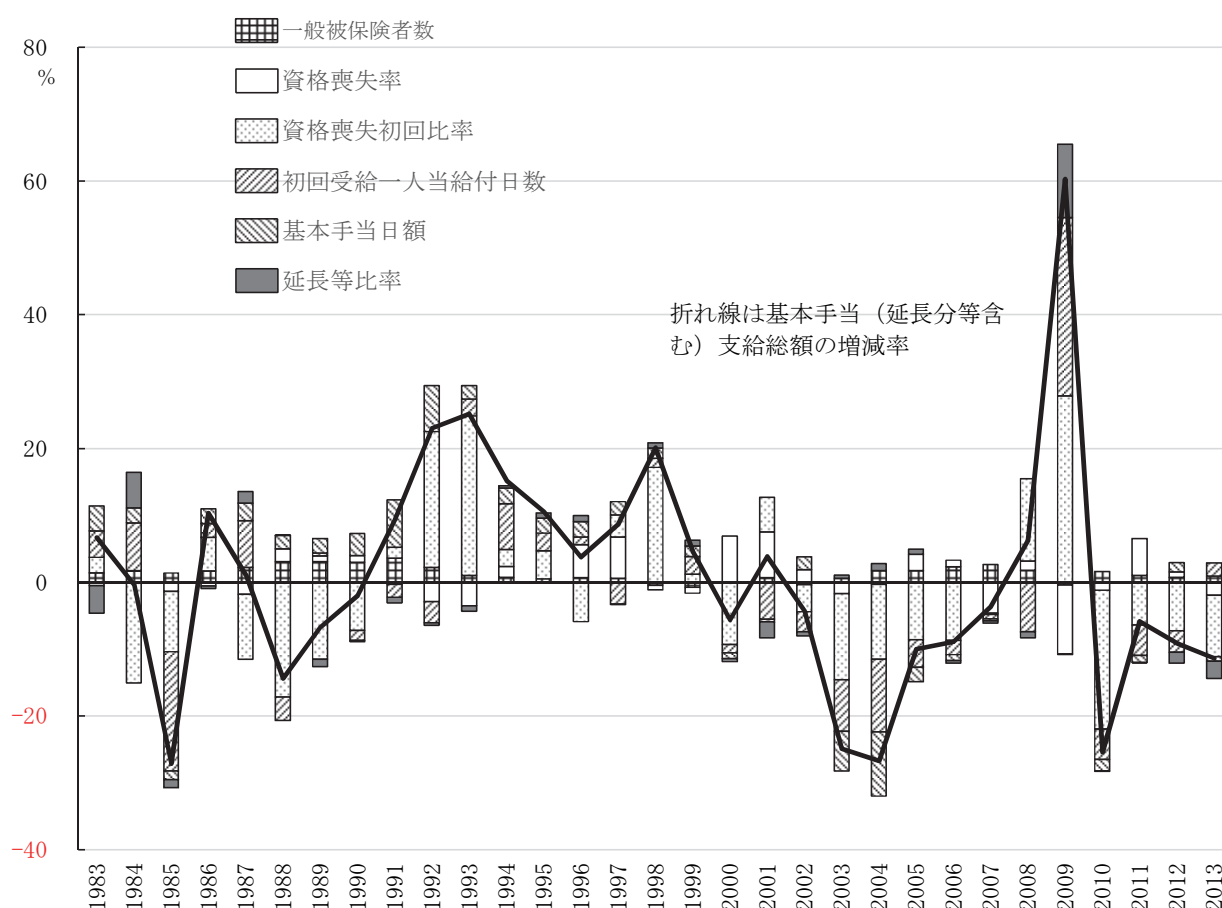
<sup>19</sup> 延長分等は、個別延長給付、広域延長給付などの延長給付に加え、特例訓練手当がある。

一般被保険者数、資格喪失率、資格喪失初回比率、基本手当日額、  
初回受給一人当給付日数、1＋延長等比率  
の6つの増減率の和に分解することができる。いわゆる要因分解である。

### （基本手当の変動の要因分解）

図1-23は、基本手当の支給総額の増減率を上記の式の各項の増減率に要因分解したものである。例えば、2009年度は延長等の分を含む基本手当が前年度に比べて実に60.3%も増加したが、これには資格喪失初回比率と初回受給一人当給付日数がそれぞれ27.8%ポイント、26.7%ポイント、さらに延長等比率が10.9%ポイント、プラスに寄与している。2009年度は、個別延長給付が導入された年<sup>20</sup>で、延長等比率の寄与が大きい。資格喪失率は2009年度は低下し、それが10.3ポイント分、基本手当支給総額を下げる方に寄与した。

【図1-23】基本手当の変動の要因分解



2010年度になると、基本手当が25.4%減少したが、これには資格喪失初回比率が20.8%ポイントマイナスに寄与した。初回受給一人当給付日数は4.5%ポイントのマイナス寄与にとどまっている。

<sup>20</sup> 個別延長給付の仕組みは過去にも設けられたことがある。1994年改正（平成6年）のときは所定の要件を満たす60歳以上の受給資格者について60日を限度として給付日数が延長された。2000年改正の際に廃止されている。

そのほか、図からは次のことがわかる。各要素の動きは、項を改めてみることにする。

- ① 総じて、資格喪失初回比率と初回受給一人当給付日数の変動が大きく寄与する。
- ② 一般被保険者数は、おおむね一貫して増加に寄与している<sup>21</sup>。ただ、寄与度は相対的に小さい。一般被保険者数には先にみたように増加トレンドがある。基本手当の額が減少する局面、例えば1988、89年度、2004年度から2007年度にかけても、増加に寄与している。
- ③ 基本手当の額が1990年代に増加を続けたのは、その間、総じて各要素がプラスに寄与を続けていたためである。基本手当は、2000年度にようやく10年ぶりに減少となったが、これには資格喪失初回比率が大きくマイナスに寄与している。
- ④ 基本手当平均日額は、1985年度を除き1999年度までは増加に寄与していたが、2000年度以降は2002年度を除き、減少に寄与した。特に給付率の改正のあった2003年度とその翌2004年度の減少への寄与が比較的大きい。

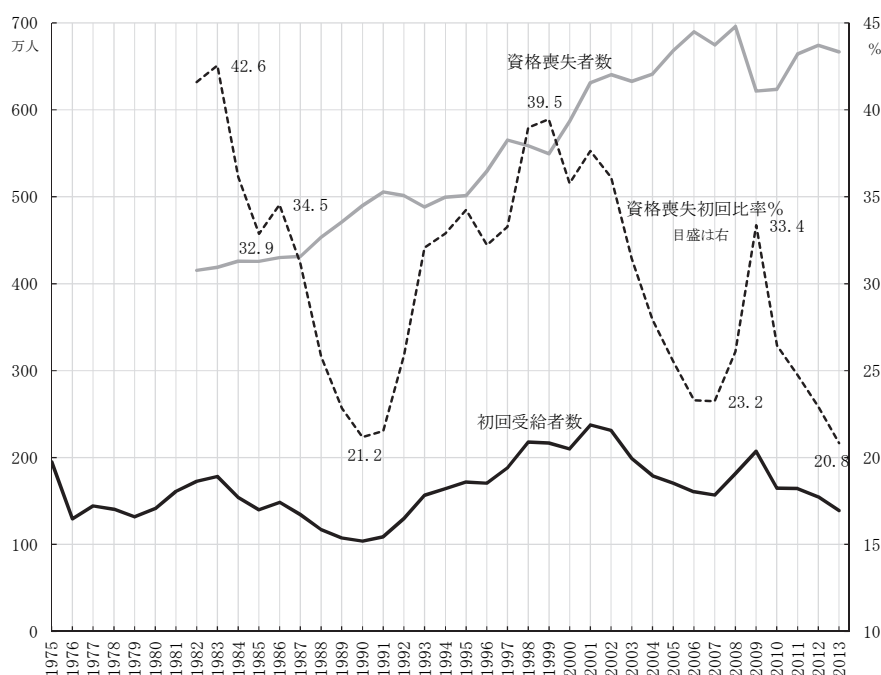
## 5 各変動要素の動き（資格喪失初回比率、初回受給一人当給付日数など）

基本手当の動きに影響する資格喪失初回比率、初回受給一人当給付日数、基本手当日額の動きをそれぞれみることにする。

### (1) 資格喪失初回比率（資格喪失者数と初回受給者数の比率）

資格喪失初回比率の動きは、図1-24のとおりである。分子の初回受給者数と、分母の資格喪失者数を併せて示してある。1981年度以前の一般被保険者に限った資格喪失者数が入手できず、資格喪失初回比率は1982年度以降のものになっている。

【図1-24】資格喪失者数、初回受給者数、資格喪失初回比率の推移



<sup>21</sup> 被保険者数が増えれば、その分、受給者も増えるが、保険料収入も増える。

資格喪失初回比率は、おおむね 20～40%の範囲で変動している。1990 年度と 2007 年度を谷、1983 年度、1999 年度、2009 年度を山とする波を描いている。総じて景気の回復・拡大局面で低下、後退・縮小局面で上昇という動きである。しかし、景気に応じた低下と上昇がはっきりしないときもある。

動きをみていくと、まず、第二次石油ショック後の不況から回復する 1984、1985 年度は 42.6%から 32.9%まで比較的大きく低下した。続く円高不況と言われた 1986 年度は上昇幅が小さく 34.5%まで上昇しただけである。その後、いわゆるバブル景気の頂点であった 1990 年度まで再び大きく低下し、21.2%となった。バブル崩壊後は上昇に転じ、1993 年度にはバブル前の水準である 32.1%に到達している。景気は 1993 年度で底を打ち回復に向かい、消費税率引き上げのあった 1997 年度まで上昇局面とされる。しかし、資格喪失初回比率の方は 1994、1995 年度、上昇のピッチを弱めただけである。1996 年度にはやっと低下に転じたものの、低下幅は小さく、1 年間だけである。翌 1997 年度には、景気後退に伴い再び上昇し始め、1999 年度には 39.5%に達した。1999～2000 度の IT 景気と続く 2001 年度の景気後退の際は、小幅な低下と上昇であった。続く 2002 年度からの景気回復の間は低下を続け、2007 年度には 23.2%と、バブル景気兆点のころの水準となった。リーマンショック（2008 年 9 月）に伴う景気悪化の 2009 年度は急上昇し 33.4%まで上昇したが、2010 年度には低下、その後さらに低下を続け、2013 年度には 20.8%となった。バブル景気の 1990 年度の 21.2%を下回るに至っている。

#### （分子の初回受給者数と分母の資格喪失者数 ……景気変動に伴う動きが逆）

分子の初回受給者数も、おおむね、資格喪失初回比率と同じ動きである。特に違っている年度は、1996 年度、2000 年度、2011 年度などである。いずれも資格喪失初回比率は低下したが、初回受給者数はほぼ横ばいで、資格喪失者数が増えたため、比率が低下している。

分母の資格喪失者数の動きをみると、2008 年度まで増加トレンドがあるものの、景気の悪いときに却って減少する傾向がある。1992～3 年度、1998～9 年度、2009 年度などである。これは、自発的な離職が減るためと思われる。逆に、景気の良いとき、例えば、1989～91 年度、2001 年度、2005～6 年度などに増加が大きくなる傾向がある。転職のための自発的な離職が増えるためと思われる。ただ、当てはまらない年度もある。1997 年度は景気後退に入る年度であるが、資格喪失者数は増加している。

#### （資格喪失初回比率……景気変動に伴い大きく動く）

総じて、景気の悪いときは自発的な離職が減り、資格喪失者が減る一方、分子の初回受給者数が多くなるため、資格喪失初回比率は上昇する。また、景気の良いときは自発的な離職が増え、資格喪失者が増える一方、受給に至らず転職する者が多くなるため、分子の初回受給者数が減る結果、資格喪失初回比率は低下する。分子の初回受給者数と分母の資格喪失者数の景気に伴う動きが逆方向であるため、資格喪失初回比率は比較的大きく変動することがわかる。

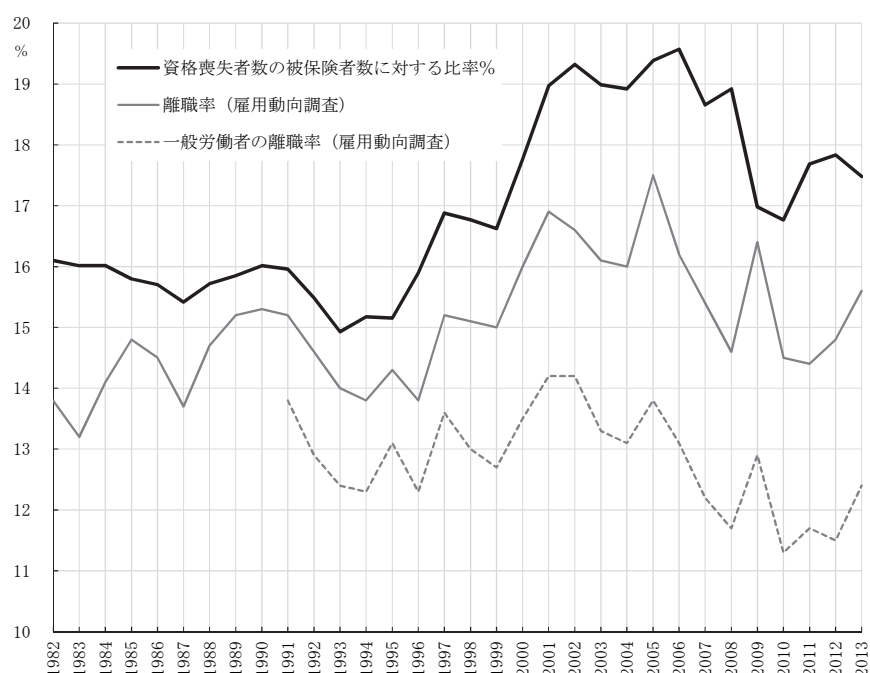
なお、先に、1994～6 年度は景気回復期であったにもかかわらず、資格喪失初回比率は 1996 年度で若干低下するにとどまったことを述べたが、これは、初回受給者数がこの間、減少に至

らなかったためである。初回受給者数の動きについては、後でもまた触れる。

### （雇用動向調査による離職と比較）

資格喪失者数の動きを、雇用動向調査による離職の動きと比較をしてみる。一般被保険者の資格喪失は、雇用動向調査の「離職」に相当する。資格喪失者数の一般被保険者数に対する比率と、雇用動向調査による年間の離職者数の年初の常用労働者数に対する比率である離職率を比べてみる。図 1-25 のとおりである。資格喪失者の比率の方が一貫して高いが、雇用動向調査の離職率は規模 5 人以上の事業所のものであることが一因と思われる。

【図 1-25】 資格喪失者数の一般被保険者数に対する比率と雇用動向調査による離職率



動きをみると、ある程度の類似性が認められる。それでも次のとおり、特徴的な違いがある。

一つは、2000 年代に入ってから動きの違いである。両者とも年々の変動はあるものの水準が高まっている（上にシフトしている）が、資格喪失者の比率の方が雇用動向調査の離職率よりも、高まりの度合いが大きい。また、2007 年、2008 年は、雇用動向調査の離職率は低下しているが、資格喪失者の比率の方はそれが認められない。雇用動向調査の離職率には、パートタイム労働者の離職分も含まれる。パートタイム労働者を除いた一般労働者の離職率を併せて示したが、こちらは 2000 年代に入ってからそれほどの高まりは認められない。雇用動向調査の離職率の高まりは、離職の頻度が高いパートタイム労働者が増えてきたことによるものと思われる。一般被保険者の資格喪失にもそれが現れているものと思われる。

二つ目は、短期的な動きに違いがある場合があることである。その一つは、1984 年から 1985 年にかけての景気回復局面での動きである。雇用動向調査の離職率は高まったが、資格喪失の方は横ばいのままである。もう一つは、2009 年のリーマンショック後の景気後退期の動きであ

る。資格喪失の方は低下したが、雇用動向調査による離職率は、一般労働者に限ってみても上昇を示した。

## (2) 初回受給一人当給付日数

初回受給一人当給付日数は、給付延日数を初回受給者数で除して得た日数である。給付延日数は、所定給付日数の範囲で給付した基本手当の日数の総数で、個別延長等の延長分を含まない。同じ年度の初回受給者に支給した基本手当に係るものではなく‘ずれ’がある。

この一人当給付日数は、景気後退期で雇用失業情勢が悪ければ再就職が進まず増加し、逆に回復・上昇局面で雇用失業情勢が良く再就職が進めば減少すると考えられる。特に、2001年度以降は受給資格を特定受給資格とそれ以外とに分け、整理解雇等の非自発的離職による特定受給資格者には、所定給付日数を多く与えるようにしたので、2001年度以降は、この関係がよりはっきりとなるはずである。

なお、分子の給付延日数には前年度の初回受給者への給付の日数も含まれるから、初回受給者の動きよりも、ひいては景気の動きよりも遅れて動くと思われる。

【図 1-26】 初回受給一人当給付日数

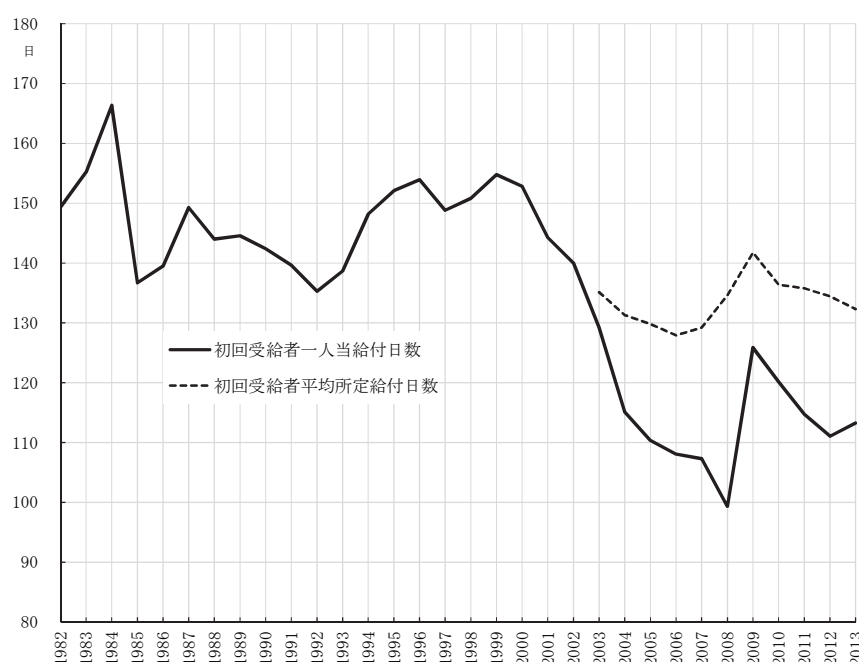


図 1-26 は、初回受給一人当給付日数の推移である。1993 年度から 1995 年度にかけて上昇はバブル崩壊後の不況期の影響で、2004 年度から 2008 年度にかけての低下は景気回復期の減少、2009 年度の上昇はリーマンショックのあった世界同時不況の影響と思われる。なお、2001 年度と 2003 年度には、給付延日数を減らす方向に作用する所定給付日数の改定があった。2000 年代前半の低下にはこの改定の影響があると思われる。

また、図には、初回受給者に与えられた所定給付日数の平均の推計値も掲げた。所定給付日数は、受給資格の種類、受給者の年齢、被保険者であった期間の長さ、就職困難者であったか

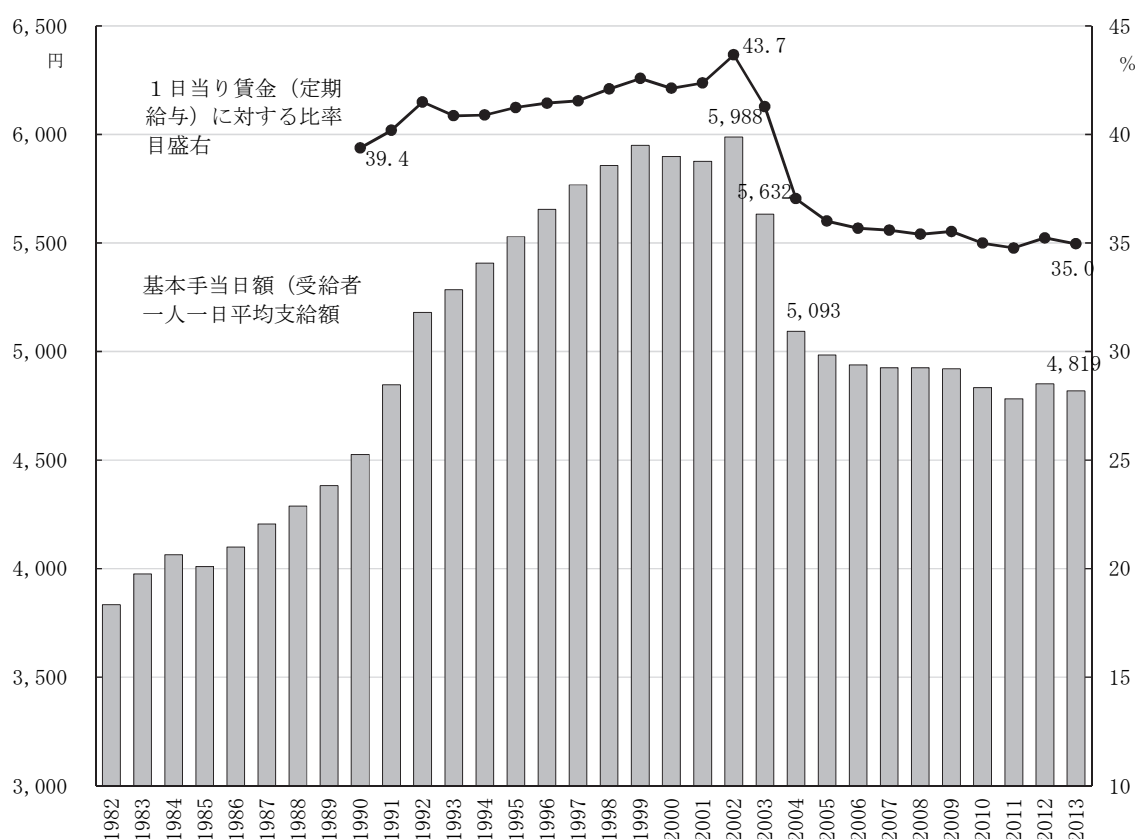


否かなどによって異なる。現行で遡れる 2003 年度以降で計算した<sup>22</sup>。

### (3) 基本手当日額

基本手当日額は、所定給付日数分の基本手当支給総額を給付延日数で除して得た値である。その推移は、図 1-27 のとおりである。2002 年度に 5988 円に達したが、給付率の改定のあった 2003 年度から 2004 年にかけて減少し、2005 年度以降は 5000 円をやや下回る水準で推移している。2010 年度と 2011 年度はそれぞれ 4,835 円、4,783 円と 2 年連続して減少したが、2012 年度は微増し、2013 年度は 4,819 円となっている。同図には、毎月勤労統計調査による 1 日当たり賃金<sup>23</sup>との比率%も併せて示してある。

【図 1-27】基本手当日額の推移



<sup>22</sup> 受給資格の種類、性、年齢階級、被保険者期間別初回受給者数の表から、所定給付日数を初回受給者数で加重平均して得た推計値である。旧法適用分については所定給付日数がわからないので、2002 年度の所定給付日数のわかる初回受給者の平均値を当てはめて計算した。

<sup>23</sup> 同調査の月間きまって支給する給与を月間出勤日数で除して得た。事業所規模 5 人以上のもののもので、1989 年以前は同内容の統計が得られない。



## 6 初回受給者数の動き

ここでは、先に図 1-24 で触れた初回受給者数の動きを仔細にみる。初回受給者数は、各年度（月次統計なら各月）において、基本手当の第 1 回目<sup>24</sup>の支給を受けた者の数である。過去に発生した受給者も含まれる受給者実人員に比べ、その時点の雇用失業情勢を反映する。また、受給者実人員や支給総額は受給者の所定給付日数や給付率に左右されるが、初回受給者数は直接の関係はなく、これらの制度改正から受ける影響は少ないと思われる。

また、初回受給者数の統計は、2001 年 4 月分以降であれば受給資格の種類別にある。受給資格の種類とは、

① 倒産、解雇等による離職者（特定受給資格者）の受給資格

② ①と③に該当しない離職者に係る受給資格

③ 有期労働契約が更新されなかったこと等による離職者（特定理由離職者）の受給資格の 3 種類である。特定受給資格と特定理由は、特定以外に比べて、所定給付日数が多い<sup>25</sup>。ただし、2009 年 3 月以前は

① 倒産、解雇等による離職者（特定受給資格者）の受給資格

④ ①に該当しない離職者に係る受給資格……2009 年 4 月以降の②及び③に該当である。③は 2009 年 4 月以降、④から分離したものである。本稿は、2001 年度から通して時系列変化をみるため、2001 年度以降の全期間について、

A : ① 特定受給資格

B : ②+③ 特定以外及び特定理由

の動きをみるとともに、2009 年度以降は、

C : ② 特定以外（2009 年度以降）

D : ③ 特定理由（2009 年度以降）

も併せてみる。また、③の内容が①に近いので、

E : ①+③ 特定受給資格及び特定

についても触れる。もっとも③の特定理由は、人数が多くても①の特定受給資格の 2 割程度の水準、②の特定以外の 1 割程度の水準で、2009 年度以降の B と C の動き、A と E の動きは特に違いはない。

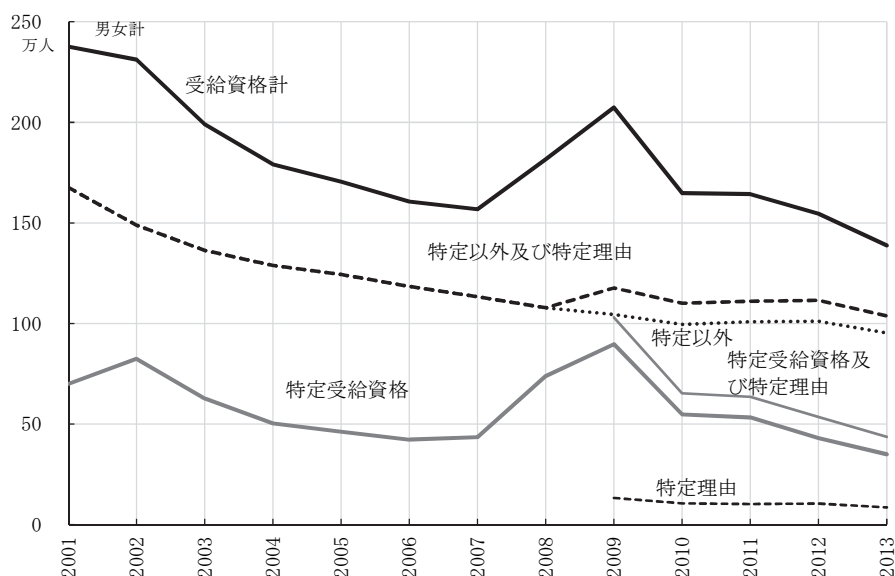
### (1) 受給資格の種類別 もっぱら特定受給資格が変動

初回受給者数は、2001 年度に 238 万人あったのが、2013 年度は 164 万人と、73 万人少ない水準にあるが、これは、もっぱら受給資格の種類が特定受給資格以外の者及び特定理由の者（以下単に「特定以外及び特定理由」という。）の受給者がその間、168 万人から 111 万人に、56 万人減ったことが大きい。

<sup>24</sup> 同じ一の受給資格決定ごとに定まる「受給期間」における第 1 回目である。

<sup>25</sup> 特定理由については、現時点では、平成 29 年 3 月 31 日までの措置

【図 1-28】 初回受給者数 受給資格の種類別



受給資格の種類別に初回受給者数の動きをみると、図 1-28 のとおりである。先に、初回受給者数の動きと景気変動との関係をみたが、景気変動に伴う動きは、もっぱら特定受給資格の初回受給者数の動きによることがわかる。2002 年度の増加は IT 景気後の不況に伴うもので、その後、2006 年度まで減少、2007 年度はほぼ横ばいで、2008 年度と 2009 年度の増加はリーマンショックのあった世界同時不況に伴うものである。その後、減少し、現在に至っている。2001 年度以降でピークが 2002 年度と 2009 年度の 2 度あるが、2009 年度の方が大きい。

特定以外及び特定理由の初回受給者数の方は、制度改正のあった 2001 年度から 2008 年度にかけて徐々に減少し、以後、横ばいである。世界同時不況の 2009 年度に若干増加しているが、特定理由を外した方は、特に増加することはない、その後、ほぼ横ばいで推移している。

有期契約雇用のいわゆる雇止めにあった特定理由は、2009 年度は 13 万人あまりで、以後、漸減し、2012 年度は微増したものの、2013 年度は 8.5 万人となっている。特定受給資格のように大きく変動する動きを示していない。そのため、特定受給資格に加えた動きをみても、特定受給資格と同様な動きを示す。

## (2) 性別 女性が多い

初回受給者数 2013 年度の年間 139 万人の男女の内訳は、男性 56 万人、女性 82 万人で、女性の方が多。男女別の推移は図 1-29 のとおりで、女性の方が一貫して多。ただし、年度による変動は男性の方が大きいこともわかる。

### (男女それぞれの受給資格の種類別)

男女それぞれをさらに受給資格の種類別にみると、次の 3 点がわかる (図 1-30)。

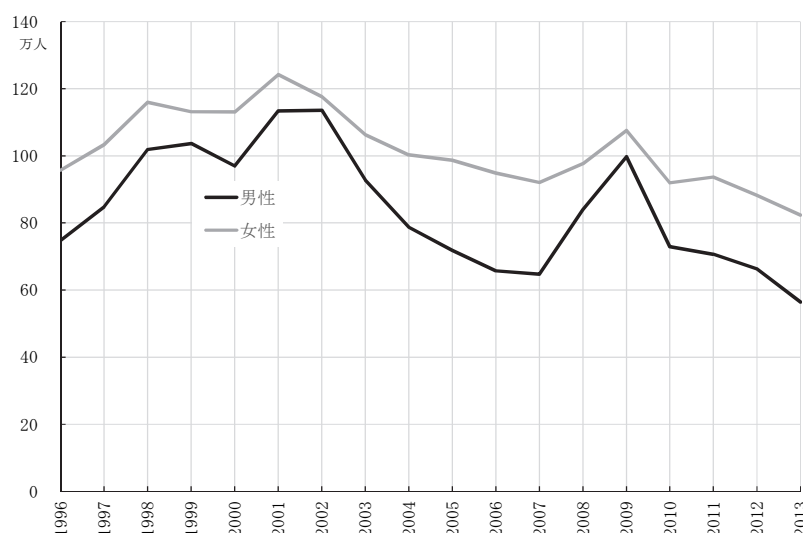
第一に、男女で、特定受給資格者数とそれ以外の受給資格者数の大小関係が異なることである。女性は、特定以外及び特定理由 (2009 年度以降であれば特定以外) が特定受給資格者に比べてかなり多。特定以外と特定受給資格者の内訳を 2013 年度でみると、男性はそれぞれ 38

万人（67%）、19 万人（33%）で、女性は 66 万人（80%）、16 万人（19%）である。

第二に、特定受給資格者の変動は、男性が女性に比べて大きいことである。男女とも 2002 年度と 2009 年度の 2 度ピークがある。景気の動きに伴った動きであるが、2009 年度の方がやや高い。2009 年度のピークと直前の最低値を記録した 2006 年度の差をみると、男性は 30 万人増、女性は 17 万人増である。

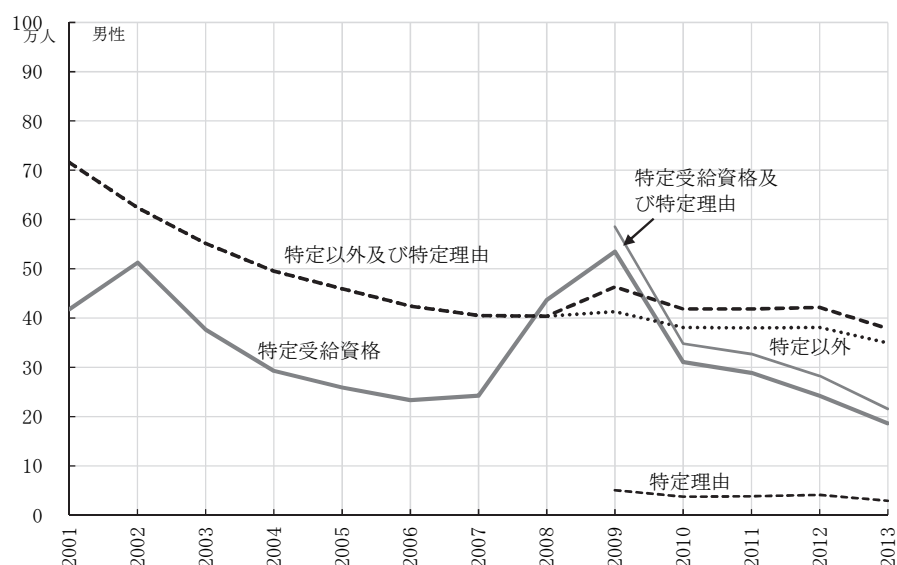
第三に、特定以外及び特定理由（009 年度以降であれば特定以外）の受給資格者数の動きには、特定受給資格と異なり、景気の動きに伴った増減がみられず、2007～8 年頃にかけて減少し、以後、おおむね横ばいとなっていることである。減少は男女ともみられ、減少幅は男性の方がやや大きい。2013 年度の 2001 年度との差は男性が 34 万人減、女性が 30 万人減である。

【図 1-29】 初回受給者数 男女別

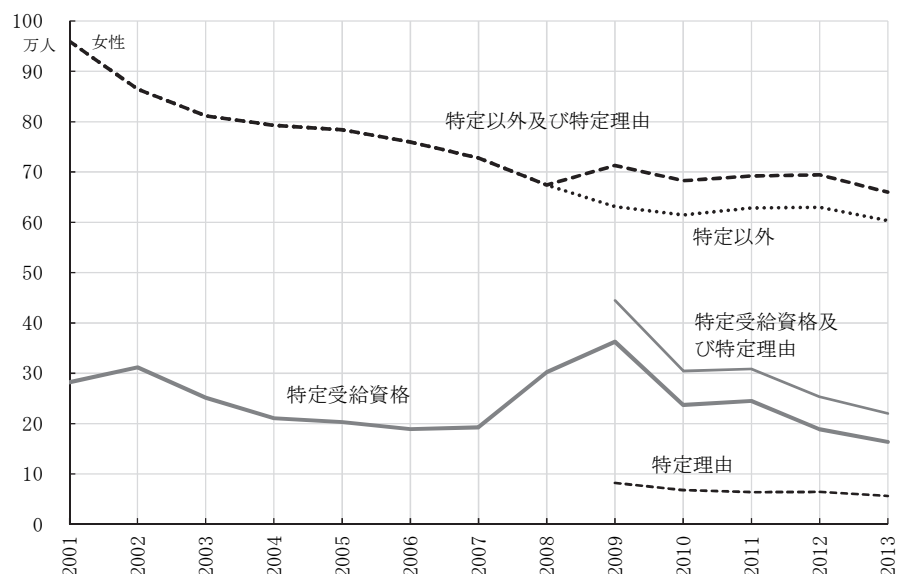


【図 1-30】 初回受給者数 受給資格の種類別

— 男性 —



## —女性—



## (3) 特定以外の初回受給者数が減った女性 29 歳以下

特定以外及び特定理由の初回受給者数が 2000 年代に減ったわけであるが、性別、年齢別にみて、どの層で減ったのであろうか。各年度の数字を男女別、年齢階級別にみたものが表 1-8 である。2009 年度以降は、特定理由の者を含む。

【表 1-8】受給資格が特定受給資格以外の初回受給者数

単位：人

| 年度              | 計          | 29 歳以下     | 30～44 歳   | 45～59 歳   | 60～64 歳    |
|-----------------|------------|------------|-----------|-----------|------------|
| <b>男性</b>       |            |            |           |           |            |
| 2001            | 715, 525   | 166, 971   | 162, 362  | 186, 683  | 199, 509   |
| 2005            | 459, 452   | 113, 924   | 132, 182  | 118, 704  | 94, 642    |
| 2010            | 418, 251   | 83, 801    | 124, 987  | 102, 981  | 106, 482   |
| 2013            | 378, 360   | 72, 186    | 117, 989  | 93, 437   | 94, 748    |
| 2001-2013<br>増減 | △ 337, 165 | △ 94, 785  | △ 44, 373 | △ 93, 246 | △ 104, 761 |
| <b>女性</b>       |            |            |           |           |            |
| 2001            | 959, 487   | 415, 565   | 246, 443  | 198, 858  | 98, 621    |
| 2005            | 783, 624   | 297, 328   | 265, 234  | 159, 831  | 61, 231    |
| 2010            | 682, 522   | 206, 249   | 255, 112  | 145, 316  | 75, 845    |
| 2013            | 659, 705   | 175, 804   | 253, 937  | 153, 301  | 76, 663    |
| 2001-2013<br>増減 | △ 299, 782 | △ 239, 761 | 7, 494    | △ 45, 557 | △ 21, 958  |

表には、男女それぞれ、2013 年度の 2001 年度に対する増減数を表示してある。2001 年度から 2013 年度にかけて、特定以外の受給資格者は 64 万人だけ減少したが、うち男性は 34 万人減、女性は 30 万人減で、減少幅の男女の違いは大きくはない。男性は 29 歳以下、45～59 歳、60～64 歳の各層とも、10 万人前後の減少となっている。一方、女性は、29 歳以下が 24 万人減と、多くを 29 歳以下の減少に依っている。先に、女性 25～29 歳の被保険者数と 5 年後の 30～34 歳

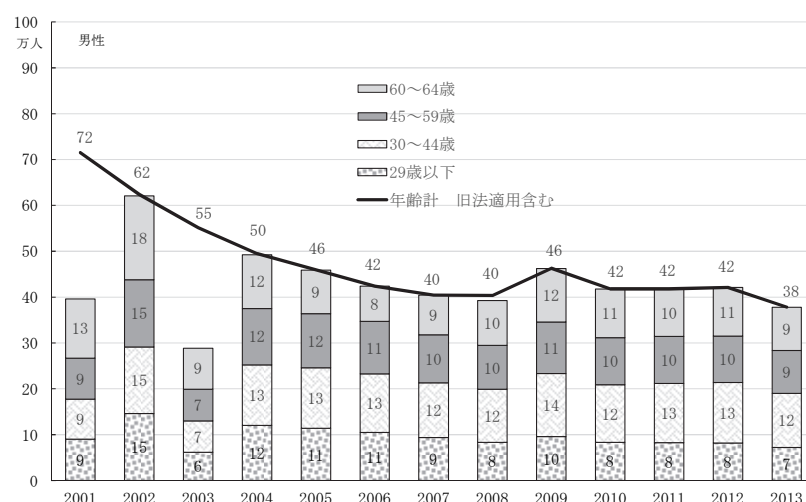
の被保険者数について、2000年代に入ると、それまでみられた減少が見られなくなったと述べた。このことと、この年齢層の初回受給者数の減少とは整合する動きである<sup>26</sup>。

### （旧法適用）

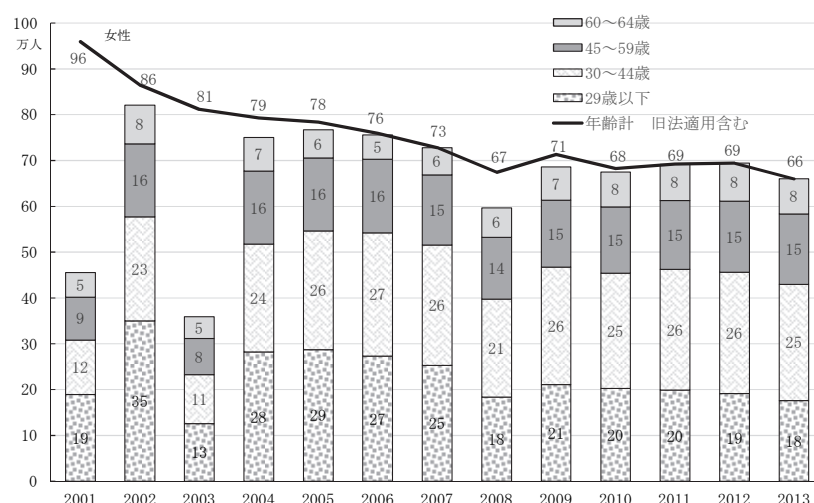
特定以外の受給資格者数の統計には、「旧法適用」分が含まれる。離職した日が制度改正前である初回受給者は旧法適用として計上される。制度改正が行われた年度（2001年度や2003年度）の初回受給者数統計には、旧法適用が多いと考えられる。次の図は、旧法適用ではない分について年齢階級別にみる（2009年度以降は特定理由を含む。）とともに、旧法適用を含めた年齢計の初回受給者数も併せて折れ線で示したものである。

【図 1-31】 特定以外及び特定理由の初回受給者数 旧法適用ではない分の年齢階級別

#### －男性－



#### －女性－



やはり、特定受給資格の仕組みを設けた2001年度や給付率改正をした2003年度は、旧法適

<sup>26</sup> 資格取得者数と喪失者数が増加しているから、離職せずに継続就業しているばかりでなく、離職しても受給せず、すぐに再就職する動きもあると思われる。

用が多くなる。ただ、離職した日が改正前に属す初回受給の多くは、自己都合の離職で給付制限のあった給付が多いと思われる。また、2003年度は、改正が5月施行であったことも、旧法適用を多くする。

旧法適用の影響がほぼない2004年度以降でみても、やはり女性の29歳以下は2004、5年度の28～29万人が2013年度は18万人に減っていて、男性や他の年齢階級に比べて、減り方は大きい。

(補足) 29歳以下の女性の初回受給者数の減少は、そもそも当該年齢層の被保険者数が減っていたならばそのためかもしれない。また、被保険資格を喪失する者が減っていればそのためかもしれない。初回受給者数は、

$$\text{初回受給者数} = \text{一般被保険者数} \times \frac{\text{資格喪失者数}}{\text{一般被保険者数}} \times \frac{\text{初回受給者数}}{\text{資格喪失者数}}$$

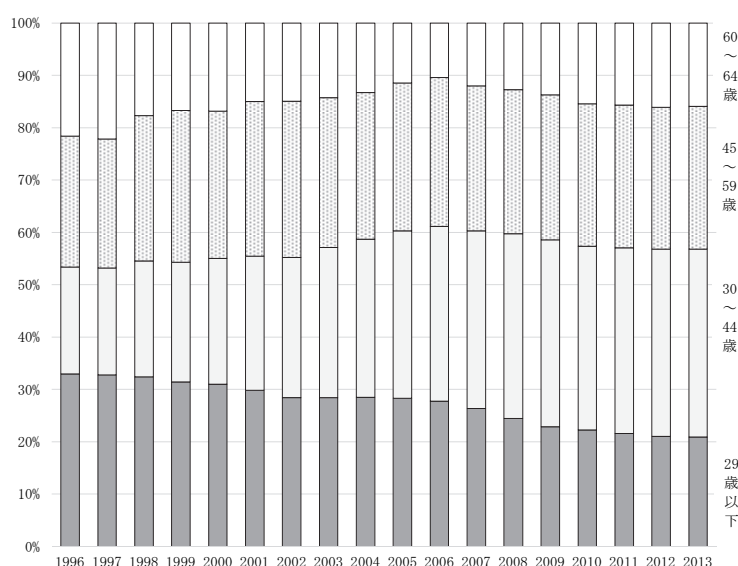
であるから、その増減を、一般被保険者数、資格喪失比率（資格喪失者数÷一般被保険者数）、資格喪失初回比率の増減に分解してみる。資格喪失について、事業主都合によるか否かの別のデータが年齢階層別にないので、初回受給者数を受給資格計でみることにする。29歳以下の女性の初回受給者数は、2001年度の47万人に対し2013年度は20万人と、率で58.1%減少した。この58.1%の減少を分解する。

29歳以下の女性の一般被保険者数は同じ間、404万人から351万人に、資格喪失者数は137万人から108万人にそれぞれ減っている。減り方は、資格喪失者数の方が大きく、資格喪失率は34.0%から30.7%に低下した。また、資格喪失者数の減少以上に、初回受給者数が減っており、資格喪失初回比率は34.4%から18.4%に低下した。

上の式に従って、初回受給者数の減少率58.1%を分解すると、被保険者数の減による分、資格喪失率の低下による分、資格喪失初回受給率の低下による分がそれぞれ13.2ポイント、9.7ポイント、46.6ポイントとなる（合計が58.1と合わないのは交絡項の効果）。初回受給者数の減少は、被保険者数の減や被保険資格喪失比率の減よりも、資格喪失初回比率の低下、つまり資格喪失から受給に至る割合の低下の寄与が大きいことがわかる。

#### (4) 年齢構成 —30～44歳層の増加—

【図1-32】初回受給者数 年齢階級別構成



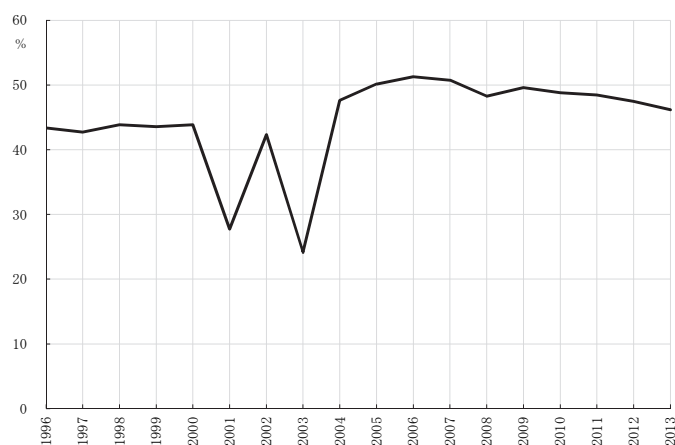
初回受給者数の年齢構成をみると（図1-32）、先にみたように29歳以下層の減少から、29歳以下層の割合が低下し、かわって30～44歳層の割合が、特に2000年代前半に高まった。また、

2007 年度から 2011 年度の間は、一旦低下した 60～64 歳層の割合が上昇している。

#### (5) 被保険者期間 —被保険者期間 4 年以下の割合が上にシフト—

被保険者期間別初回受給者構成をみると、被保険者期間が 4 年以下の者が 2013 年度は初回受給者 139 万人中 64 万人で、46.2%を占める。被保険者期間が 4 年以下の割合の推移をみると図 1-33 のとおりで、2000 年度まで、ほぼ 43%前後の水準で横ばいであったのが、2004 年以降は 50%前後の水準にシフトした。ただ、2010 年頃から微減を続けている。数字がフレている 2001 年度と 2003 年度は、制度改正で被保険者期間の統計のない旧法適用の者が多かった年度である。

【図 1-33】初回受給者数 被保険者期間 4 年以下の者の割合



注 分子の被保険者期間 4 年以下の者には就職困難者、旧法適用者を含まない。

#### (6) 実質 GDP の動きとの関係

受給者実人員や支給総額は、受給者の所定給付日数や給付率に左右されるのに対し、初回受給者数はこれらと直接の関係はなく、制度改正から受ける影響は少ないと思われる。経済全体の動きを表す代表的な指標に実質 GDP がある。次の図は、実質 GDP 増減率と初回受給者数の推移を併せてみたものである<sup>27</sup>。

##### (実質 GDP 増減率と関係するのは初回受給者数の増減)

一見して、実質 GDP の毎年度の増加率が 1990 年代に入って小さくなっているが、初回受給者数の水準が大きくなっている。

さらに、初回受給者数は、実質 GDP 増加率が比較的大きい間は減り続け、比較的小さい（或いはマイナス）の間は増え続ける関係が認められる。例えば、1987～1990 年度、2003～2007 年度などは、実質 GDP 増加率が前後に比べて高く、初回受給者数が年々減り続けている。1977～1979 年度や 1985 年度も同様である。もっとも、1995～1996 年度は実質 GDP が前後に比べて高いものの、初回受給者数は減らなかった。

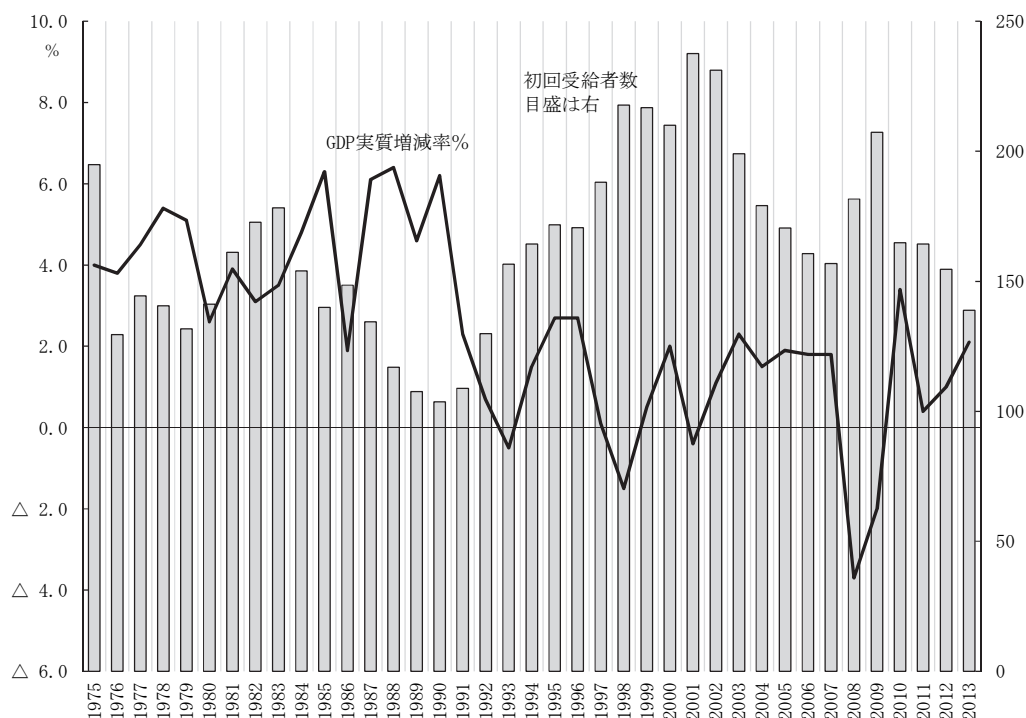
また、1992～1993 年度、1997～1998 年度、2001 年度、2008～2009 年度は逆に実質 GDP 増加

<sup>27</sup> 初回受給者は、基本手当受給に至った新規の失業者である。実質 GDP と失業率の関係については、オークンの法則がある。



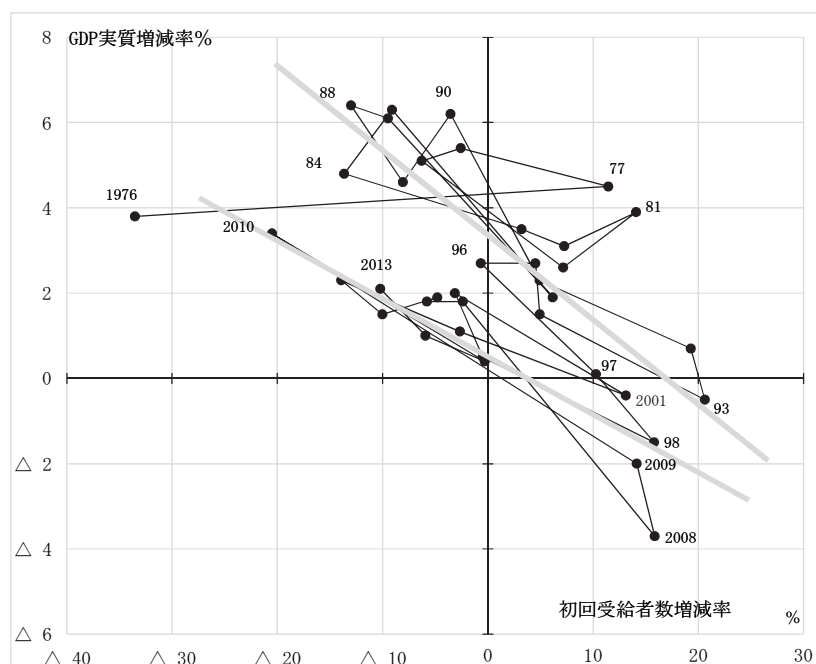
率が前後に比べて低いかマイナスで、初回受給者数が増えている。

【図 1-34】 初回受給者数と実質 GDP 増減率の推移



そこで、実質 GDP の増減率と初回受給者数の増減率の相関をみたものが図 1-35 である。縦軸に実質 GDP の増減率を、横軸に初回受給者数の増減率をそれぞれとり、各年度の実質 GDP と初回受給者数の増減率をプロットした。

【図 1-35】 初回受給者数と実質 GDP の増減率





総じて、両者は負の関係にあり、実質 GDP の増加率が大きければ初回受給者数の増加率は小さくなるか減少となり、逆に、実質 GDP の増加率が小さいか減少であると、初回受給者数の増加率が大きくなる。ただ、1976 年度は特異的で、実質 GDP が 3.8%増と、当時としては大きいとは言えない増加率であったが、初回受給者数が 34%近いマイナスであった。また、図中の右下がりの直線で表しているように、1996 年度のあたりを境に、両者の関係が変わっているようである。

そこで、初回受給者数増減率を同じ年度の実質 GDP 増減率で回帰してみた。

初回受給者数増減率＝定数項 C＋a × 同じ年度の実質 GDP 増減率

・ 1977～1996 年度

定数項 C＝17.0（t 値 5.7）、実質 GDP 増減率の係数 a＝-4.1（t 値-5.7）、

自由度修正済み決定係数 2 乗値 0.65、Durbin-Watson 比 1.50

・ 1997～2013 年度

定数項 C＝3.4（t 値 2.7）、実質 GDP 増減率の係数 a＝-5.5（t 値-8.4）、

自由度修正済み決定係数 2 乗値 0.81、Durbin-Watson 比 1.4

ダービンワトソン比が小さく、良い推計とは必ずしも言えないが、実質 GDP 増減率の係数は、マイナス値が大きくなった。また、1990 年代前半までは GDP 増加率が 4%（定数項 17.0÷4.1）を切ると初回受給者数が増加する関係にあったのが、1990 年度後半からは GDP 増加率が 0.6%（定数項 3.4÷5.5）を切ると初回受給者数が増加する関係に変わったというような関係の変化がわかる。図からもわかる変化である。かつては、高い経済成長を維持しないと雇用情勢が悪化したが、今は低成長であっても雇用情勢が悪化しないとも解釈できる。

## 7 被保険者資格喪失から基本手当受給に至る流れ

### (1) 基本手当受給に至る流れ

一般被保険者が離職その他の理由で被保険者資格を喪失してから基本手当を初めて受給する間には、離職票交付、離職票提出、受給資格決定、待期、給付制限（自己都合退職などの場合）、初回受給という流れがある。

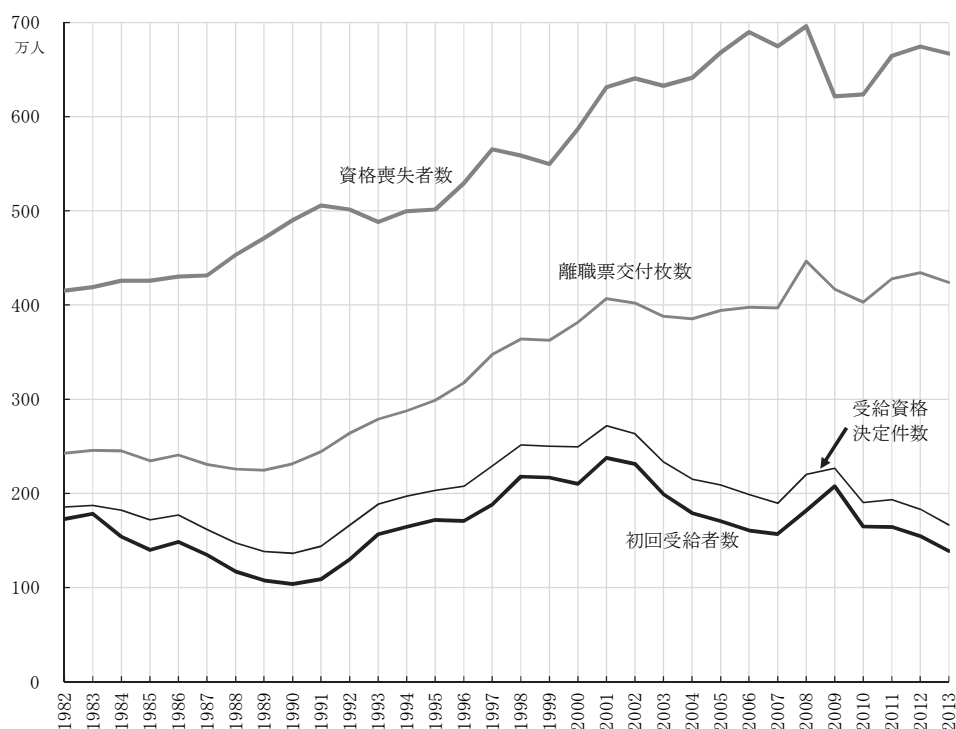
事業主はその雇用する労働者に関し、離職その他の理由で適用事業に係る被保険者でなくなったときは、公共職業安定所に「雇用保険被保険者資格喪失届」を提出する。離職の場合には、離職した本人から後述の離職票の交付を希望しない旨の申出がない限り、賃金支払状況など記載した「雇用保険被保険者離職証明書」を添付する。提出を受けた公共職業安定所は、離職票の交付を希望しない場合を除き離職票（「雇用保険被保険者離職票」）を、事業主を通じて交付する。基本手当の支給を受けようという離職者は、公共職業安定所で求職の申込みをした上で離職票を提出し、受給資格の決定を受ける。受給資格の決定とは、離職の日以前2年間に被保険者期間が通算して12か月以上（離職の事由によっては6か月）あるなどの受給要件を満たす場合に、基本手当の支給を受けることができる資格を有すると、公共職業安定所が行う認定である。受給資格の決定を受けた離職者は、指定された失業の認定日に公共職業安定所に出向き、当該認定に係る期間における「失業している日」の認定を受け、認定を受けた日数分（ただし、累計が所定給付日数を超えない範囲で）の基本手当の支給を受ける。なお、最初の7日間の失業している日については支給されない（待期）。また、正当な理由なく自己都合で退職した場合は、待期満了後3か月間は基本手当は支給されないという給付制限がある。

業務統計としては、既述の資格喪失者数と初回受給者数に加え、離職票交付枚数、受給資格決定件数等がある。2013年度は、資格喪失者数667万人、離職票交付枚数424万枚、受給資格決定件数167万件、初回受給者数139万人であった。

### (2) 資格喪失者数と受給資格決定件数の差

年間の資格喪失者数は図1-36のとおり、このところ例年600万人を超える。これに対し、受給資格を得る者は例年200万前後（受給資格決定件数）で、資格喪失者数の3～4割の水準である。この差は何によるのであろうか。この項では、受給に至る各段階相互の関係をより詳しくみてみる。

【図 1-36】 資格喪失から初回受給に至る各段階



## (資格喪失原因別資格喪失者数、離職以外の資格喪失)

被保険者資格の喪失は、事業主との雇用関係が終了する離職以外に、出向などによっても生じる。2013年度の一般被保険者の資格喪失者 667 万人を資格喪失原因別にみると(表 1-9)、「①在籍出向、出向元への復帰、その他離職以外の理由」24 万人、「②任意、契約期間満了等」593 万人、「③解雇、勧奨退職等」50 万人、「④その他」0 万人(111 人)である。離職による資格喪失は、①の事由による資格喪失を除いたもので、2013 年度は 642 万人であったと考えられる。

【表 1-9】 一般被保険者資格喪失者数、離職票交付枚数 (2013 年度)

単位：人、枚

| 被保険者期間          | 被保険者資格喪失者数 |                             |                |              |     | 離職票<br>交付枚数 | 交付枚数<br>÷<br>喪失者数 |
|-----------------|------------|-----------------------------|----------------|--------------|-----|-------------|-------------------|
|                 | 計          | 死亡、在<br>籍出向等<br>離職以外<br>の理由 | 任意、契約<br>期間満了等 | 解雇、勧<br>奨退職等 | その他 |             |                   |
| 計               | 6,667,953  | 243,524                     | 5,926,951      | 497,367      | 111 | 4,239,578   | 63.6%             |
| 1 か月未満          | 137,397    | 1,472                       | 132,849        | 3,074        | 2   | 34,272      | 24.9%             |
| 1 か月以上 2 か月未満   | 221,519    | 2,511                       | 214,550        | 4,457        | 1   | 79,878      | 36.1%             |
| 2 か月以上 3 か月未満   | 206,384    | 2,666                       | 197,826        | 5,888        | 4   | 91,113      | 44.1%             |
| 3 か月以上 4 か月未満   | 186,979    | 2,939                       | 177,826        | 6,213        | 1   | 89,886      | 48.1%             |
| 4 か月以上 5 か月未満   | 159,966    | 2,538                       | 151,880        | 5,547        | 1   | 80,153      | 50.1%             |
| 5 か月以上 6 か月未満   | 148,339    | 2,354                       | 140,973        | 5,011        | 1   | 77,913      | 52.5%             |
| 6 か月以上 7 か月未満   | 153,691    | 4,852                       | 140,981        | 7,856        | 2   | 87,384      | 56.9%             |
| 7 か月以上 8 か月未満   | 125,149    | 2,170                       | 116,163        | 6,816        | 0   | 73,046      | 58.4%             |
| 8 か月以上 9 か月未満   | 118,287    | 2,035                       | 109,993        | 6,256        | 3   | 70,648      | 59.7%             |
| 9 か月以上 10 か月未満  | 113,531    | 2,322                       | 105,045        | 6,160        | 4   | 68,086      | 60.0%             |
| 10 か月以上 11 か月未満 | 111,263    | 1,911                       | 103,540        | 5,809        | 3   | 66,030      | 59.3%             |

|               |           |        |         |        |    |         |       |
|---------------|-----------|--------|---------|--------|----|---------|-------|
| 11 か月以上 1 年未満 | 116,142   | 2,238  | 108,200 | 5,702  | 2  | 70,238  | 60.5% |
| 1 年以上 2 年未満   | 1,008,496 | 22,250 | 926,997 | 59,238 | 11 | 677,568 | 67.2% |
| 2 年以上 3 年未満   | 710,933   | 18,138 | 649,789 | 42,990 | 16 | 461,599 | 64.9% |
| 3 年以上 4 年未満   | 521,366   | 15,599 | 467,088 | 38,668 | 11 | 361,354 | 69.3% |
| 4 年以上 5 年未満   | 377,506   | 12,740 | 336,042 | 28,717 | 7  | 265,337 | 70.3% |
| 5 年以上 10 年未満  | 1,123,678 | 48,690 | 975,906 | 99,063 | 19 | 801,106 | 71.3% |
| 10 年以上 20 年未満 | 625,301   | 42,721 | 502,167 | 80,405 | 8  | 438,525 | 70.1% |
| 20 年以上        | 502,026   | 53,378 | 369,136 | 79,497 | 15 | 345,442 | 68.8% |

### （受給資格要件を満たすと思われる者）

表 1-9 は、被保険者期間別となっている。離職の日以前 2 年間に被保険者期間が 12 月以上あること、ただし倒産、解雇等による離職者又は有期労働契約が更新されなかったこと等による離職の場合は離職の日以前 1 年間に被保険者期間が 6 月以上あることが、受給資格の必要条件である。そこで、資格喪失原因が「③解雇、勧奨退職等」の場合は被保険者期間 6 月以上の資格喪失が、「②任意、契約期間満了等」と「④その他」の場合は被保険者期間 1 年以上の資格喪失が、それぞれ受給資格要件を満たす資格喪失者とする<sup>28</sup>。表において網かけをした部分である。これに該当する資格喪失者数を合計すると 469 万人となる。離職を理由とする資格喪失者 642 万人のうち、受給資格を得ることのできる者は推計 469 万人で、残り 173 万人は、被保険者期間が短いために受給資格を得られない者と推計される。

なお、表 1-9 の右端の蘭に、資格喪失者数に対する離職票交付枚数の比率が被保険者期間別にある。これをみると、被保険者期間 5 か月以上 6 か月未満の比率と 6 か月以上 7 か月未満の比率の差、被保険者期間 11 か月以上 1 年未満と 1 年以上 2 年未満の比率の差が、それぞれ 4.4% ポイント、6.7% ポイントの断層がある。ほかの被保険者期間に比べて大きい（特に 1 年以上と 1 年未満の差）。基本手当の受給に必要な期間は、離職理由に依るが、6 か月又は 12 か月である。被保険者はこの必要とされる期間を意識した行動を取っていることがうかがえる。

### （離職票の交付を受けない者）

この被保険者資格喪失届には、被保険者でなくなった者の離職票交付の希望の有無をチェックする欄があり、ここが「無」でない限り、離職票の交付がなされる。2013 年度の交付枚数は 424 万枚であった。資格喪失 667 万人との差の 243 万人は希望しなかった者ということになる<sup>29</sup>。

「①在籍出向、出向元への復帰、その他離職以外の理由」の 24 万人は希望しないとして差し支えないであろうから、離職したにもかかわらず希望しない者が 219 万人いたことになる。

### （交付を受けた後）

2013 年度は、離職票の交付を受けた後、基本手当の支給を受けようとして離職票を提出し受給資格の決定を受けた件数は 167 万件であった。このうち基本手当受給に至った者（初回受給

<sup>28</sup> 有期契約の労働者で、希望したにもかかわらず更新されなかった等による（特定理由）離職の場合も、資格要件は 6 か月であるから、原因が②の資格喪失の中には被保険者期間 6 か月以上を要件とするものが含まれ、ここで求めた受給資格要件を満たすと思われる数は過小の可能性はある。

<sup>29</sup> 統計は 2013 年度中にあった資格喪失届の件数、2013 年度中の離職票交付枚数である。2013 年度中にあった資格喪失届に対して交付した枚数というわけではない。しかし、ここではその差は捨象して考える。

者数)は139万人であった。なお、基本手当受給に関しては、受給資格者が当該基本手当の受給資格に係る離職後最初に公共職業安定所に求職の申込みをした日以後において、失業している日が通算して7日に満たない間は支給しないものとされている(待期)。さらに、正当な理由のない自己都合退職など離職理由によっては、待期期間満了後、原則3か月間は基本手当の支給を受けない(給付制限)。自己都合離職による給付制限は、2013年度は78万件<sup>30</sup>であった。待期又は給付制限の期間中に失業状態でなくなれば、初回受給には至らない。

### (各段階の相互関係)

また、受給資格要件を満たすと推計される資格喪失者469万人、離職票交付枚数424万、離職票提出件数、受給資格決定件数、初回受給などの相互の関係を図示すると、図1-37のとおりである。一番外側の大きな四角が資格喪失者全体667万人を表す。その中の大きく太線で囲った四角が離職票交付を受けた者424万人(交付枚数)を、太い点線で囲った四角が受給資格要件を満たす者推計469万人を表す。線で囲った領域をそれぞれA～GとXで識別してある。

A：離職したが、離職票の交付を希望せず、受給資格も満たさない者

B：交付を受けたが、被保険者期間が短いなどで受給資格を満たさない者

C：離職し受給資格も満たすものの、離職票の交付を希望しない者。再就職の意思がないか、離職時点で再就職先が決まっている者、或は早期に再就職が見込めている者が考えられる<sup>31</sup>。

D：離職票の交付を受け、受給資格要件を満たしているが、基本手当の支給を受けようとせず、離職票を提出しない者。

E：離職票を提出したが、受給資格要件を満たさない者。

F：離職票を提出し、受給資格の決定を受けたが受給に至らない者。自己都合で退職した場合、待期満了後、3か月間は基本手当の支給がない(給付制限<sup>32</sup>)、その間で就職した場合などが該当する<sup>33</sup>。

G：離職票を提出し、受給資格の決定を受け、受給に至った者。

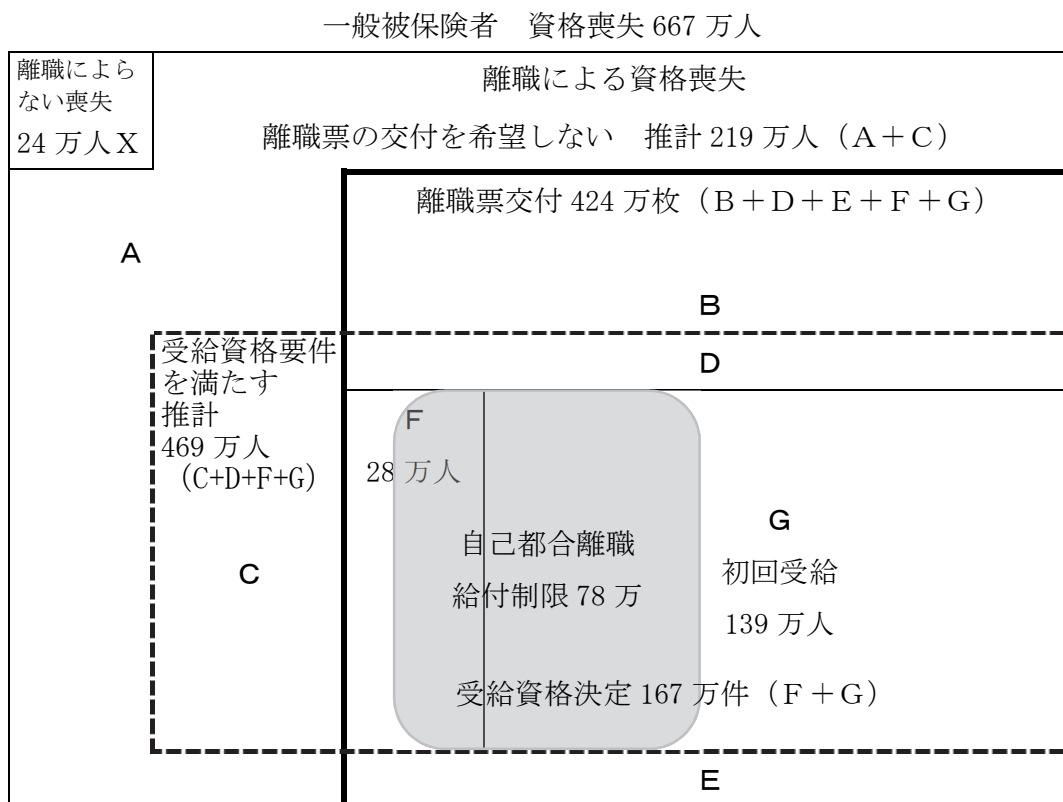
<sup>30</sup> 重責解雇、訓練拒否など他の理由による給付制限も含めると、一般求職者給付の給付制限は2013年度79万(789,290)人であった。

<sup>31</sup> 受給資格を得ずに再就職すれば、将来、再び離職して基本手当の支給を受けるとき、基本手当の所定給付日数を決めるときの被保険者期間(算定基礎期間)に、それまでの被保険期間が通算される(ただし、再就職までの間が1年以内でなくてはならない)。

<sup>32</sup> 給付制限は、自己都合離職以外にも、自己の責めに帰すべき重大な理由によつて解雇された場合や公共職業安定所の紹介する職業に就くこと又は公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受けることを拒んだとき(状況によっては除外されることもある)などにもある。

<sup>33</sup> 受給せずに就職する、或いは残日数が所定よりも多く就職すると、通常、就職促進給付の支給を受ける。

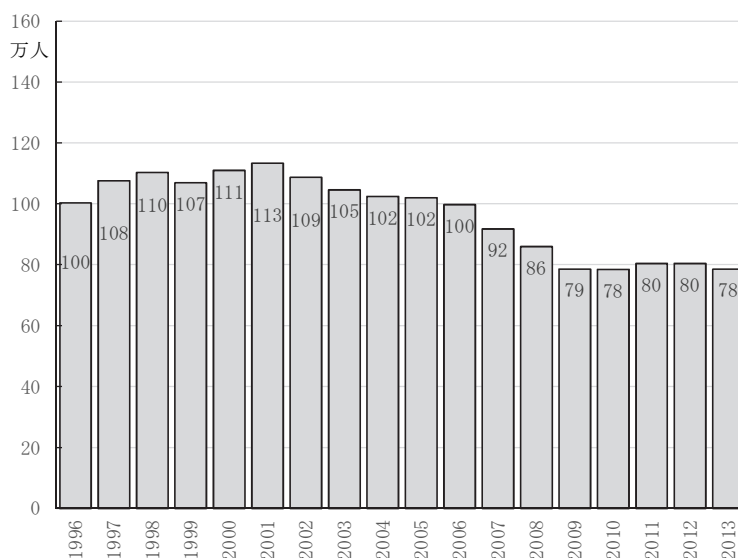
【図 1-37】（数字は 2013 年度）



### (3) 給付制限

自己都合離職による給付制限は、2013 年度は 78 万件であった。1996 年度以降各年度の値は図 1-38 のとおりである。2001 年度の 113 万人から 2009 年度の 79 万人まで漸減し、以後、おおむね横ばいとなっている。特定以外の初回受給者数がおおむね横ばいで推移しているのと符合する動きである。

【図 1-38】給付制限件数（自己都合離職）



## 8 基本手当受給者の動き

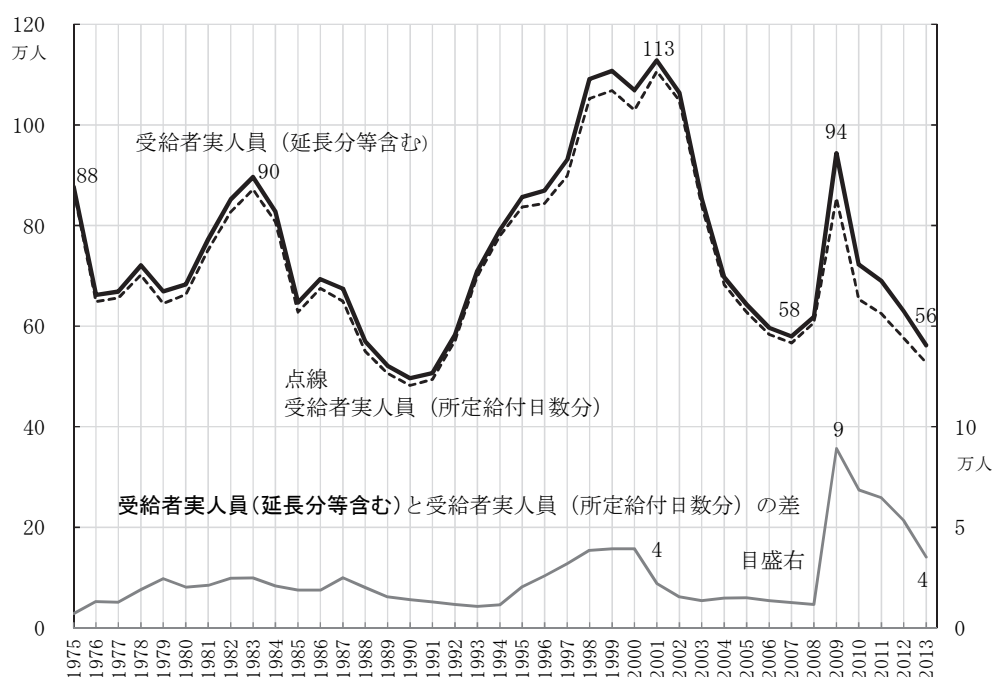
基本手当の受給者に関連する統計には、初回受給者数、受給者実人員、支給総額、支給終了者数などがある。初回受給者数や支給総額については先にみたところである。本項では、受給者実人員や支給終了者数、さらに個別延長に関する統計をみていく。

### (1) 受給者実人員

受給者実人員の統計には、個別延長給付、訓練延長給付、広域延長給付等の受給者を含む「受給者実人員（延長分等含む）」と、所定給付日数分の受給のみである「受給者実人員（所定給付日数分）」がある。後者は「受給者実人員（基本分）」ということもある。この受給者実人員は、基本手当の支給総数に相当する。基本手当は、受給資格を有する者が失業している日（失業の認定を受けた日）について支給するもので、認定を受けようとする者は、4週間ごとに直前28日間について失業の認定を受け、認定を受けた日数分の基本手当の支給を受けるのが基本である。受給者実人員が月ごとにまとめられ、年度の値は各月分の平均である。月末時点というようない定の時点における受給者というわけではない。

次の図は、両者の動きをみたものである。50万人から100万人を超える範囲で変動している。最近では2009年度の94万人をピークに以後減っており、2013年度は56万人となっている。2000年前後が受給者実人員の最も多かった時期で、2001年度の113万人が年度平均としては最大である。2000年度前後のピークより前のピークは、第二次石油ショック後の不況の影響と思われるが、1983年度の90万人である。そのまた一つ前は、現行制度発足の1975年度で88万人となっている。（数字はいずれも延長分等を含むもの）

【図 1-39】受給者実人員の動き



両者の差は、個別延長給付等の受給者数に相当する。受給者実人員に比べて水準が低く、目盛を別尺度（右の縦軸）にして動きを示してある。2009 年度に増加し、以後漸減していること、1990 年代後半にも 2009 年度の増加ほどではないものの、増加がみられることがわかる。2009 年度の増加は、2009 年 4 月に施行された個別延長給付の仕組み（現時点では平成 29 年 3 月 31 日までの措置）の反映である。これについては後ほど、再度触れる。1990 年代後半の増加は、1994 年改正（平成 6 年改正）で 60 歳以上の受給資格者について設けられていた延長の仕組みの反映と思われるが、これは 2000 年改正で廃止されている。

### （受給者比率）

受給者実人員の 1975 年度以降の推移は先の図のとおりであるが、その間、被保険者数も増加してきている。大きさの同じ受給者実人員でも、被保険者数の少ない時代と多くなった時代とでは、経済社会に与える影響、或いは雇用保険財政に与える影響も異なるであろう。一般被保険者数との相対的な大きさをみるため、一般被保険者数に対する比率％をとってみたのが、次の図である。この比率のことを、本稿では「受給者比率」と呼ぶことにする。業務統計では、これに似たものとして、基本受給率がある。分母を一般被保険者数ではなく、一般被保険者数と分子の受給者実人員を加えたものにしたものである<sup>34</sup>。本稿では、公表値の基本受給率ではなく、分母を一般被保険者数とした比率でみることにする。

図は 1982 年度以降の推移となっている。1981 年度以前の一般被保険者数のデータを入手できなかったからである。現在の受給者比率は、2009 年度の 2.58%から年々低下し、2013 年度 1.47%となっている。世界同時不況前の 2007 年度に 1.60%を記録したが、2013 年度はそれを 1 割程度下回る状態である。受給者実人員の実数では、2007 年度 58 万人、2013 年度 56 万人で、2013 年度は 2007 年度を 2 万人下回るだけの違いであるが、受給者比率では、一般被保険者数が増えているため、違いが大きくなる。

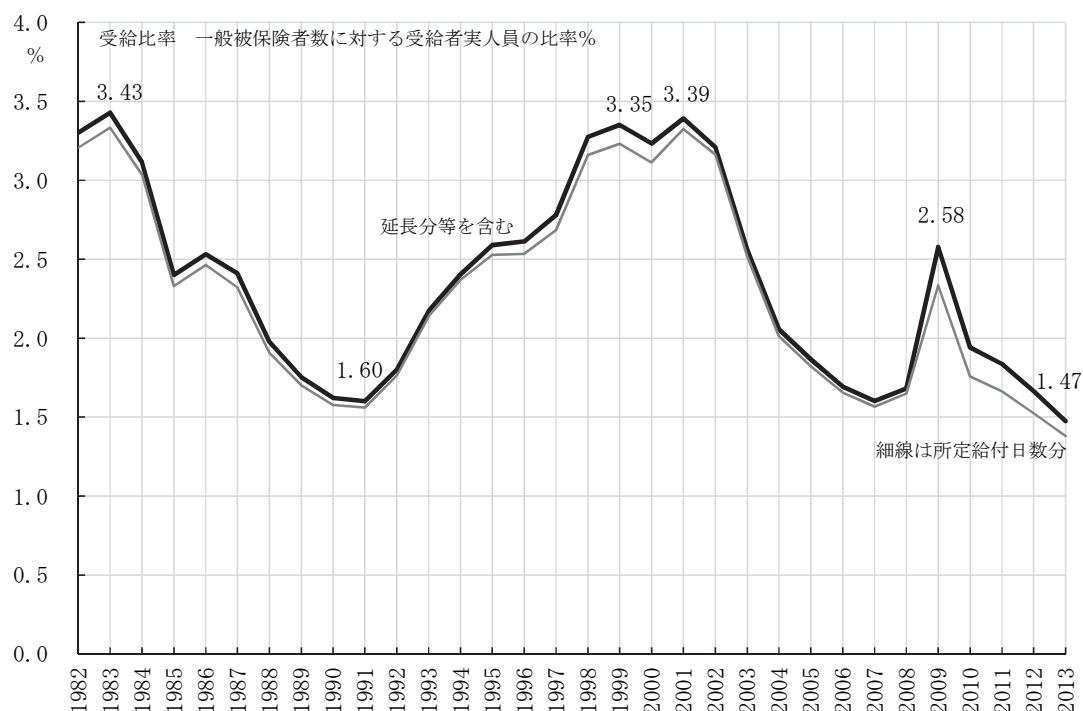
また、過去の状況をみると、受給者実人員は 2001 年度と 1983 年度にピークがあり、実数ではそれぞれ 113 万人、90 万人と違いがあるが、受給者比率では、2001 年度 3.39%、1983 年度 3.43%と、ほぼ同程度、却って 1983 年度の方が高い。

<sup>34</sup> 基本受給率＝受給者実人員÷（一般被保険者数＋受給者実人員）×100%、受給者比率＝受給者実人員÷一般被保険者数×100%。両者は、基本受給率＝受給者比率÷（1＋受給者比率）という 1 対 1 の関係にある。

なお、収支を単純化して考えると、収入＝1 人当賃金（賞与込）×料率×被保険者数、支出＝1 人当賃金（賞与含まず）×給付率×受給者数で、支出と収入の比率は、他の要素に変わりがなければ、受給者数と被保険者数の比率、つまりここでいう受給者比率に比例する。



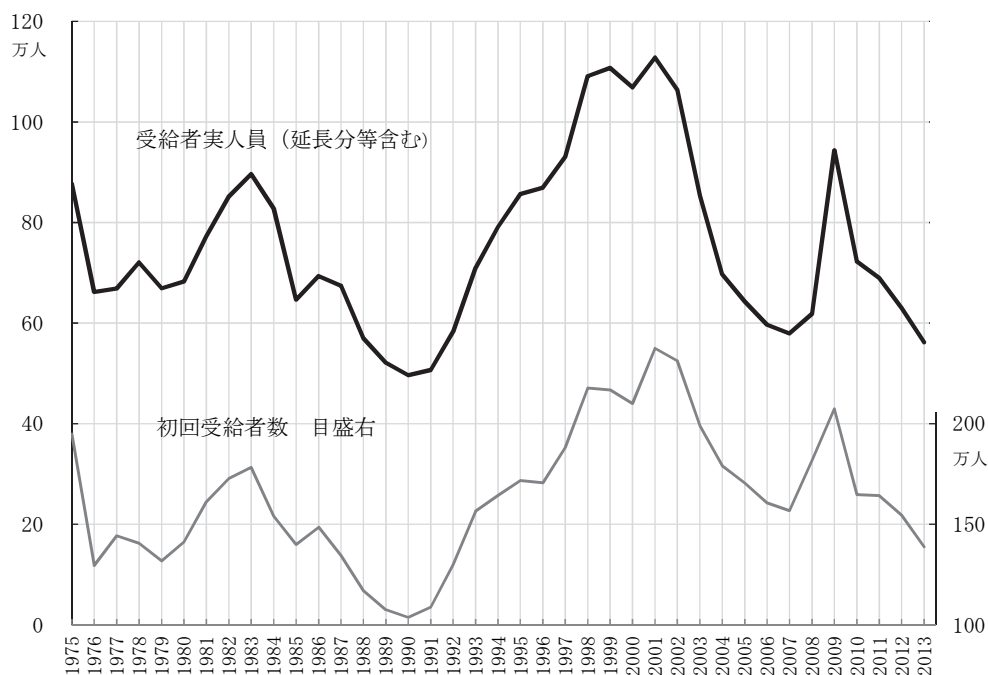
【図 1-40】 受給者比率の動き



## (初回受給者数との比較 受給初回比率)

受給者実人員の動きは、初回受給者数の動きとよく似ている。次の図のとおりである。

【図 1-41】 受給者実人員の動き 初回受給者数と比較



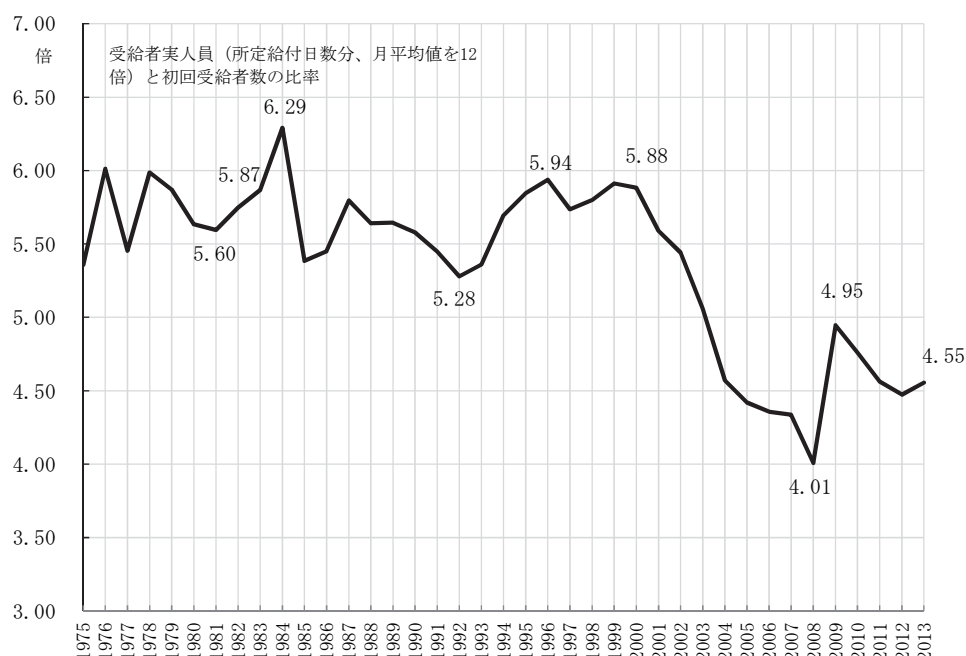
受給者は初回受給後も、人によって様々であるが、与えられた所定給付日数の範囲で（場合によっては延長されて）、給付を何回か受ける。各月の受給者実人員は、当月又は過去に初回受

給者に計上された受給者から成る。そこで、各年度の月平均の受給者実人員を12倍して年間ベースとし、当該年度の初回受給者数との比率をとると、受給者が平均何回の支給を受けるか、示す指標となる。もちろん、分子の受給者実人員は、初回の受給が同じ年度とは限らず、前年度以前のものも含まれるので、正確とはいえないが、目安にはなる。本稿はこれを「受給初回比率」と呼ぶことにする。

この受給初回比率を計算して動きをみると（図 1-42）、まず、2000 年代前半に水準が下方にシフトしていることがわかる。2000 年度以前は 5.5～6 倍の範囲で推移していたのが、2001 年度以降は低下し、2004 年度以降は 4.5 倍前後で推移するようになった。2000 年改正と 2003 年改正で、給付の所定給付日数があらかじめ離職が予想できる自発的な離職者の場合は削減されたが、これを反映した動きと考えられる。先にみた初回受給一人当給付日数の動きとほぼ同じである。

そのほか、景気に連動したと思われる動きを示す。受給初回比率は、景気が後退、縮小しているときは、就職できず受給状態に滞留する者が多くなり、また、整理解雇など、所定給付日数の多い特定受給資格者が多くなることから上昇すると考えられる。景気が回復、拡大しているときは逆に低下する。ただし、分母の初回受給者数も景気に連動して増加、減少するので、受給初回比率は遅行して動く。このように考えて動きをみると、1983～84 年度、87 年度、94 年度、99 年度、2009 年度の上昇は、景気悪化に伴う上昇と思われる。

【図 1-42】受給初回比率の動き

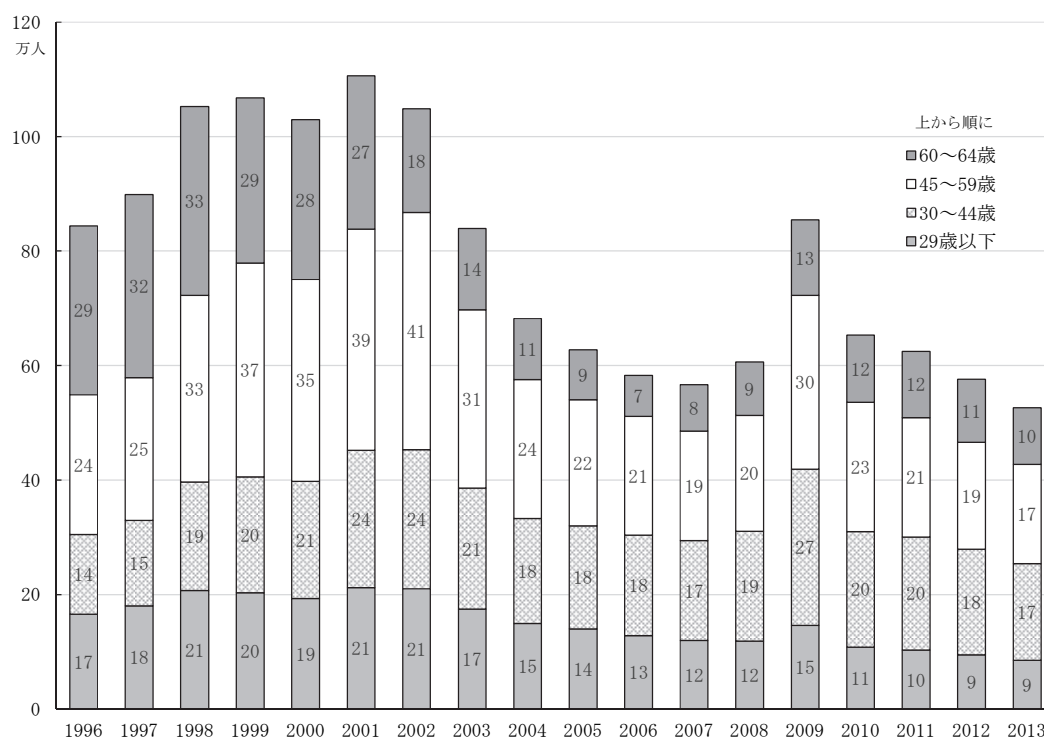


#### （年齢階級別）

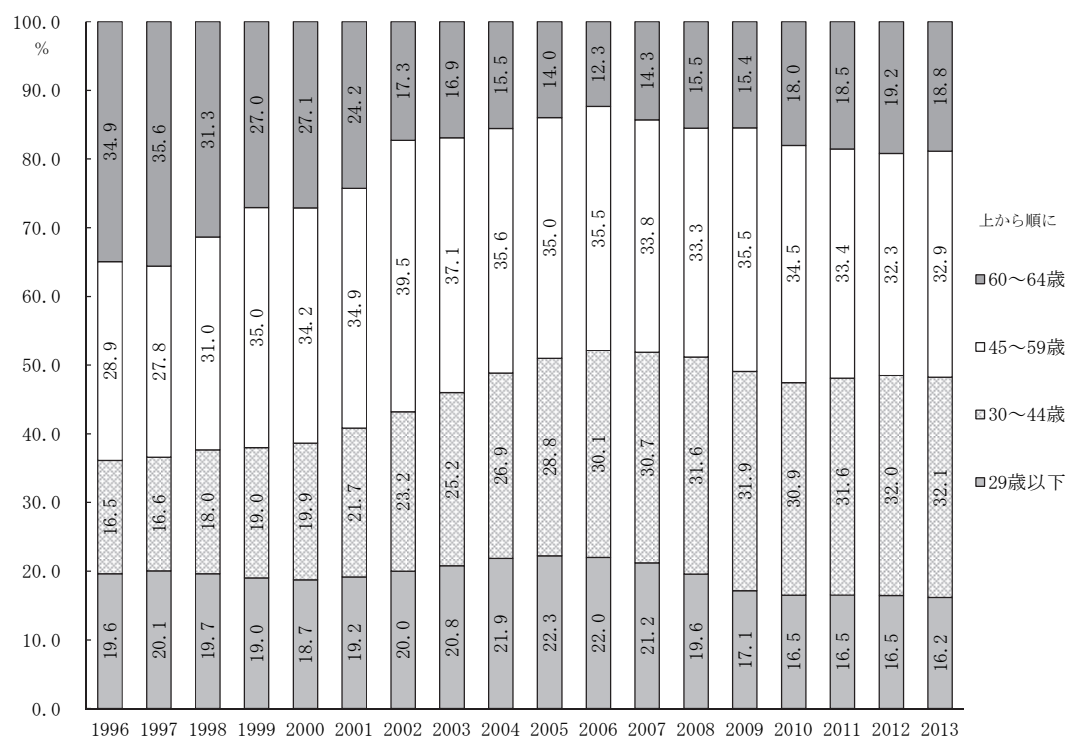
受給者実人員（所定給付日数分）の年齢階級別の状況が図 1-43 である。1996 年度以降各年度について、実数と構成比の両方を示してある。1996 年当時は 29 万人、34.9%を占めた 60～64

歳層は、2013 年は 10 万人、18.8%にウェイトを下げた。代わってウェイトを増したのは 30～44 歳層である。1996 年度当時で 14 万人、構成比で 16.5%であったが、2013 年度は全体の人数が減っているにもかかわらず 17 万人で、構成比は 32.1%に上がっている。

【図 1-43】年齢階級別受給者実人員（所定給付日数分）

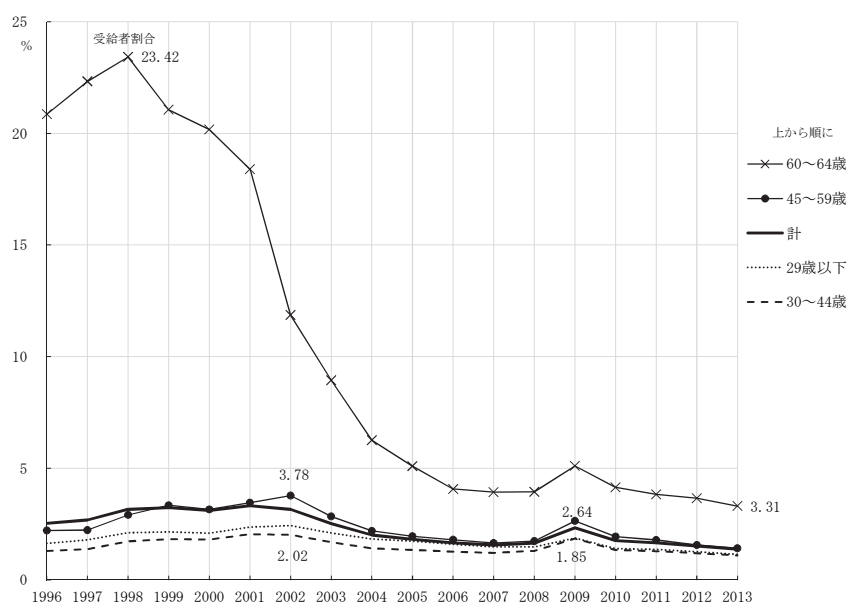


（構成比）

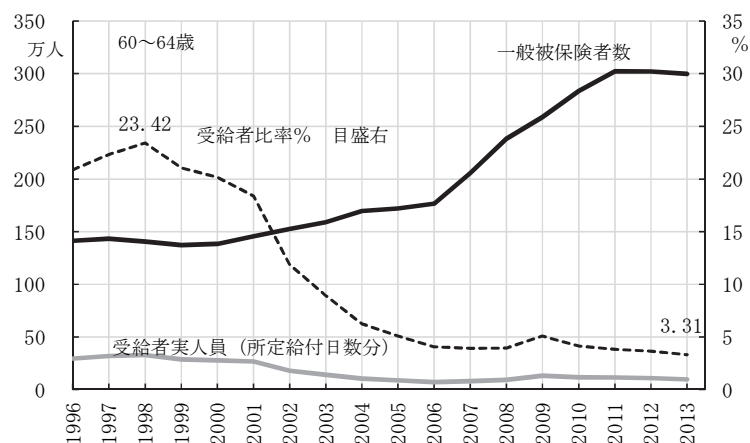


受給者実人員の減った 60～64 歳層は、先にみたように、被保険者数（一般被保険者数）が増えている年齢層である。被保険者に対する比率（受給者比率）の推移をみると次の図のとおりで、60～64 歳層の受給者比率が 2001 年度から 2006 年にかけて劇的に低下している。60～64 歳層に比べれば、他の年齢階層の変化は小さく、特に 29 歳以下や 30～44 歳の受給者割合は、世界同時不況のあった 2009 年度とその前のピーク 2002 年度とほぼ同じ水準である。45～59 歳層は、変化幅は小さいものの、60～64 歳同様、2000 年代前半で低下している。

【図 1-44】年齢階級別受給者比率（受給者実人員の被保険者数に対する比率）（所定給付日数分）



1990 年代後半から受給者比率が大きく低下した 60～64 歳層に限って、受給者比率の推移を分母分子の一般被保険者数、受給者実人員と併せてみると（右図）、1999、2000 年度の受給者比率低下はもっぱら受給者実人員の減少のためであったが、2001 年度以降になると、受給者実人員減少に加え一般被保険者数の増加が始まり、低下のピッチを速めた。団塊の世代が 60 歳に到達し始めた 2007 年度になると、受給者実人員も増加し始め、受給者比率が低下しなくなったことがわかる。



#### （受給資格の種類別受給者数）

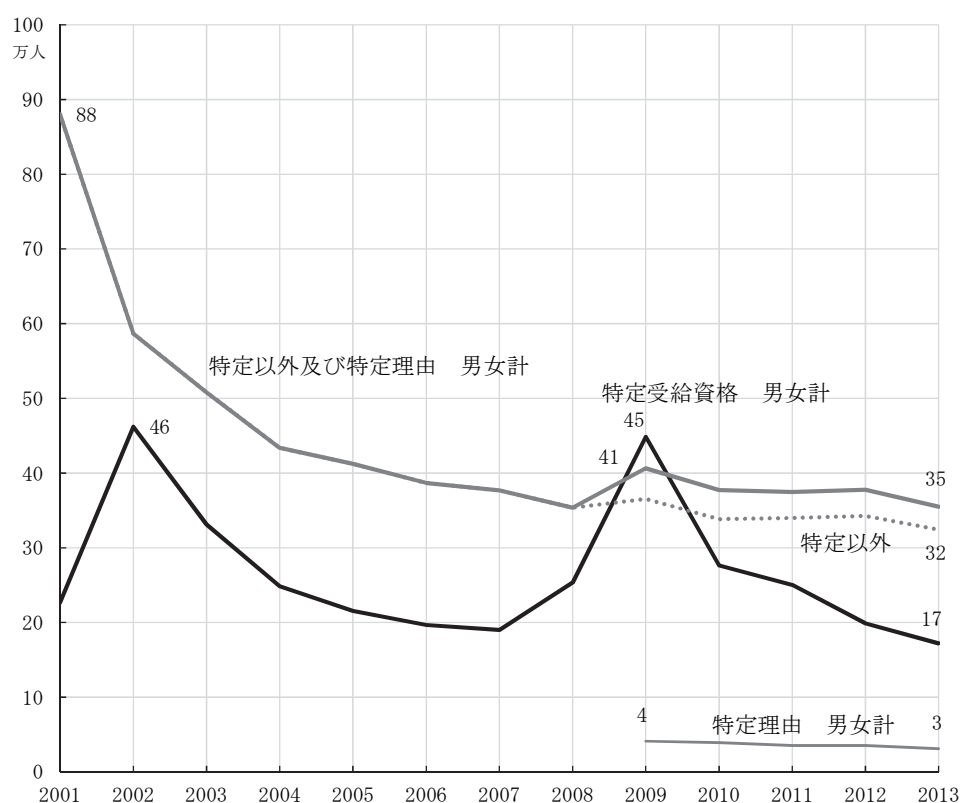
受給者実人員（所定給付日数分）を受給資格の種類<sup>35</sup>別にみたものが図 1-45 である。特定受給資格の受給者実人員は、2002 年度や 2009 年度に多く、景気の好不況に左右されるが、特に下

<sup>35</sup> 受給資格の種類については、初回受給者数を受給資格の種類別にみた 47 頁を参照。

降トレンドがあるわけではない。ピーク時の 2002 年度と 2009 年度は、それぞれ 46 万人、45 万人とほぼ同水準である。

一方、特定以外の受給資格の受給者実人員は、2001 年度の 88 万人から 2006 年度は 40 万人を切る 39 万人となり、以後も漸減し、2013 年度は 32 万人となっている。受給者実人員全体は、先に述べたように、最近のピーク時である 2009 年度で 85 万人と、その前のピーク時の 2001 年度 111 万人に比べて減っている。背景には、特定以外の受給者の減少があるものと思われる。なお、特定以外の受給者実人員には、受給資格の種類導入（20001 年度）前の旧法適用の者が含まれるので、2001 年度から 2002 年度の動きはこの点を踏まえてみる必要がある。

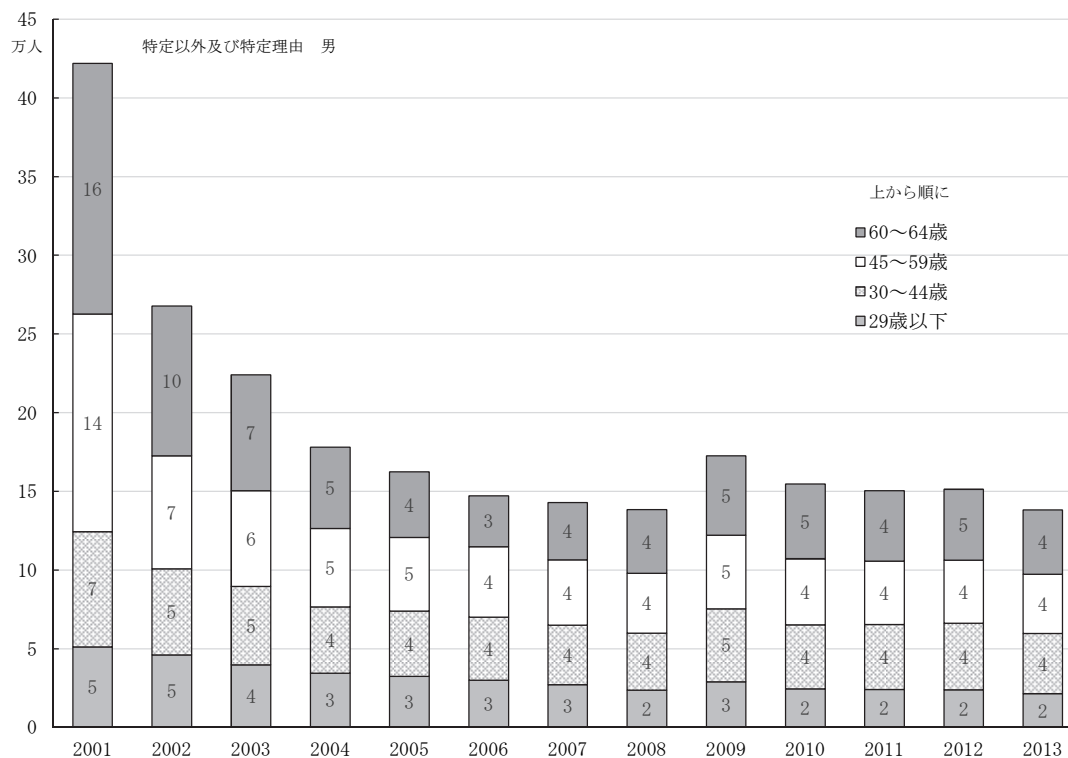
【図 1-45】受給資格の種類別受給者実人員（所定給付日数分）



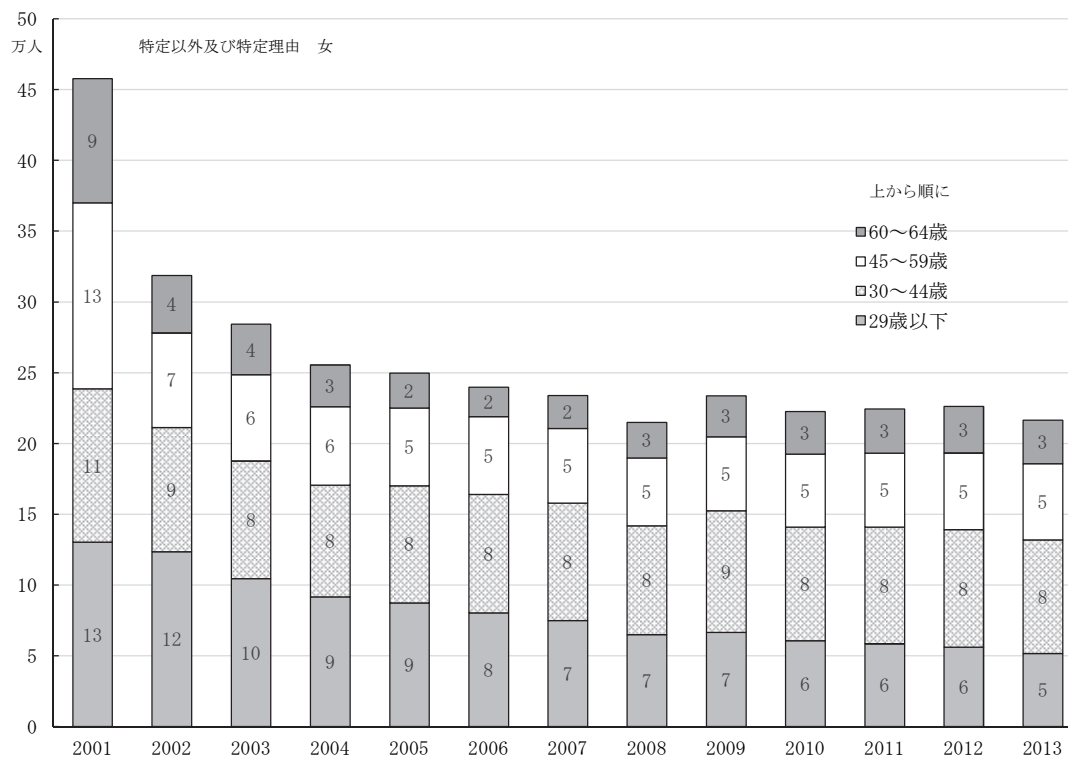
そこで特定以外及び特定理由の受給資格者の受給者実人員の動きを、性別、年齢階級別にみた。図 1-46 のとおりである。男女とも 2000 年代前半に減少している。60～64 歳層の受給者の減少は男女ともみられるが、男性の方の減り方が大きい。男性は 2001 年度の 16 万人が 2013 年度は 4 万人に、女性は 2001 年度の 9 万人が 2013 年度は 3 万人にそれぞれ減った。その他の年齢階級も、それぞれ男女とも減っているが、29 歳以下は、男性が 5 万人から 2 万人に、女性は 13 万人が 5 万人となっていて、女性の方の減り方が大きい。先に、特定以外の受給資格の初回受給者数が、女性の 29 歳以下で大きく減少したことを示したが、これとも符合する動きである。

【図 1-46】 特定以外及び特定理由の受給資格の受給者実人員（所定給付日数分）

—男性—



—女性—



### （受給初回比率）

こうした受給者実人員の減少は、初回受給者数が減少したためであろうか。受給初回比率（受給者実人員×12÷初回受給者数）を年齢階級別に、さらに、受給資格の種類別にみてみる。

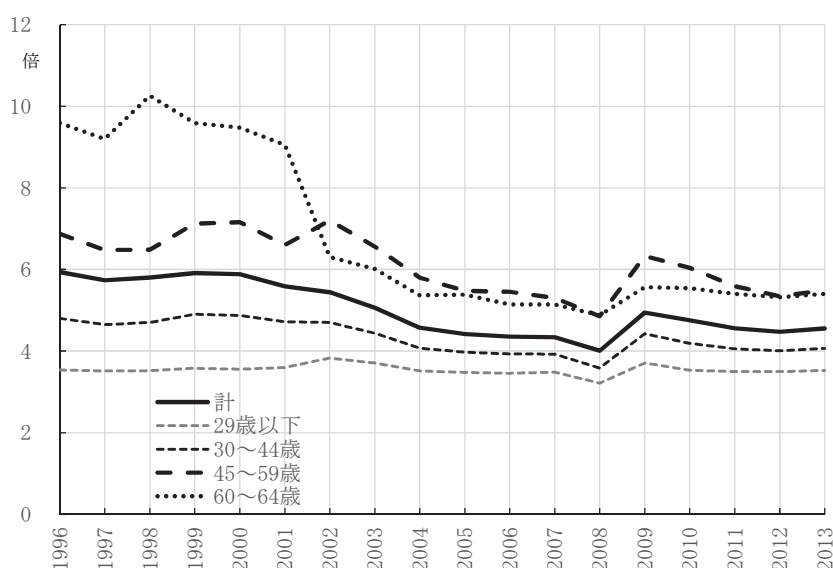
まず、年齢階級別にみると、60～64 歳層の低下が顕著である。2000 年頃までは 10 倍近い状況であったのが、現在は 6 倍を下回る。全体に近い水準まで低下した。

45～59 歳層や 30～44 歳層も低下が認められる。ただし、低下幅は 60～64 歳層ほどではなく、45～59 歳層は 7 倍近いものが 5 倍程度に、30～44 歳層は 5 倍近いものが 4 倍程度に、それぞれ低下した。低下は 2002 年度、2004 年度で生じている。2008 年度でも生じているが、この年は後半に世界同時不況に突入し、初回受給者数が急増している年であるという事情もあると思われる。

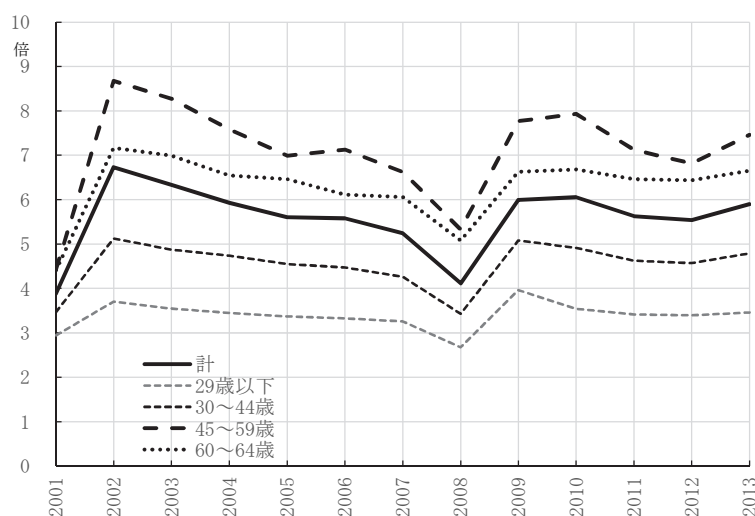
これを受給資格の種類別にみると、全体でみた変化が、特定以外の受給資格者の受給初回比率の変化と、初回受給者数の減少によるものであることがわかる。

まず、特定受給資格に限ると、各年齢階級とも、特に低下傾向が認められない。2002 年度の急上昇は、受給資格の種類が設けられたのが 2001 年度で、2001 年度の受給者実人員は 2001 年度以降の初回受給者の分しかなかった（2001 年度の受給初回比率は低い方に偏る）ためである。特定理由は、60～64 歳が他の年齢階級に比べて高い点が特定受給資格と違うが、60～64 歳以外は、水準が特定受給資格を下回るものの、年齢階級間の違いは特定資格と似ている。水準が特定受給資格を下回るのは、特定理由は有期契約の労働者に限られ、被保険者期間が無期契約も含まれる特定資格に比べて短い方に偏るからと思われる。

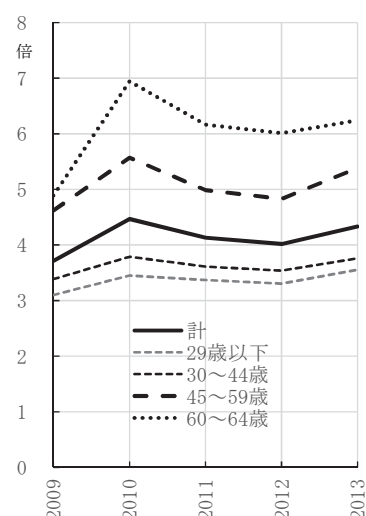
【図 1-47】 受給初回比率の動き 年齢階級別、受給資格の種類別  
（受給資格の種類計）



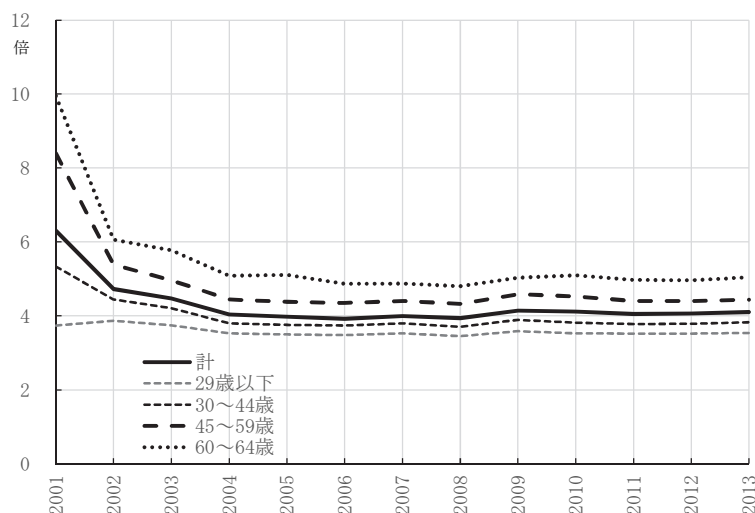
(特定受給資格)



(特定理由)



(特定以外)



一方、特定以外の受給資格者は、29 歳以下を除き、2002 年度に大きく低下し、2003、2004 年度も低下幅が小さくなったものの低下、以後、ほぼ同水準で推移している。2002 年度の低下は 60～64 歳が一番大きく、次いで 45～59 歳、30～44 歳となっている。29 歳以下は特に低下が見られない。

このように、特定以外の受給資格者の受給初回比率が低下した、つまり受給者実人員の水準が初回受給者数の減少以上に下がった背景には、所定給付日数の変更があったことがある。所定給付日数は 2000 年度までは年齢階級、被保険者期間別に定まっていた、年齢が高ければ被保険者期間が短くても多かったが、非自発的な離職ではない離職の場合、2001 年度に被保険者期間の長さだけで決められるようになった。その結果、年齢の高い層では、被保険者期間が同じでも所定給付日数が 2000 年度前に比べ少なくなるケースが多く、受給者数が初回受給者数に比べて相対的に少なくなったものと思われる。



(補足)

特定以外の所定給付日数

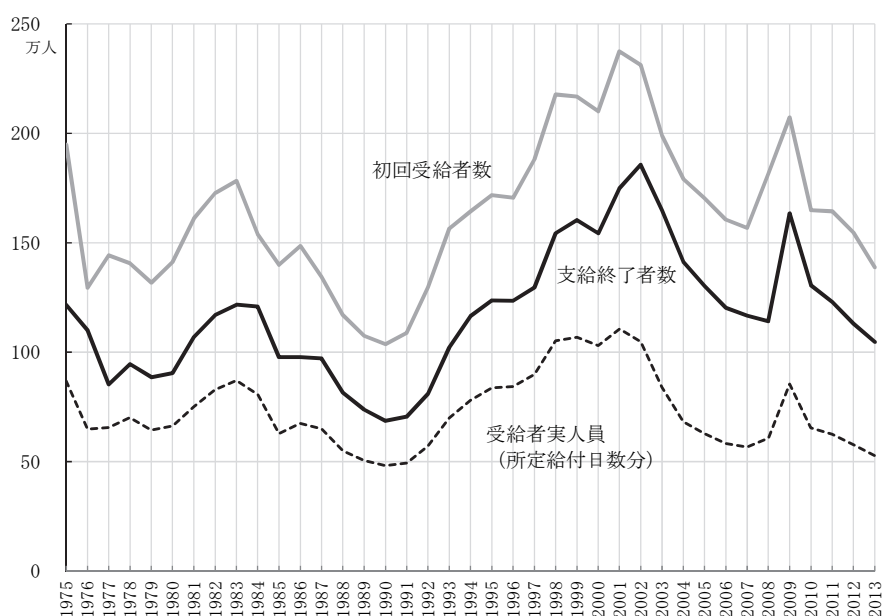
特定受給資格者（倒産、解雇等による離職者）、特定理由離職者、就職困難者に該当しない、  
かつ、短時間以外の場合の所定給付日数

| 離職した日         | 被保険者期間 |                |                 |                  |        |
|---------------|--------|----------------|-----------------|------------------|--------|
|               | 1 年未満  | 1 年以上<br>5 年未満 | 5 年以上<br>10 年未満 | 10 年以上<br>20 年未満 | 20 年以上 |
| 2000 年度       |        |                |                 |                  |        |
| 30 歳未満        | 90 日   | 90 日           | 90 日            | 180 日            | —      |
| 30 歳以上 45 歳未満 | 90 日   | 90 日           | 180 日           | 210 日            | 210 日  |
| 45 歳以上 60 歳未満 | 90 日   | 180 日          | 210 日           | 240 日            | 300 日  |
| 60 歳以上 65 歳未満 | 90 日   | 240 日          | 300 日           | 300 日            | 300 日  |
| 2001 年度以降     | 90 日   | 90 日           | 120 日           | 150 日            | 180 日  |
| 2003 年 5 月以降  | 90 日   | 90 日           | 90 日            | 120 日            | 150 日  |

## (2) 支給終了者数

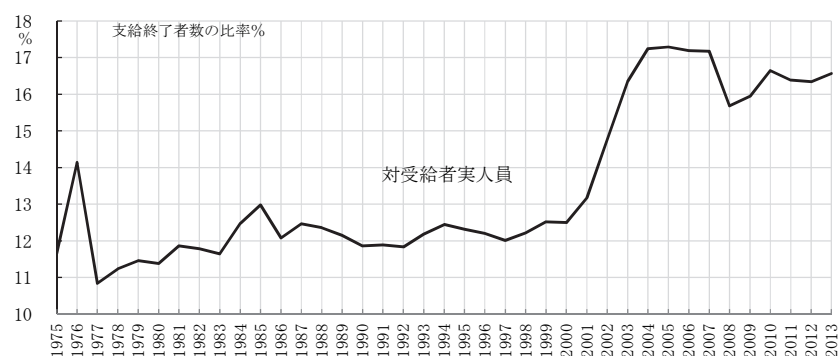
支給終了者数は、所定給付日数分の支給を受け終わった者の数である。所定給付日数を一部または全部を残して受給しなくなった者の統計はない。支給終了者数の推移は次の図のとおりである。初回受給者数と受給者実人員（所定給付日数分）も併せて示してある。受給者実人員は年間の値ではなく、月平均である。それぞれ水準に違いはあるが、動きはほぼ同じである。ただ、支給終了者数がやや遅れて動く。例えば 2002 年度は初回受給者数や受給者実人員は減少に転じているが、支給終了者数は増加している。逆に 2008 年度は初回受給者数や受給者実人員は増加に転じているが、支給終了者数は減少を続けている。

【図 1-48】支給終了者数の動き



受給者実人員と支給終了者の比率をとると、次のとおりとなる。受給者実人員は月間値の平均で、支給終了者数は年間の値であるので、受給者実人員を 12 倍して年間ベースとして、支給終了者数の比率を求めた。2002～2004 年度にかけて、それまでの 12% 前後の推移していたのが、5%ポイントほど上にシフトし、以後、16～17%で推移している。

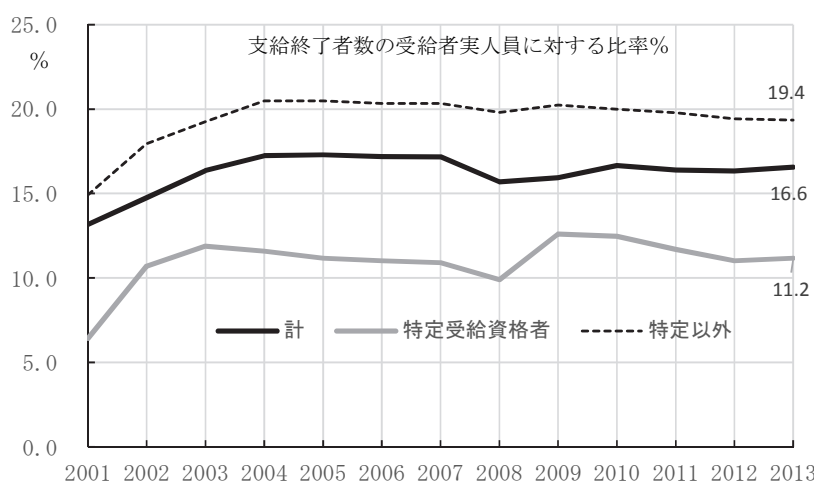
【図 1-49】支給終了者数の受給者実人員との比率%



### （受給資格の種類別）

これを受給資格の種類が設けられた 2001 年度以降について、受給資格の種類別にみたものが次の図である。2001 年度は比率が小さいが、これは、特定以外は旧法適用の受給者が分母に含まれる、特定受給資格は支給終了者が初年度でまだ少ない、といった事情によるものと思われる。2004 年度以降でみれば、比率はそれぞれおおむね横ばいであること、特定以外の方が高いことがわかる。

【図 1-49 続き】支給終了者数の受給者実人員との比率% 受給資格の種類別



### (3) 個別延長給付

個別延長給付は、特定受給資格者又は有期労働契約が更新されなかった特定理由離職者について、一定の要件を満たす 45 歳未満の者に、所定給付日数を超えて基本手当を最大 60 日分支給できる仕組みがあり、この所定給付日数を超えて支給する基本手当のことである。2009 年 4 月に施行されたもので、平成 29 年 3 月 31 日まで（現時点）の措置である。

基本手当（所定給付日数分）について所定給付日数分を使い切った者（支給終了者）に対し、個別延長をした者の数（個別延長の初回受給者数）の比率をみる。個別延長は、特定受給資格者又は有期労働契約が更新されなかった特定理由離職者を対象とするので、特定受給資格と特定離職者の支給終了者数に対する比率をみると、次の表のとおりとなる。

【表 1-10】個別延長給付の初回受給者数と所定給付日数分支給終了者数に対する比率

| 年度   | 基本手当（所定給付日数分）支給終了者数 |         |           |           | 個別延長の初回受給 |                        |
|------|---------------------|---------|-----------|-----------|-----------|------------------------|
|      |                     | 特定<br>A | 特定以外<br>B | 特定理由<br>C |           | 支給終了延長比率<br>A+C に対する比率 |
|      | 人                   | 人       | 人         | 人         | 人         | %                      |
| 2009 | 1,634,959           | 677,828 | 887,109   | 70,022    | 552,676   | 73.9                   |
| 2010 | 1,305,845           | 413,744 | 811,221   | 80,880    | 361,679   | 73.1                   |
| 2011 | 1,228,697           | 350,786 | 806,314   | 71,597    | 317,170   | 75.1                   |
| 2012 | 1,130,207           | 262,909 | 797,902   | 69,396    | 222,030   | 66.8                   |
| 2013 | 1,047,213           | 230,416 | 752,640   | 64,157    | 154,174   | 52.3                   |

また、個別延長給付の受給者数、支給総額等は次のとおりである。

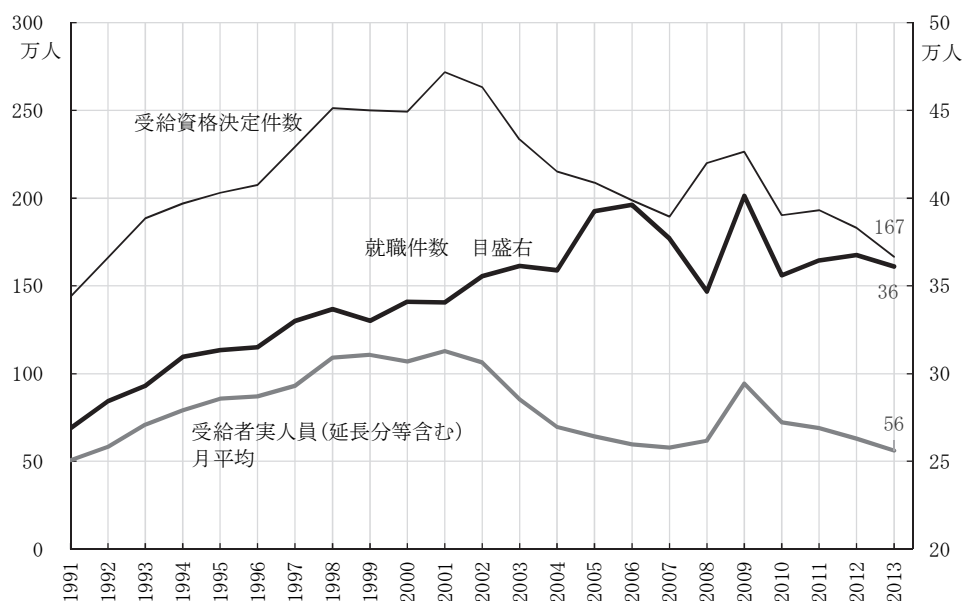
【表 1-11】 個別延長給付の初回受給者数、受給者実人員、支給総額等

| 年度   | 初回受給者数<br>A | 受給者実人員<br>(月平均)<br>B | 支給総額<br>C   | 受給初回比率<br>B×12/A |
|------|-------------|----------------------|-------------|------------------|
|      | 人           | 人                    | 千円          | 倍                |
| 2009 | 552,676     | 116,481              | 136,529,036 | 2.53             |
| 2010 | 361,679     | 81,387               | 95,442,732  | 2.70             |
| 2011 | 317,170     | 73,686               | 85,912,754  | 2.79             |
| 2012 | 222,030     | 52,733               | 61,958,520  | 2.85             |
| 2013 | 154,174     | 35,008               | 41,191,212  | 2.72             |

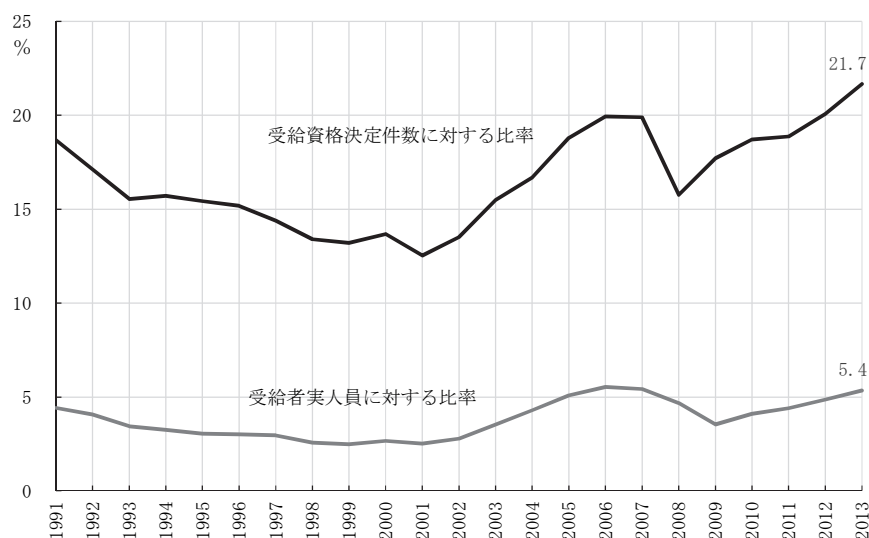
#### (4) 就職件数

受給資格者に対する公共職業安定所職業紹介状況として、就職件数の統計がある。与えられた給付日数を残して、公共職業安定所の紹介で就職した者の数である。2013年度で36万人であった。過去の推移は次の図のとおりである。2013年度は前年度に比べてやや下がっている。しかし、併せて示してある受給資格決定件数や受給者実人員も減少している。そこで、就職件数の受給資格決定件数に対する比率も併せてみた。就職件数には受給資格決定後、初回受給に至らない間に就職した者も含まれているので、受給資格決定件数に対する比率をみるものである。就職件数の受給資格決定件数に対する比率は、世界同時不況時の2008年度を底に上昇し続け、2013年度の21.7%は、不況前の水準を上回るに至っている。

【図 1-50】 就職件数



(就職件数の比率)



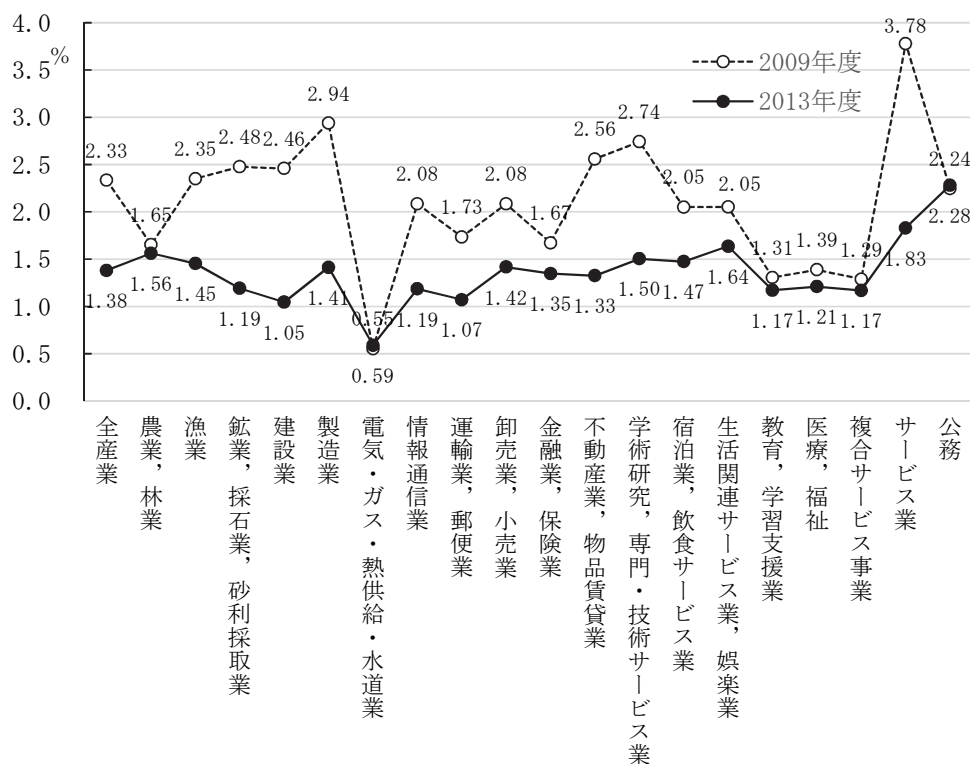
## (5) 産業別

産業別の受給状況として、各産業の一般被保険者数に対する受給者実人員の比率(受給者比率)と、受給者実人員の初回受給者数に対する比率(受給初回比率)をみてみる。

(受給者比率)

(2009年度と2013年度)

【図 1-51】産業別受給者比率 (2009年度と2013年度)



上の図は、2009年度と2013年度のそれぞれについて、各産業の一般被保険者数に対する受給者実人員（所定給付日数分）の比率（受給者比率）を折れ線で結んだものである。受給者実人員が延長分を含むものではなく、所定給付日数分であるので、全産業の値が先の図とは異なる。

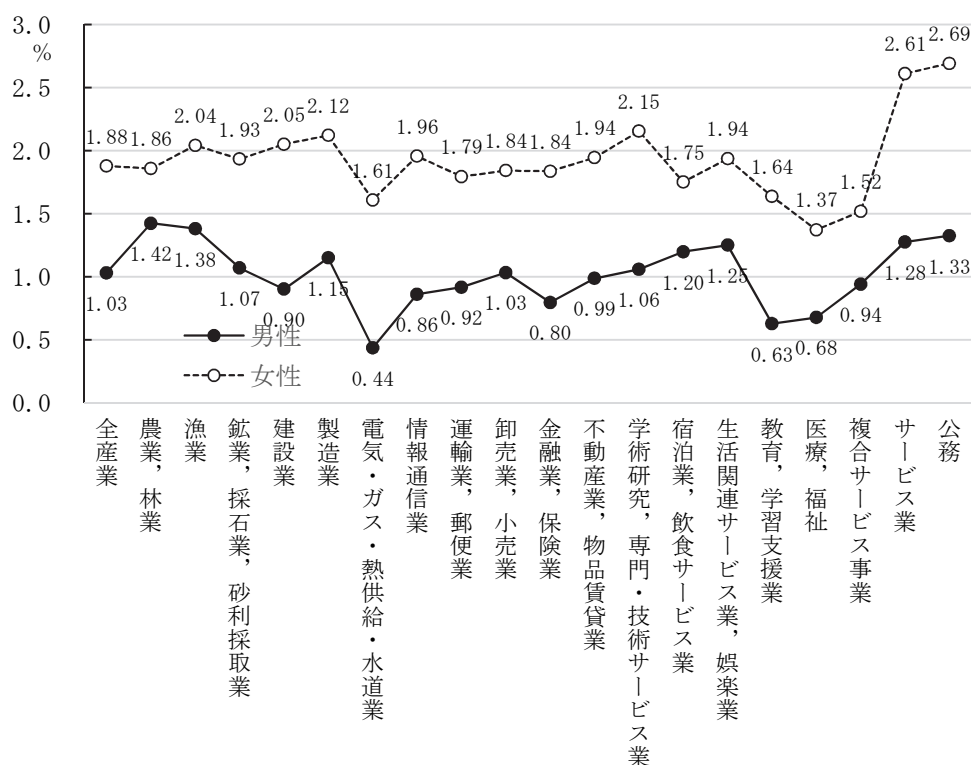
2009年度は世界同時不況から回復を始めた年で、全体の受給者比率が2.33%であったが、2013年度は1.38%と、約1ポイント低下した。ほとんどの産業で低下しているが、産業別に次の特徴があることわかる。

一つは、受給者比率の変動が少ない産業があることである。公務、電気・ガス・熱供給・水道業、農業、林業、複合サービス事業、教育、学習支援業などは、経済情勢の異なる2009年度と2013年度でも、受給者比率の増減が他産業に比べて小さい（増減幅の小さい順に5産業例示）。特に、電気・ガス・熱供給・水道業は、受給者比率の水準そのものも小さい。

二つ目は、経済情勢には依らない大小関係があることである。サービス業、学術研究、専門・技術サービス業は受給者比率が相対的に高く、電気・ガス・熱供給・水道業、複合サービス事業、教育・学習支援業などは相対的に低い点は、両年度とも同じである。

三つ目は、受給者比率の産業間のばらつきが、2009年度は大きく、2013年度は小さいことである。2009年度は最も高いサービス業と最も低い電気・ガス・熱供給・水道業の間に3.78%と0.55%の差があったが、2013年度は最も高い公務と最も低い電気・ガス・熱供給・水道業の間に2.28%と0.59%の差に縮まる。サービス業（3.78→1.83%）、製造業（2.94→1.41%）、建設業（2.46%→1.05%）などで低下が大きかった。

【図1-52】産業別受給者比率（2013年度 男女）



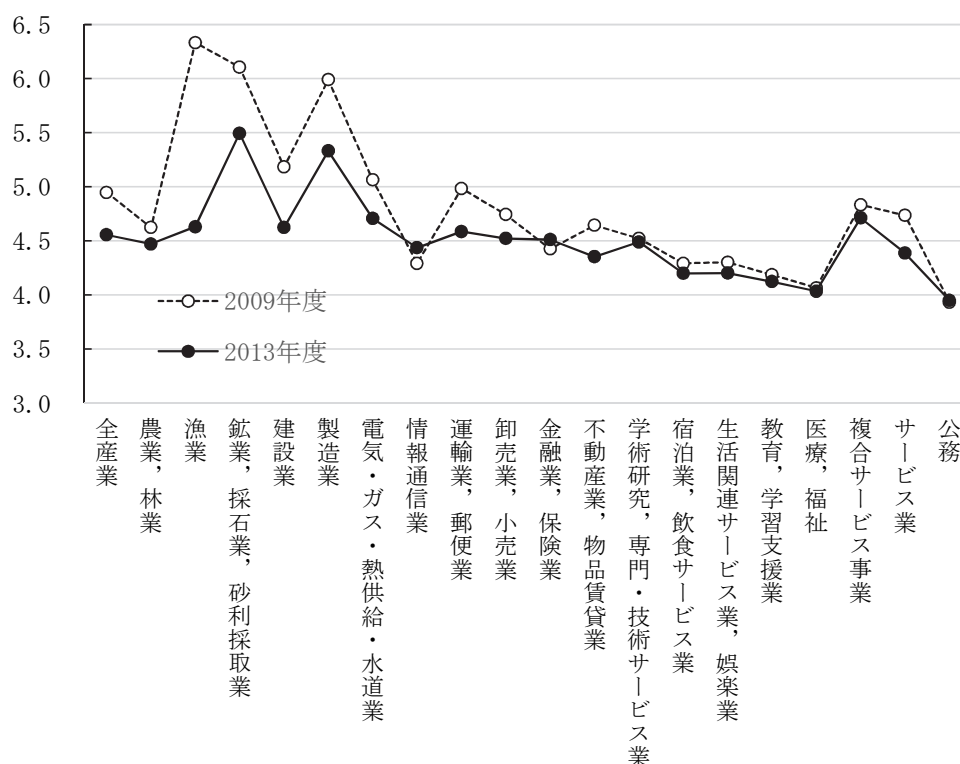
上の図1-52は、男性と女性それぞれについて、各産業の2013年度の受給者比率を折れ線で結んだものである。

各産業とも受給者比率は女性の方が高い。中でも、サービス業、公務、電気・ガス・水道・熱供給業、建設業、情報通信業、金融業、保険業などは、男女の違いの大きい産業である。一方、医療、福祉、宿泊業、飲食サービス業、複合サービス業、農業、林業などは、男女間の違いが比較的小さい。

#### （受給初回比率）

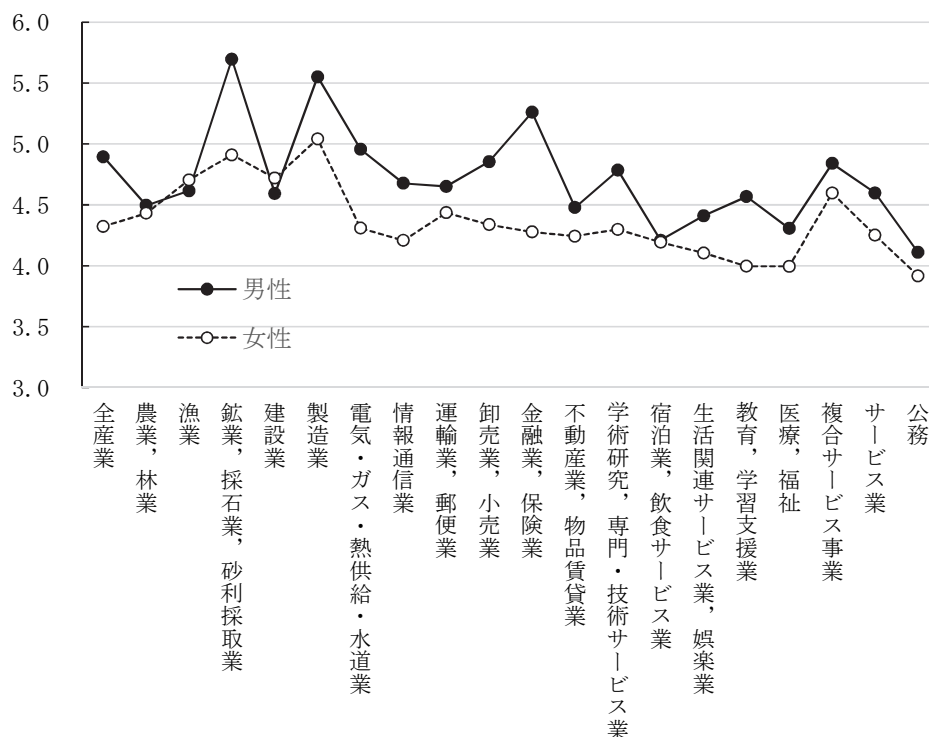
次に受給初回比率の産業別の違いをみる。各産業の受給初回比率をみると、全体では2009年度の4.95が2013年度には4.55に低下したが、低下は、漁業、鉱業、採石、建設業、製造業、運輸業、郵便業で生じていて、金融業、保険業、学術研究、専門技術サービス業、医療、福祉、公務では起きていない。

【図1-53】産業別受給初回比率（2009年度と2013年度）



男女別には、総じて男性の方が受給初回比率は高い（全体で男性4.89、女性4.32）が、産業別には、農業、林業、漁業、建設業、宿泊業、飲食サービス業は、男女間の違いが比較的少ない。

【図 1-54】産業別受給初回比率（2013 年度 男女）



## (6) 都道府県別

被保険者数がいわゆる本社一括の仕組みで特定の都道府県に集中するのに対し、受給者数は住居の所在する都道府県で計上される。そのため、都道府県別の統計で受給者比率を使うことができない。受給初回比率と個別延長の状況をみる。

### （受給初回比率）

各都道府県の受給初回比率を 2009 年度と 2013 年度で比べてみたのが、次の図 1-55 である。

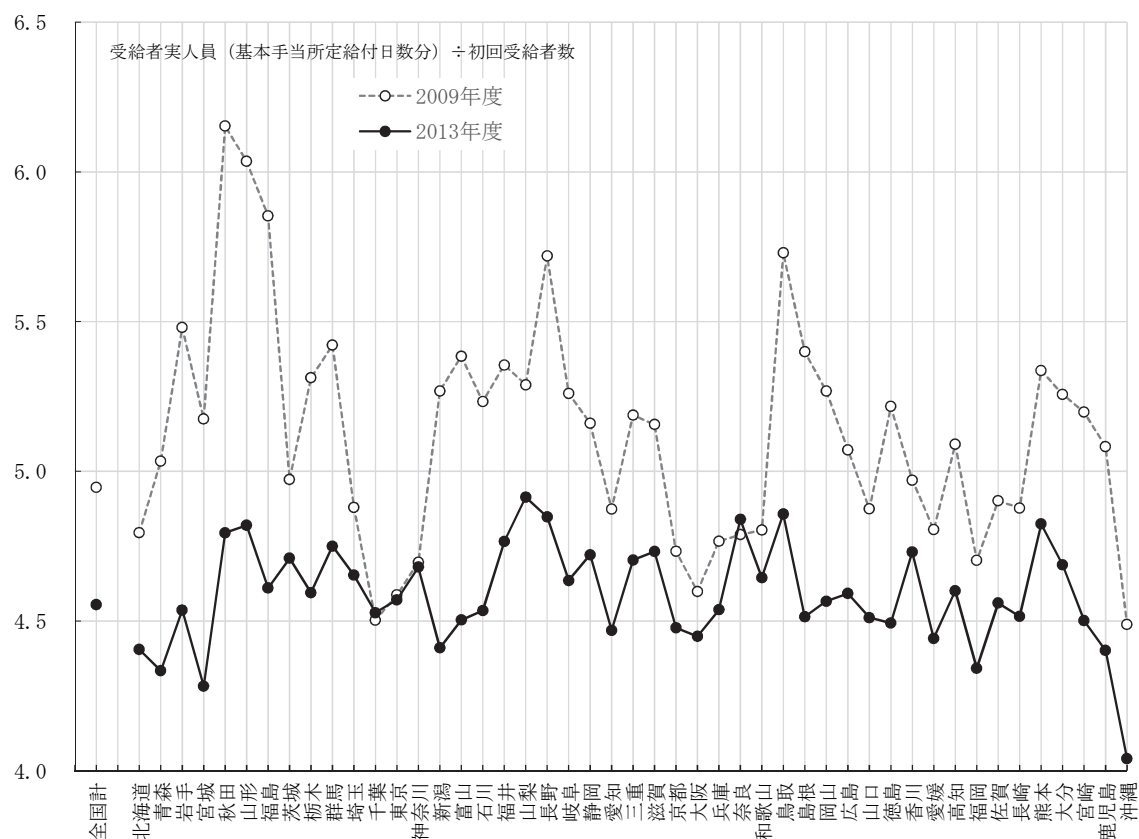
2009 年度は世界同時不況から回復を始めた年である。受給初回比率が 2009 年度から 2013 年度にかけてかなり低下した道県が多いものの、千葉、東京、神奈川はほとんど差がなく、京都、大阪、奈良、兵庫も差が小さいことが特徴的である。2009 年度は地域による差が大きく、2013 年度は差が縮まったことになる。なお、沖縄の受給初回比率は、他の都道府県に比べて小さい。

### （個別延長比率）

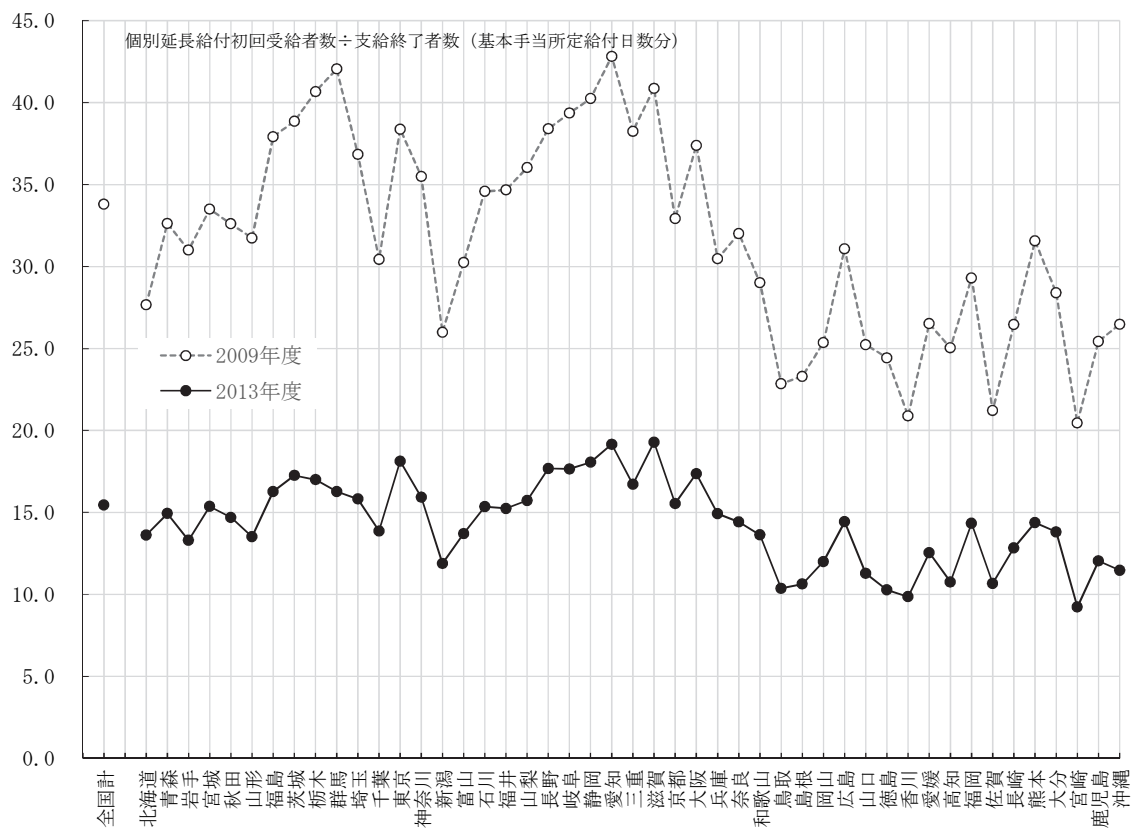
基本手当の所定給付日数分を支給終了後、個別延長した者の比率を都道府県別にみることができる。経済情勢の悪いほど、この比率が高いと想定される。次の図 1-56 のとおりである。全国では 2009 年度から 2013 年度にかけて、33.80%から 15.46%に低下した。各都道府県とも、おおむね一様に低下しているが、新潟や千葉を除き、東日本の方が総じて高い。



【図 1-55】 都道府県別受給初回比率（2009 年度と 2013 年度）



【図 1-56】 都道府県別個別延長比率（2009 年度と 2013 年度）



## (7) 完全失業者数との関係

基本手当は、失業（離職し、労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、職業に就くことができない状態にあること）している日について支給されるもので、失業の認定の要件に公共職業安定所への求職の申し込みがある。一方、労働力調査の完全失業者の定義は、「1. 仕事がなく調査週間中に少しも仕事をしなかった（就業者ではない。）。2. 仕事があればすぐ就くことができる。3. 調査週間中に、仕事を探す活動や事業を始める準備をしていた（過去の求職活動の結果を待っている場合を含む。）」である。求職中という点をみれば、基本手当の受給者は労働力調査の「完全失業者」に該当することになる。ただ、労働力調査は調査週間（月末1週間、12月20日から26日までの1週間）における状況で判断する。同じ月に基本手当の支給を受け、月末には就業している者もあり得る。そういう者は、その月の受給者実人員にカウントされる一方、労働力調査では完全失業者にカウントされない。

### 1) 完全失業者数と受給者実人員の乖離の要因として考えられるもの

逆に、完全失業者数にカウントされるが、調査週間の属する月で基本手当の支給を受けない者は、受給者実人員にカウントされない。次の①～⑤のいずれかに該当する求職を行っている者が考えられる。後にみるように、完全失業者数は、受給者実人員を大きく上回っている。

#### ① 被保険者ではなかった離職者の求職

65歳に達した日以後に雇用される者、一週間の所定労働時間が20時間未満である者、31日以上雇用されることが見込まれない者、昼間学生など適用を除外<sup>36</sup>されている労働者が離職し、求職している場合である。

#### ② 被保険者であっても受給要件を満たさない離職者の求職

受給要件の一つは、離職の日以前2年間に、被保険者期間が通算して12か月以上あること（特定受給資格者又は特定理由離職者については、離職の日以前1年間に、被保険者期間が通算して6か月以上）である。短期間で離職した場合は、通常、受給要件を満たさない。

#### ③ すでに支給が終了した離職者の求職

基本手当の受給できる期間は、一定の要件を満たせば延長があるものの、原則として、離職した日の翌日から1年間（所定給付日数330日の場合は1年と30日、360日の場合は1年と60日）である。1年を経過する前でも、90日～330日の範囲で定められる所定給付日数分の給付を受ければ支給終了となる。その後も求職を続けていれば、基本手当の受給者実人員から外れるが、労働力調査の完全失業者数にはカウントされる。

#### ④ 新たに求職（‘離職者’に該当しない学卒、家庭の主婦などの求職）

#### ⑤ 待期又は給付制限を受けていたため、調査週間の属する月で受給しなかった者

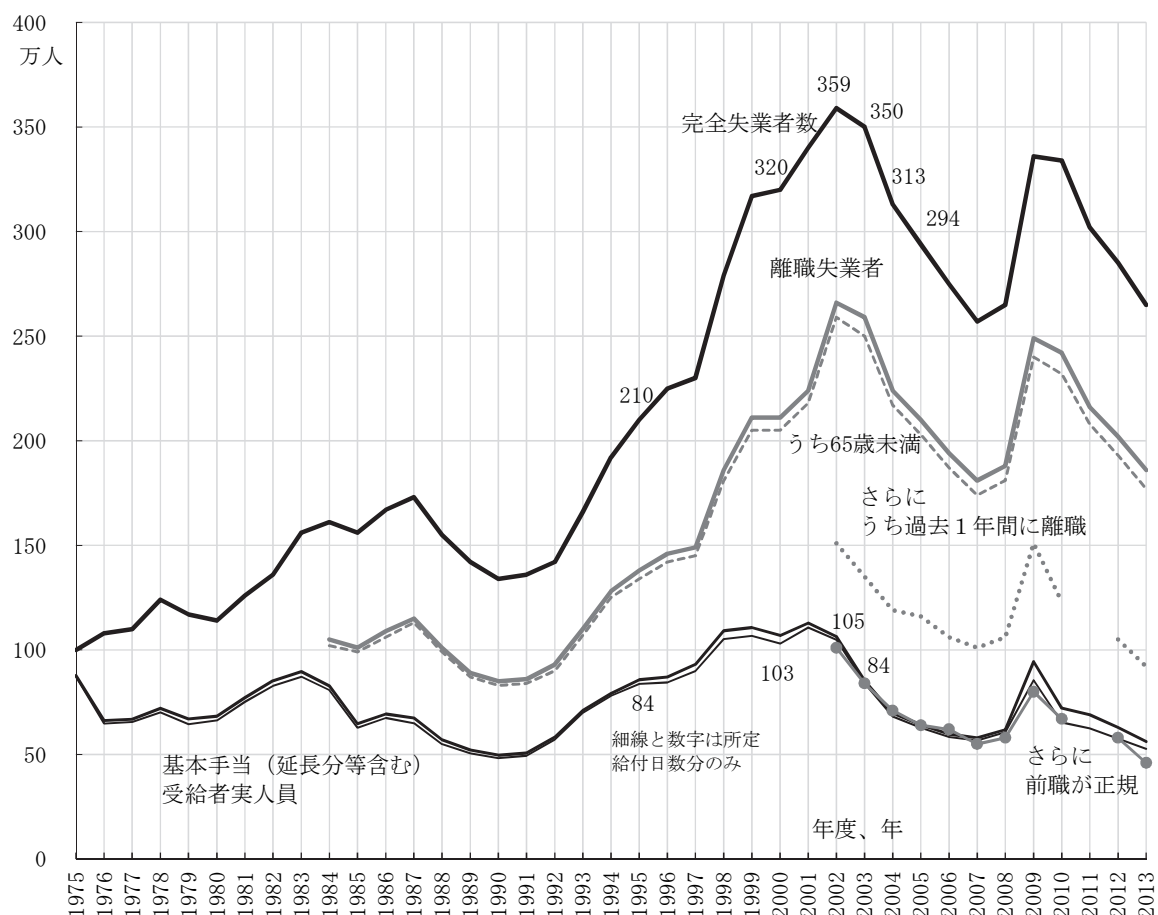
### 2) 1990年代後半から2005年頃にかけて乖離の拡大

基本手当の受給者実人員と完全失業者数を比較したのが、次の図である。雇用保険の基本手

<sup>36</sup> 雇用保険法6条に規定がある。

当の受給者との比較であるから、完全失業者数に加えて、求職理由が仕事を辞めたためである離職失業者、そのうち 65 歳未満離職失業者<sup>37</sup>、さらに離職期間が 1 年未満の 65 歳未満離職失業者、またさらにそのうち前職が正規の職員・従業員である者についても動きをみた。

【図 1-57】完全失業者数と基本手当受給者実人員



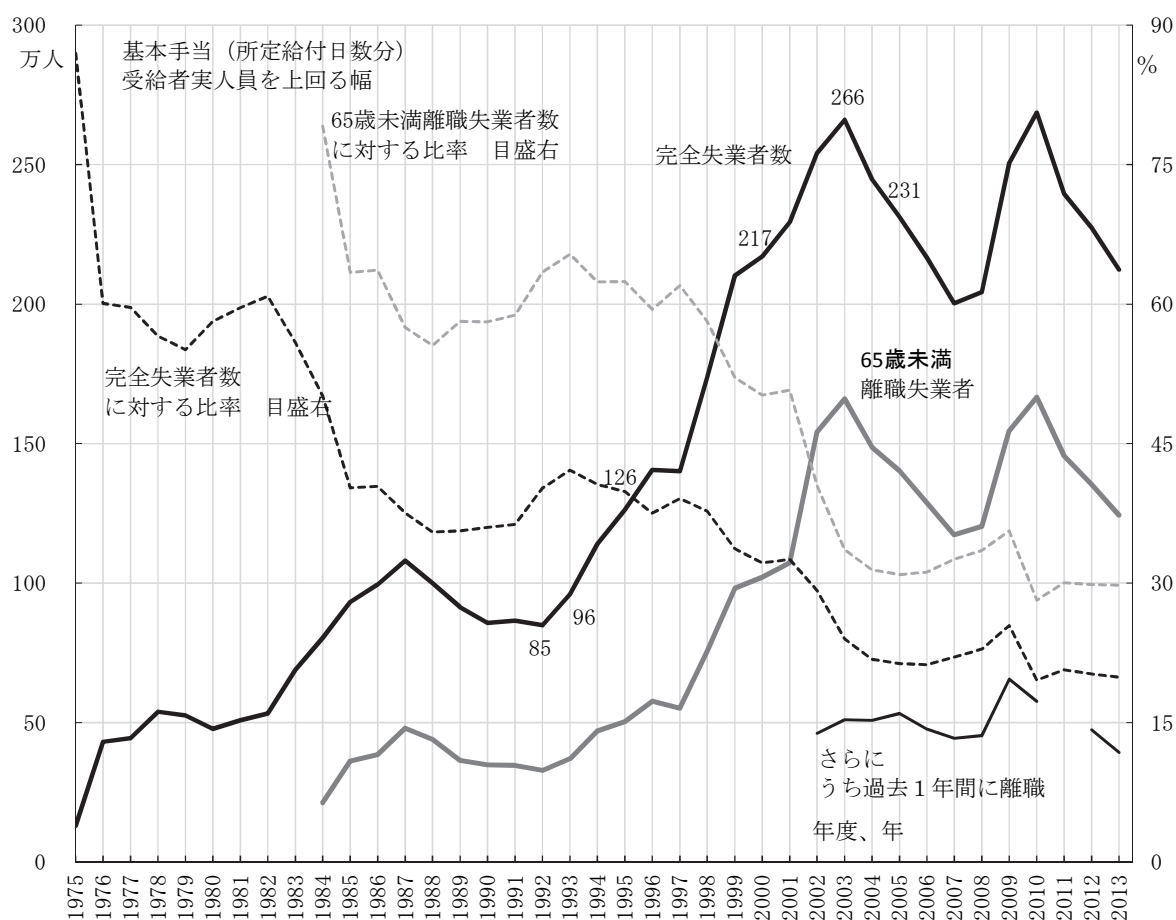
図の後段（次頁）には、受給者実人員との差を併せて示した。受給者実人員と完全失業者数、65 歳未満離職失業者数、離職期間が 1 年未満の 65 歳未満離職失業者数との差である。完全失業者数と 65 歳未満離職失業者数については、受給者実人員の比率も点線で示してある。1992～4 年度、1997～8 年度のように、差が広がっていても、比率がそれほど低下していない<sup>38</sup>期間もある。このような期間は失業者が増加し、受給者も比率が保たれるように増加したものの、増加幅は失業者の方が大きく、差が広がっている。また、2004 年度は差が縮小したものの、比率も低下した。失業者が受給者以上に減少し、差が縮小したものの、減少率は受給者の方が大きく、比率が低下した。乖離の状況を差でみるか、比率でみるか、自ずと含意が異なる。なお、離職期間や前職の雇用形態のわかる統計は 2002 年以降である。また、労働力調査の数字は暦年平均で、年度平均である雇用保険の統計とずれがある。

<sup>37</sup> 受給者の中には、離職した日には 65 歳に到達していなかった 65 歳以上の者が含まれ得るが、僅少と考えた。

<sup>38</sup> 1997～8 年度は、完全失業者数との比率は低下していないが、65 歳未満離職失業者数との比率は低下している。

【図 1-57 続き】

(各種の失業者数との乖離幅 — 受給者実人員（所定給付日数分）を上回る幅 —)



完全失業者数が受給者実人員を上回っているが<sup>39</sup>、黒の破線で示される完全失業者数に対する比率の動きをみると、乖離の拡大は、1983年度から1985年度にかけてと、1994年度から2005年度にかけての2段階ある。1976年度の低下も大きいのが、1975年度が現行制度発足した年度で旧制度の受給者もいたことからここでは触れない。

後半の1993年以降の乖離の拡大について、以下、調べてみる。

1992年度 差は85万人（比率ではなく、実数では1993年度から乖離が広がり始める）

2000年度 差は217万人

2003年度 差は266万人…差が最大。比率はまだ低下する。

2005年度 差は231万人…以後、比率が21～2%で比較的安定し始める

<sup>39</sup> 現行制度となった1975年度の前は次のとおりで、受給者実人員が完全失業者数をやや下回るレベルで推移している。1965年は若干であるが受給者実人員が上回っている。なお、暦年平均である。

|        | 1965 | 1966 | 1967 | 1968 | 1969 | 1970 | 1971 | 1972 | 1973 | 1974 | 1975 |
|--------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 受給者実人員 | 59   | 58   | 56   | 53   | 51   | 49   | 55   | 59   | 53   | 57   | 87   |
| 完全失業者数 | 57   | 65   | 63   | 59   | 57   | 59   | 64   | 73   | 68   | 73   | 100  |

65歳未満の離職失業者との乖離も、図に灰色の線で示してあるが、全体でみたものとおおむね同様である。また、過去1年間で離職した65歳未満で、前職が正社員の者に限った失業者数が、図の前段で、灰色のマーカー付きの折れ線で示してある。水準が受給者実人員とほぼ一致するが、受給者は前職が正社員とは限らないから、これは偶然と思われる。

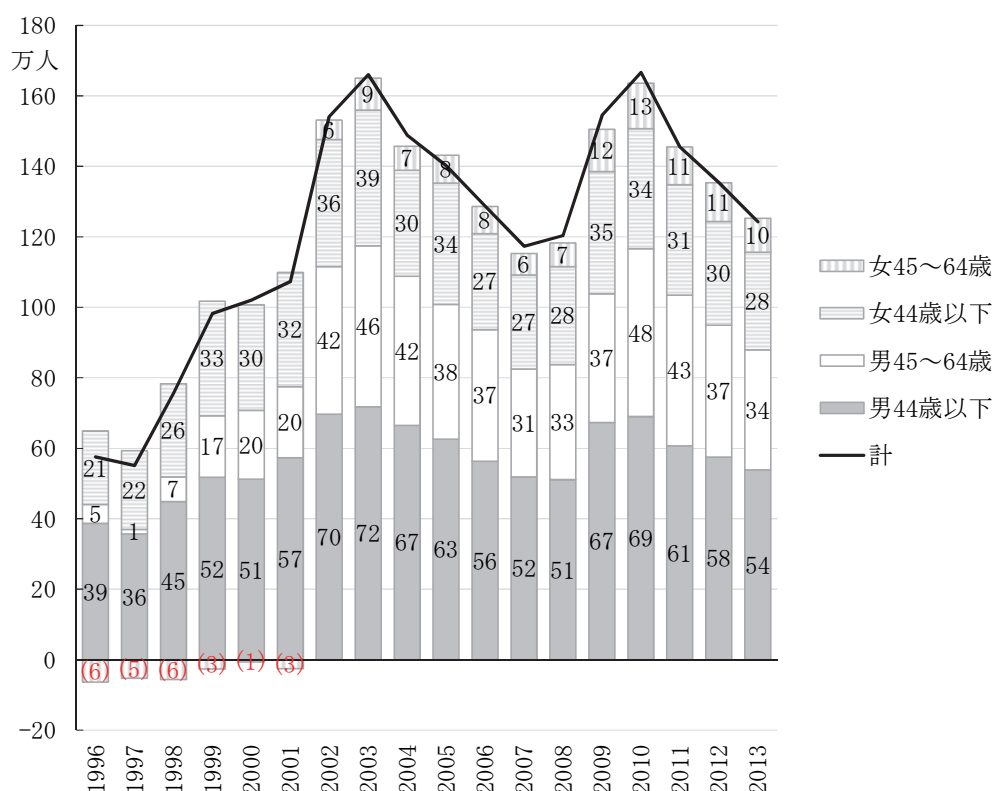
### 3) 性、年齢階級などの別にみて、どの層で乖離しているか。

図1-58は、受給者実人員（所定給付日数分、以下同じ）と65歳未満離職失業者数の差と比率を、性別、年齢階層別にみたものである。離職失業者との乖離がどの層で生じているのかみる。離職失業者以外の失業者、つまり新たに求職の失業者は受給者ではないから、その増加はそのまま乖離拡大の要因となる。実際、1990年代後半はそれが増えていることは後に触れる。そこで、受給者実人員と離職失業者との乖離に的を絞ってみるものである。

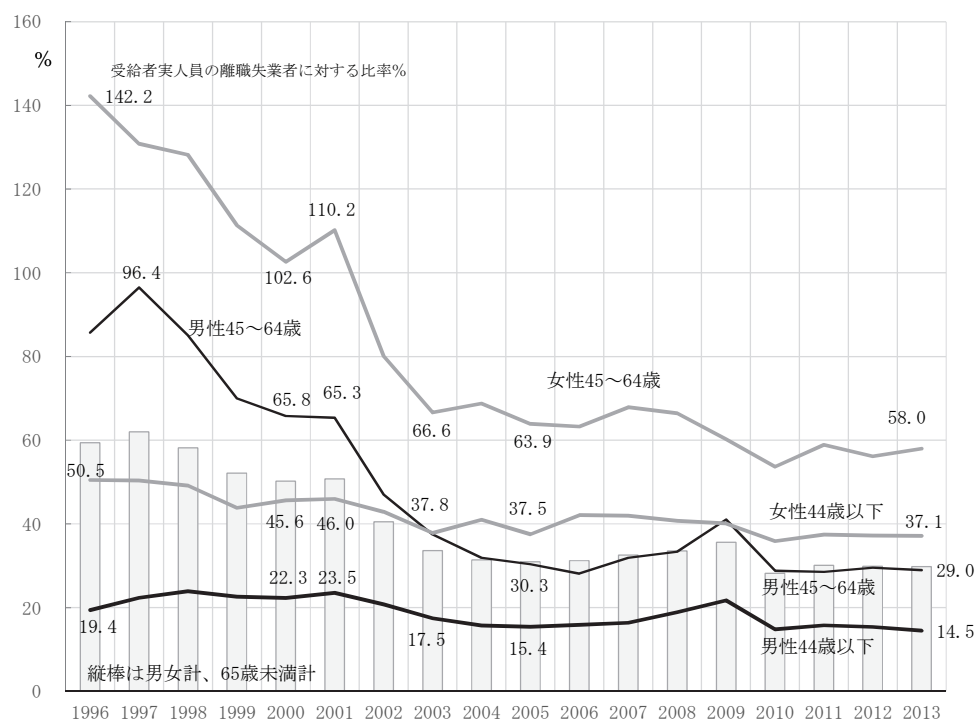
差でみると、1996年度から2003年度にかけて生じた差の拡大は、性、年齢階層別にみてどの区分でも生じている。その中でも男44歳以下は、1997年度は36万人の差であったのが、2001年度で57万人、2003年度で72万人の差に拡大している。なお、女の45～64歳層の2001年度以前は、受給者実人員が離職失業者数をわずかではあるが上回っている。

【図1-58】受給者実人員と離職失業者数の差、比率

(差 離職失業者数－受給者実人員)



(比率 受給者実人員÷完全失業者数)



比率でみると、男44歳以下は、2001年度までの間は比率が低下していない。この間の差の拡大は、もっぱら離職失業者の増加（1997年度46万人、2001年度75万人）によるものであることがわかる<sup>40</sup>。女44歳以下は、その間、比率は低下しているものの、45歳以上層に比べれば小さく滑らかで、差の拡大には、離職失業者の増加（1997年度45万人、2001年度60万人）が効いている。この間で比率が低下しているのは、もっぱら男と女の45～64歳層である。

続く2002～3年度も差の拡大が続くが、このときは45～64歳層に加え、44歳以下の層も比率が低下している。ただし低下幅は、45～64歳層の低下幅に比べれば小さい。

2004年度からは、離職失業者減少のため差は縮小し始めるが、比率は各年齢層で2005年度まで低下を続ける。

#### (2000年代、特定以外の受給者数と自発的離職失業者数の乖離の拡大)

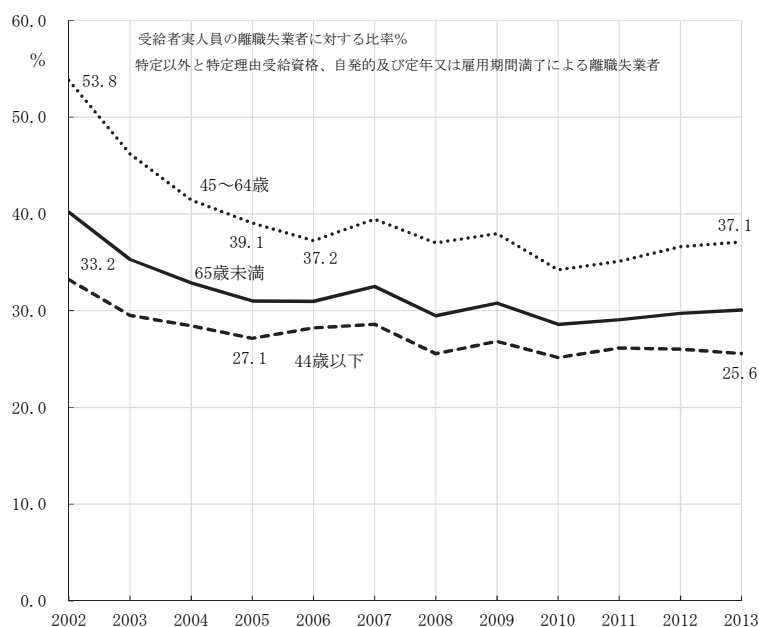
2002年度から2005年度にかけて比率が低下したことについて、より分析的にみるため、受給者実人員を受給資格の種類別、年齢階層別に分け、完全失業者の方も、離職失業者について求職理由別、年齢階層別に分け、対応するグループ同士を比べてみた。結果は図1-59のとおりとなる（データの制約上、2002年度以降の動きしか見られない）。

図をみると、失業者との比率が広がったのは、特定以外の受給資格者の受給者数（特定理由離職を含む）と、自発的及び定年、雇用期間満了による離職失業者数との間である。それも45歳以上の層が中心である。（図の前段）

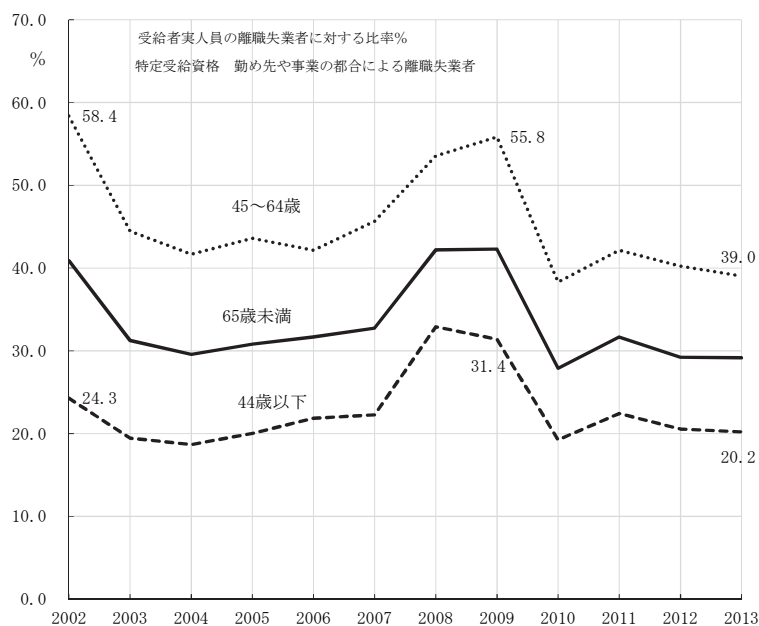
<sup>40</sup> 離職失業者数の増加幅に（1－比率）を乗じた分、差が拡大する。男44歳以下であれば、比率が20%強であるから、離職失業者増加の8割近くが、差の拡大となる。

【図 1-59】 受給者実人員（所定給付日数分）と離職失業者数との比率

特定以外及び特定理由の受給者数と、自発的及び定年、雇用期間満了による離職失業者数との比率



特定受給資格の受給者数と、勤め先や事業の都合による離職失業者数との比率



注 1) 雇用保険業務統計と労調の年齢階級区分が必ずしも同じではなく、共通にとると、上の区分となる。

注 2) 労働力調査の非自発、自発の別失業統計が、2001 年度以前は接続しないので、2002 年度からのグラフとした。

注 3) 雇用保険の受給資格と、労働力調査の完全失業者の求職理由による区分を、次のように対応付けて比率を計算し、上の図を作った。

特定以外と特定理由を下記B + C と対応付けて比率をとる。

特定受給資格を下記A と対応付けて比率をとる。

労働力調査における完全失業者の&lt;求職理由&gt;による区分

|                                               |       |
|-----------------------------------------------|-------|
| 仕事をやめたため求職：「非自発的な離職」と「自発的な離職」の計               | 離職失業者 |
| 非自発的な離職：「定年又は雇用契約の満了による離職」と「勤め先や事業の都合による離職」の計 |       |
| 定年又は雇用契約の満了による離職：定年や雇用期間の満了による離職失業者           | B     |
| 勤め先や事業の都合による離職：勤め先や事業の都合（倒産、人員整理等）による離職失業者    | A     |
| 自発的な離職（自己都合）：自分又は家族の都合による離職失業者                | C     |
| 新たに求職：「学卒未就職」、「収入を得る必要が生じたから」及び「その他」を合わせたもの   | 新たに求職 |
| 学卒未就職：学校を卒業して仕事に就くために、新たに仕事を探し始めた者            |       |
| 収入を得る必要が生じたから：収入を得る必要が生じたために、新たに仕事を探し始めた者     |       |
| その他：上記のどれにも当てはまらない場合で、新たに仕事を探し始めた者            |       |

注 労働力調査のこの区分けは 2002 年から。

特定以外受給資格者（特定理由含む）と自発的離職失業者数（定年又は雇用期間満了含む）との比率の推移をみると、特に 45 歳以上の層で低下が著しい。2002 年度の 53.8%から、2006 年度には 37.2%まで低下し、以後、おおむね横ばいとなる。44 歳以下の層も、2002 年度の 33.2%から 2005 年度には 27.1%にまで低下し、その後も緩やかに低下し、2013 年度は 25.6%となっている。

一方、特定受給資格者と勤め先や事業の都合による離職失業者数との比率は（図の後段）、景気による上昇、低下はあるものの、一定のトレンドが認められない。IT バブル崩壊による不況期直後の 2002 年度と、リーマンショックのあった世界同時不況の 2009 年度の水準が概ね同じである。

結局、2000 年代前半は、45 歳以上の受給資格が特定以外である受給者の層で、失業者数との乖離が広がったことが乖離拡大の要因となっていることがわかる。この層の受給者実人員は、2001 年度が 52 万人、2005 年度が 17 万人で、35 万人ほど人数が減った。

もっとも 1993 年頃から見られた乖離の拡大幅は全体で 150 万人程度であるから、大きなウェイトを占めるものではない。

それでは、なぜ、この層で乖離拡大が起きたのであろうか。受給者実人員の離職失業者に対する比率が低下したのであろうか。先に、受給者実人員を 12 倍して年間ベースの値とし、初回受給者数で除した比率（受給初回比率）の動きを、受給資格の種類、年齢階級別にみた（図 1-47）。そこでは、45 歳以上の受給資格が特定以外である受給者のグループで、比率が低下していた。初回受給者数は 2000 年代前半、減少したが、それ以上に、受給者実人員が減少したわけである。一方、自発的及び定年、雇用期間満了失業者数の方がそれに見合った減少を示さなかったために、比率が低下した（乖離が広がった）ことになる<sup>41</sup>。

<sup>41</sup> 自発的及び定年、雇用期間満了失業者が全員、雇用保険の受給者であったとは限らないが、この乖離拡大は、支給が終了した離職者の求職が増えたことを示唆する。



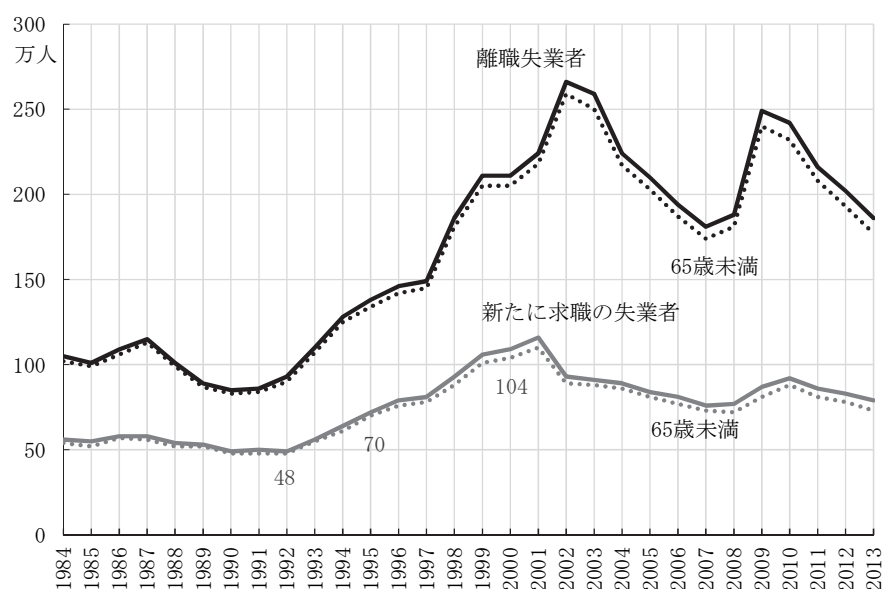
#### 4) 乖離拡大を示唆する統計

この 1993～2005 年度にみられる差の拡大は、1)に述べた①～⑤のいずれかに該当する求職が増えたためである。もっとも⑤については、給付制限の件数が先にみたように増えているわけではない。①～④のどれがどの程度効いているのであろうか。統計の制約があって要因分解は困難であるが、乖離拡大を示す統計は次のとおりいくつかある。

##### ア 1990 年代後半、‘新たに求職’の失業者増加

新たに求職の失業者が 1992 年の 48 万人から 2000 年の 104 万人まで、56 万人ほど増えた。これに該当する者は基本手当の受給をしないから、そのまま、乖離拡大（差の拡大）の要因となる。もっとも、この新たに求職の失業者数は、2001 年をピークに若干、レベルが下がる。ただし、これは統計調査の調査票の選択肢変更に伴うものかもしれない。

【図 1-60】新たに求職の失業者数、離職失業者数

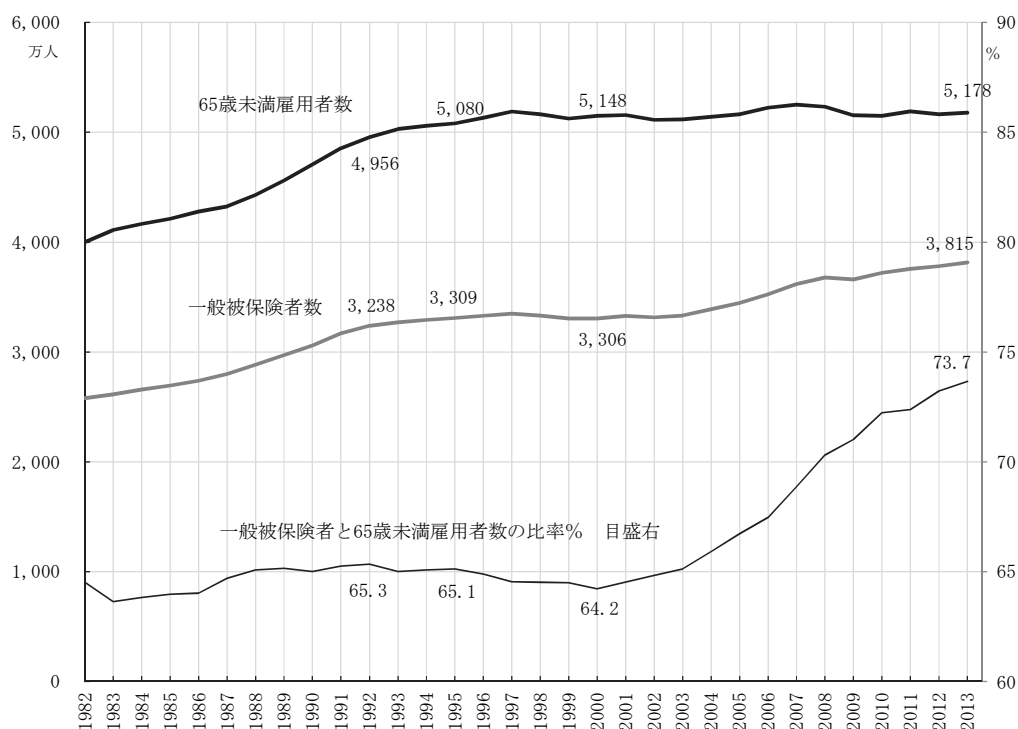


注 求職理由別統計には、2002 年以降と 2001 年以前に断層がある。選択肢を変えたことに伴うもの。

##### イ 1990 年代後半、被保険者でなかった離職者の増加を示唆する動き

65 歳未満の雇用者数は 1992 年の 4956 万人から 2000 年は 5148 万人へ、192 万人増加したのに、一般被保険者はその間 3238 万人から 3306 万人へ、68 万人増（特に 1996 年以降に限ると、ほぼ横ばい）にとどまっている（図 1-61）。これは、被保険者ではない雇用者が 100 万人以上（増加の差 192－68 は 124 万人）増えたことを意味する。そのほとんどは非正社員で離職頻度も高いと考えられる。被保険者ではなかった離職失業者の増加が示唆される動きである。ただし、一般被保険者比率は 2000 年代に入って上昇しており、被保険者ではなかった離職失業者は減少していると思われる。適用要件も 2009 年 3 月に「1 年以上の雇用見込み」から「6 か月以上の雇用見込み」に、2010 年 4 月に「31 日以上雇用見込み」に改められ、被保険者ではなかった離職失業者を減らす方向に影響している。

【図 1-61】 65 歳未満雇用者数と一般被保険者数

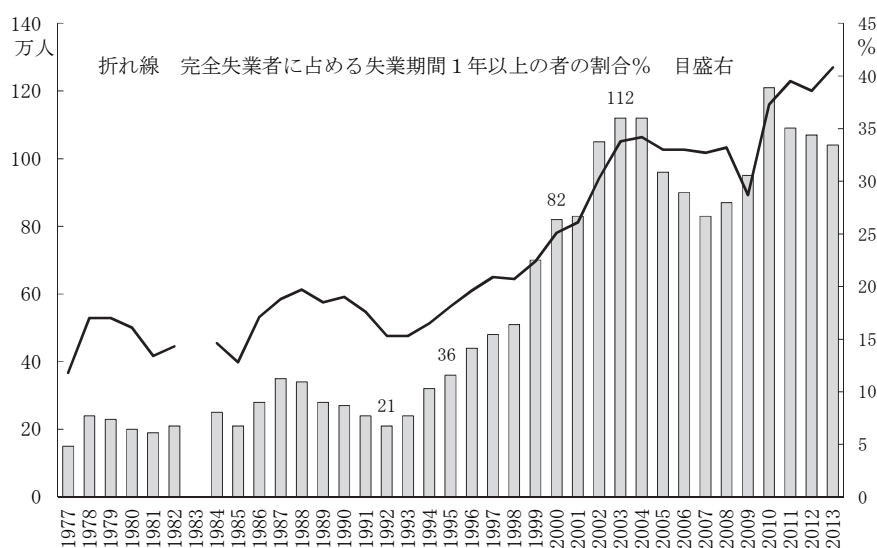


注 年平均で、年度平均である図 1-7 と異なる。

#### ウ 1990 年度後半から 2000 年代前半で、失業期間 1 年以上の失業者が増加

失業期間 1 年以上の失業者は、1992 年の 21 万人が 2003 年には 112 万人で、その間 91 万人だけ増えた。失業期間 1 年以上の者の多くは、基本手当を受給したとしても終えていると考えられる。なお、失業期間 1 年以上の中には、新たに求職した者で長期失業しているケースもあるから、アと重複している部分があると思われる。

【図 1-62】 失業期間 1 年以上の完全失業者



注 2001 年までは労働力調査特別調査による 2 月（1983 年以前は 3 月）の値

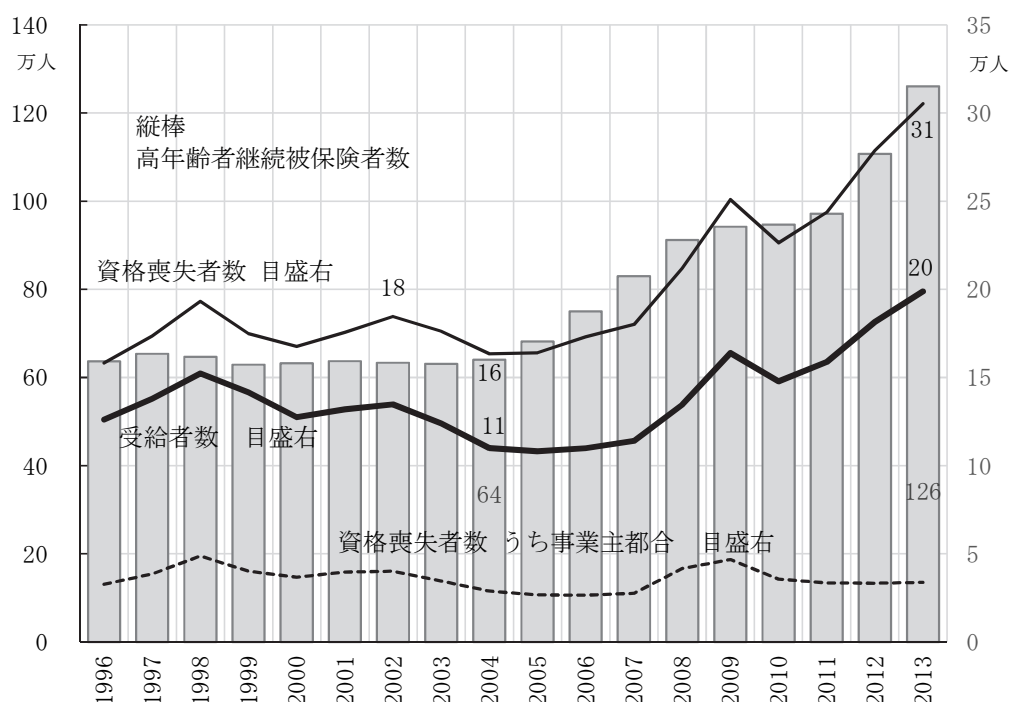
## 9 高年齢求職者給付金

高年齢求職者給付金は、高年齢継続被保険者が失業し、離職の日以前1年間に被保険者期間が6ヵ月以上ある場合に、所定の日数分（被保険者期間の長さに応じ50日分又は30日分）の基本手当の額に相当する額が支給されるものである。1984年度に設けられた。

### （受給者数）

図1-63は、高年齢継続被保険者数、資格喪失者数、高年齢求職者給付金支給額の推移をみたものである。高年齢継続被保険者数は2005年度以降増加し、2013年度は126万人と、2004年度の64万人からほぼ倍増した。これに合わせて、年間の資格喪失者数も、2004年度の16万人が2013年度は31万人に、さらに、高年齢求職者給付金の受給者数も同じ間、11万人が20万人に増加した。図には、事業主都合とする資格喪失者数も併せて示してあるが、こちらは1998年度や2009年度の不況期にやや増加するものの、5万人を下回る水準でおおむね横ばいである。

【図1-63】高年齢継続被保険者数、資格喪失者数、高年齢求職者給付金受給者数



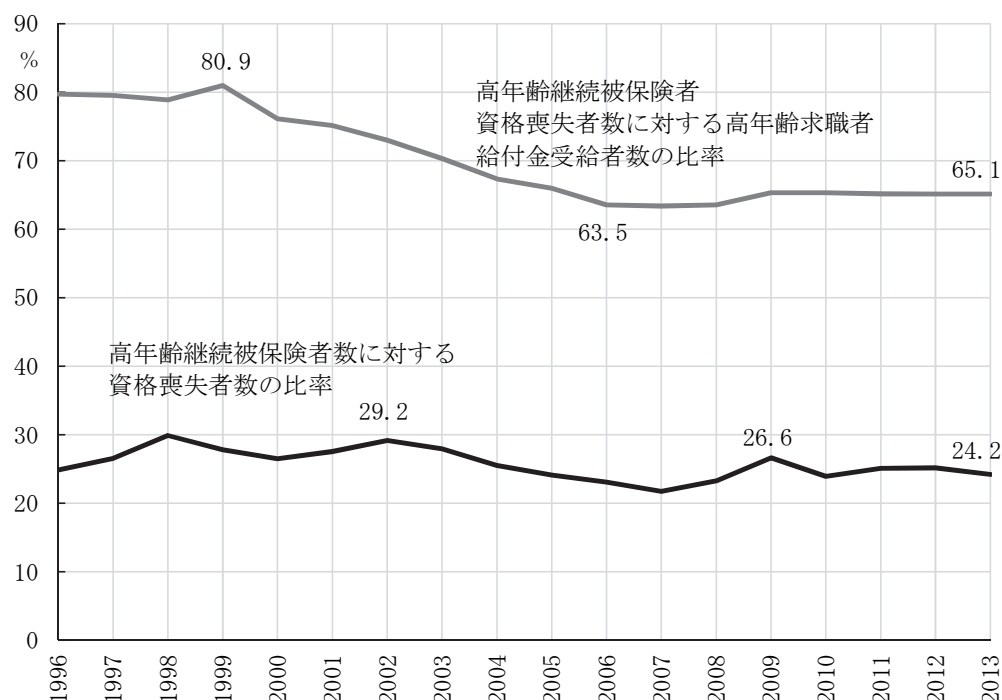
高年齢継続被保険者数、資格喪失者数、受給者数がおおむね平行に動いていることがわかるが、高年齢継続被保険者数に対する資格喪失者数の比率と、資格喪失者数に対する受給者数の比率をとってその推移をみると（図1-64）、相互の関係が2000年代前半に変わったことがわかる。

まず、高年齢継続被保険者数に対する資格喪失者数の比率をみると（図中、下の黒線）、2002年度に29.2%あったものが低下し、2005年を過ぎたあたりから25%をやや下回る水準でおおむね水平に推移するようになった。2013年度は24.2%である。高年齢継続被保険者の増加とともに

に高年齢継続被保険者である期間が長くなった分、毎年の資格喪失の割合が下がったものと思われる。

また、高年齢継続被保険者の資格喪失者数と、高年齢求職者給付金の受給者数の比率をみると（図中、上の灰色線）、1999年度の80.9%から年々低下し、2006年度は63.5%となった。その後はおおむね横ばいで、2013年度は65.1%となっている。

【図 1-64】 資格喪失者比率、高年齢求職者給付金受給者比率

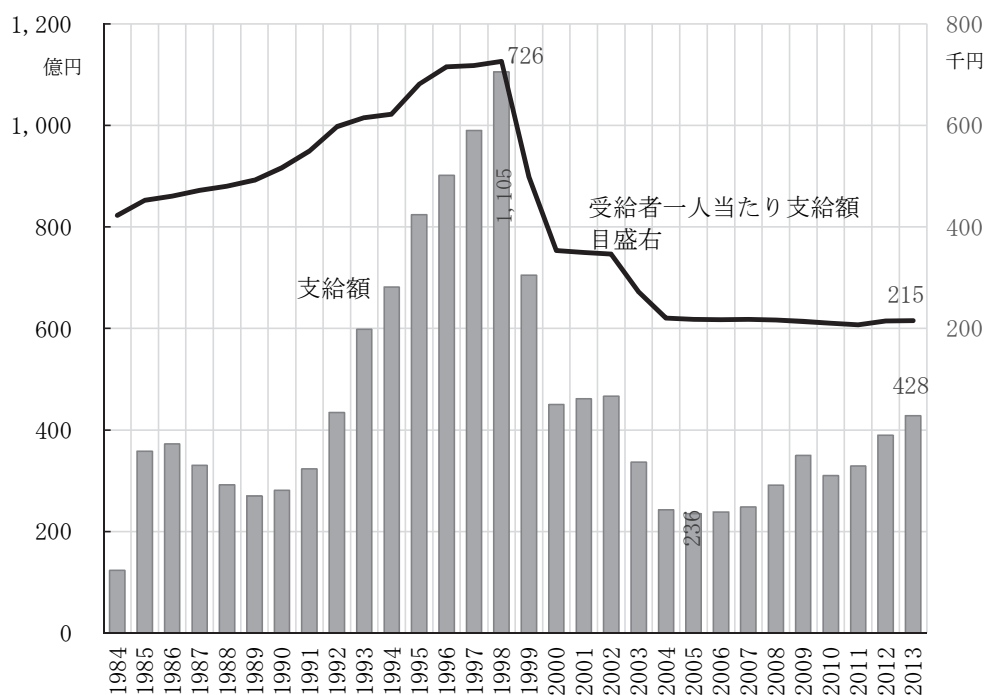


### （支給額）

次に、支給額の推移は次の図のとおりである。支給額を受給者数で除した一人当たり支給額も併せて掲げている。

支給額は、制度発足の1984年度以降増加を続け、1998年度に1,105億円に達したが、その後減少し、2005年度には236億円となった。しかし再び増加し始め、2013年度は428億円となっている。受給者一人あたりの支給額は2004年度以降、おおむね一定であるので、2006年度以降の増加はもっぱら受給者数の増大によるものである。なお、高年齢求職者給付金は1998年度と2003年度に給付金の額を抑制する改正がなされている（施行はそれぞれ1999年4月1日、2003年5月1日）。

【図 1-65】 高年齢求職者給付金 支給額、受給者一人当たり支給額



## 10 就職促進給付（再就職手当）

就職促進給付は、常用就職支度手当、再就職手当、就業手当、移転費、広域求職活動費から成る。最初の三種類の給付が、就業促進手当と総称される。

常用就職支度手当は、障害者等が安定的な職業に再就職した場合であって、基本手当の支給残日数が所定の要件を満たすときに支給される一時金である。現行制度発足の 1975 年度当時から設けられていた。2013 年度の支給人員と支給総額はそれぞれ 11,982 人、13.8 億円であった。

再就職手当は、安定した職業に就いた場合であって、基本手当の支給残日数が所定の要件を満たすときに支給される一時金である。1984 年度に設けられた（8 月施行）。2013 年度の支給人員、支給総額はそれぞれ 395,401 人、1,219 億円であった。

就業手当は、2003 年度に設けられた仕組である（施行は 5 月）。再就職手当の対象となる就職を除く場合で、基本手当の支給残日数が所定の要件を満たすときに、就業日ごとに基本手当日額の 30% 相当額（上限あり）が支給される。2013 年度の月平均支給人員数と支給額はそれぞれ 2,612 人、13 億円であった。

移転費と広域求職活動費の 2013 年度における支給人員と支給金額は次のとおりである。

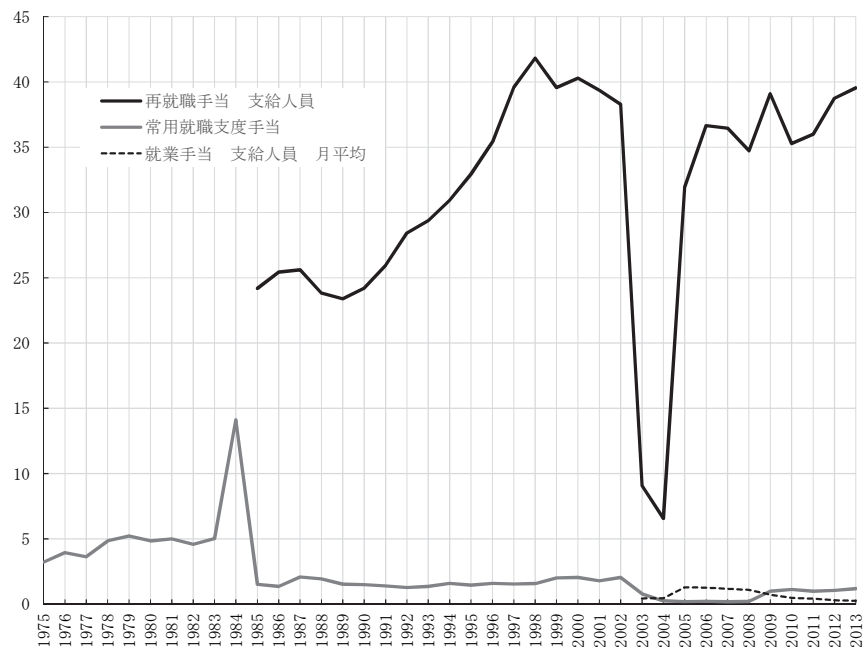
移転費 443 人、53,342 千円、広域求職活動費 131 人、6,201 千円

### （推移）

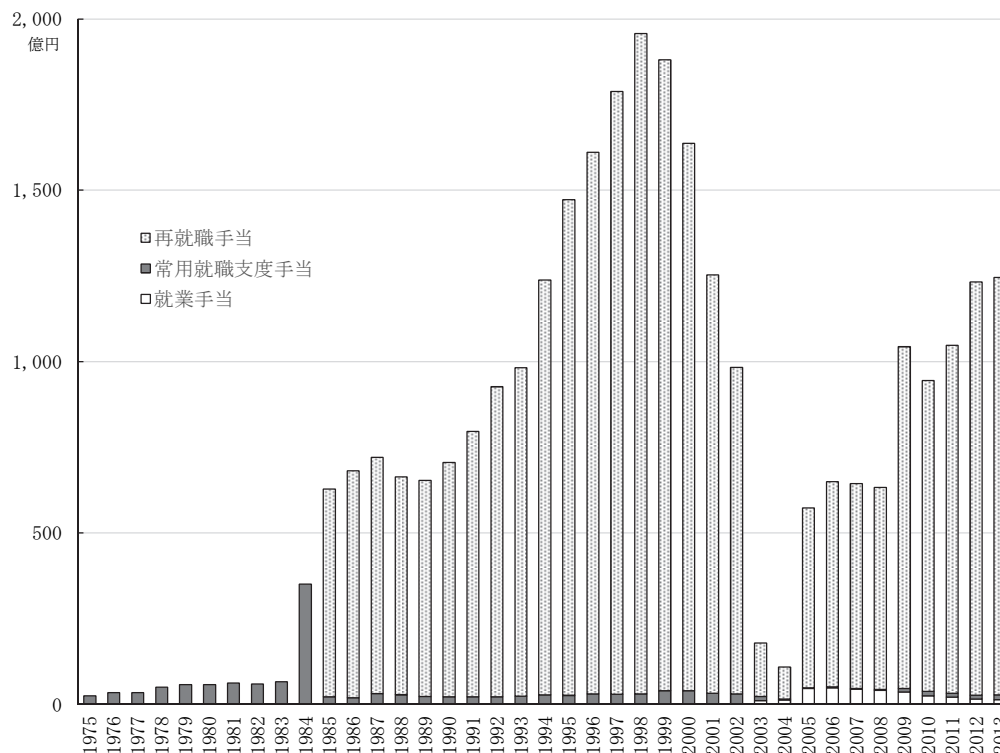
再就職手当、常用就職支度手当、就業手当の支給人員と支給総額の推移は、それぞれ図 1-66 と図 1-67 のとおりである。再就職手当が、人数、額とも他に比べて圧倒的である。再就職手当と就業手当はそれぞれ 1984 年度（8 月施行）、2003 年度（5 月施行）に設けられた給付である。2003 年度と 2004 年度は、早期再就職を促すための支援金（早期再就職者支援金）を支給する事

業（2003年3月～2004年度の時限事業）が別に実施されていたことから、再就職手当の額が他の年度に比べて少なくなっている。

【図 1-66】 就職促進給付の推移 支給人員



【図 1-67】 就職促進給付の推移 支給総額

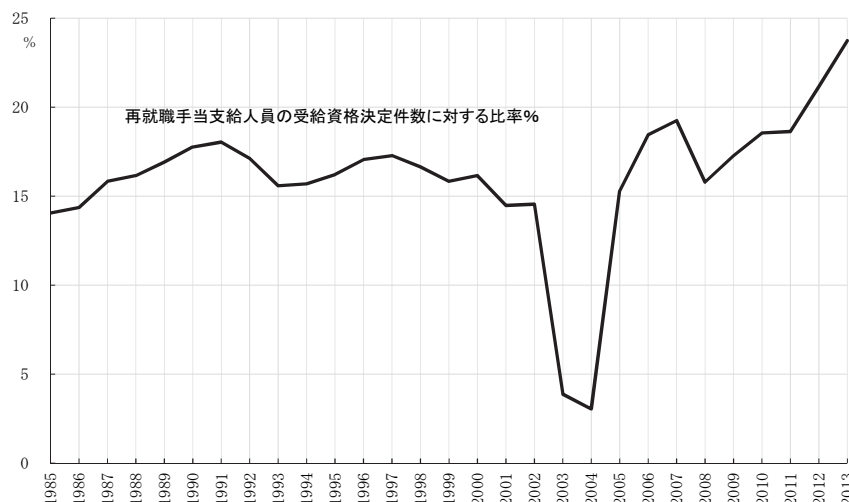


（再就職手当の支給を受ける割合）

受給資格の決定を受けた者のうち、再就職手当の支給を受ける者はどれくらいであろうか。

初回受給前に就職し、再就職手当の支給を受ける者もいるので、受給資格決定件数に対する比率<sup>42</sup>を考える。その推移をみたものが、図 1-68 である。

【図 1-68】再就職手当支給人員数の受給資格決定件数に対する比



早期再就職者支援金事業が行われた 2003 年度と 2004 年度を除き、おおむね 16% 前後で推移している。詳しくみると、経済情勢との相関もある程度認められる。経済情勢が悪く、再就職が困難な時期は支給人員が減ると考えられる。1990 年までのいわゆるバブル景気の時期に上昇しており、その後の 1993 年度にかけた低下、1998 年度、1999 年度の低下、2008 年度の低下などは、景気後退局面における低下と考えられる。

## 11 育児休業給付金

育児休業給付金は、雇用継続給付と呼ばれる一連の失業等給付の一つである。育児休業法<sup>43</sup>に基づく育児休業制度が全ての事業者に対して適用された 1995 年度に、育児休業取得者に対する経済的援助制度として創設された。1 歳（所定の要件を満たす場合は 1 歳半）未満の子を養育するため育児休業をした被保険者であって、育児休業開始前 2 年間について所定の要件を満たす者が対象である。育児休業を開始してから 180 日目までは休業開始前の賃金の 67%、それ以降は 50% 相当額（賃金と給付の合計額が休業前賃金の 80% を超える場合は超える額を減額）が支給される（2014 年 4 月 1 日以降開始の育児休業から）。本給付金の創設時には、休業前賃金の 25% 相当額の支給（うち 20% 相当分が育児休業基本給付金として原則 2 か月ごとに支給され、職場復帰時に残りの 5% 相当分の合計が育児休業者職場復帰給付金として一時金で支給）であっ

<sup>42</sup> 特定の期間（例えば年度）に受給資格の決定を受けた者のうち再就職手当の支給を受けた者の割合を求めたいところであるが、同じ年度になされた受給資格決定件数と再就職手当の支給件数の比率である。

<sup>43</sup> 育児休業法（育児休業等に関する法律）は 1991 年 5 月 8 日に成立し、1992 年 4 月 1 日に施行されているが、常用労働者 30 人以下の事業所については 1995 年 3 月 31 日まで適用猶予されていた。また、介護休業制度の法制化（努力義務化）等を含む改正法が 1995 年 10 月 1 日に施行され、名称が「育児休業等育児又は介護を行う労働者の福祉に関する法律」となり、更に、1999 年 4 月 1 日施行の介護休業制度等の義務化により、名称が「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（略称「育児・介護休業法」）」となっている。

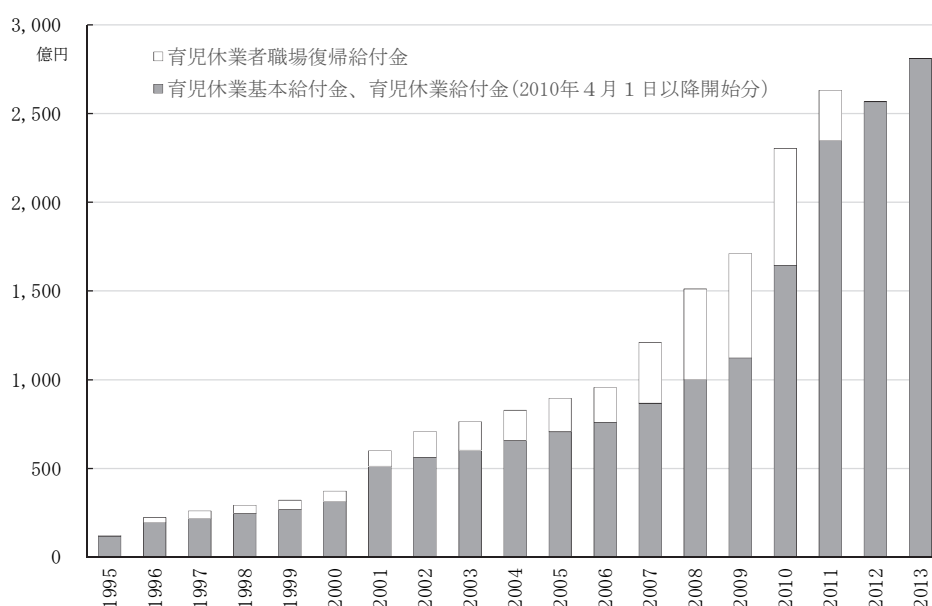


たが、2001年1月1日からは休業前賃金の40%相当額の支給（うち育児休業基本給付金30%、育児休業者職場復帰給付金10%）、2007年3月31日から2010年3月31日の期間においては休業前賃金の50%相当額の支給（うち育児休業基本給付金30%、育児休業者職場復帰給付金20%）であった。2010年4月1日からは両給付が統合され育児休業給付金となり、さらに2014年4月1日からは、育児休業開始から180日目までは休業開始前の賃金の67%を支給、181日目からは従来通り休業開始前の賃金の50%を支給となった。以下にみる統計は2013年度までなので、2014年度の制度改正（180日まで67%支給）は反映されない。

#### （支給総額の推移…増加する支給総額）

2013年度の育児休業給付金は2,811億円で、その推移を内訳とともにみると図1-69のとおりである。2007年に給付率を40%から50%に引き上げる改正があったが、支給総額はこのところ、それ以上に増加しており、2006年度の1,000億円弱から2013年度は2,800億円を超えるまでに至っている。なお、開始日が2010年4月1日以降の育児休業については、育児休業基本給付金と育児休業者職場復帰給付金が統合され育児休業給付金となったが、図ではこの育児休業給付金を育児休業基本給付金の方に計上している。

【図1-69】 育児休業給付金支給総額の推移



#### （受給者数の推移、出生数との比較）

受給者数は、2013年度、初回受給者数が256,752人、受給者数が1,227,903人であった。支給は、原則として2か月に一度、2か月分である。支給対象月数の延数に相当する受給者実人員は2,505,752人（月、受給者数のおおむね2倍）であった。

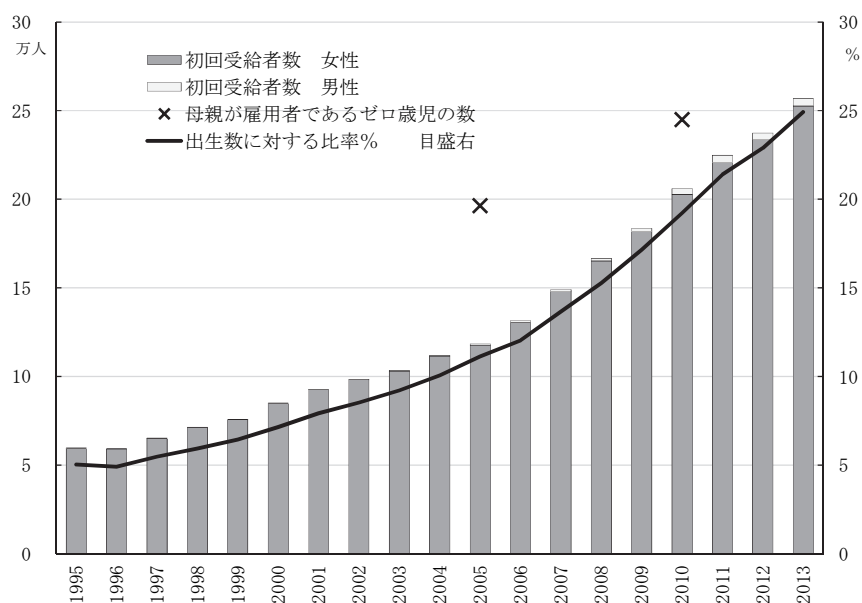
育児休業給付の初回受給者数の推移は図1-70のとおりである。一貫して増加を続けており、しかも最近の方が増加のペースが速い。この5年間では、2008年度の17万人から2013年度は26万人と、9万人ほど増加した。図の初回受給者数には、男女の内訳がある。男性の初回受給



者数は増加を示しており、2006年度の1,440人から2011年度は4,170人と、およそ3倍となった。

図にはさらに、厚生労働省「人口動態調査」による同じ年<sup>44</sup>の出生数に対する初回受給者数の比率を点線で示してある。これも上昇している。この間、出生数は年間105～120万人であるから、育児休業給付の対象となるような継続就業をする者の増加がうかがえる。

【図1-70】育児休業給付金 初回受給者数等の推移



注 出生数は厚生労働省「人口動態調査」による暦年の統計。母親が雇用者であるゼロ歳児の数は総務省「国勢調査」による。

また、図には2005年と2010年の国勢調査による母親が雇用者であるゼロ歳児の数を×印でプロットした。2010年は244,937人で、2005年の196,459人から5万人近く、率にして25%の増加である。ゼロ歳児の母親で雇用者であっても、出産前から同一事業主に継続就業しているとは必ずしも限らないが、現状では、育児休業の初回受給者数の上限はこのあたりと思われる<sup>45</sup>。

(もとより母親が雇用者で継続就業する者がどれくらいとなるか<sup>46</sup>、また、男性の育児休業取得の動向<sup>47</sup>等が、今後の育児休業給付の動きを考える上でのポイントであろう<sup>48</sup>)。2010年度の年

<sup>44</sup> 出生数は暦年の数字である。

<sup>45</sup> 出産した女性労働者或いはその配偶者の全員が育児休業を取得しているわけではない。厚生労働省「2013年度雇用均等基本調査」によると、育児休業の取得割合は出産した女性労働者の83.0%、配偶者が出産した男性労働者の2.03%である。

<sup>46</sup> 国立社会保障・人口問題研究所「第14回出生動向基本調査(夫婦調査)」(2011年)により、第1子出産前後の妻の就業変化をみると、育休を利用した就業継続の割合は2000～2004年の14.8%から2005～2009年には17.1%に上昇している。また、厚生労働省「第1回21世紀出生児縦断調査(平成22年出生児)」(2012年)により、きょうだい数1人(本人のみ)の母の出産半年後の就業状況をみると、出産半年後も有職(育児休業中等の休業含む)の割合は、2001年の24.6%から2010年には36.6%に上昇している。

<sup>47</sup> 育児休業給付の男性の初回受給者数が近年増加していることは図34のとおりであるが、これは男性の育児休業取得率の推移と概ね一致しており、育児休業を取得する男性労働者が、この間、急速に増加していることを示す。厚生労働省「雇用均等基本調査」によると、男性の育児休業取得率の推移は次図のとおりである(2011年度は岩手、宮城及び福島の3県を除く数字)。

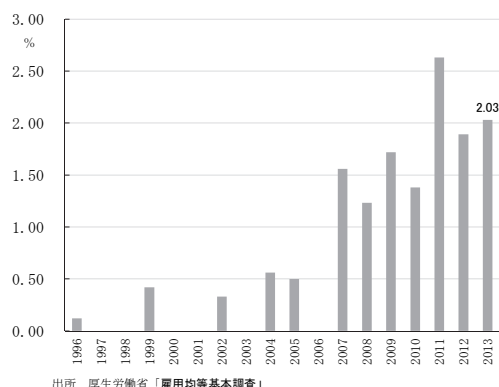
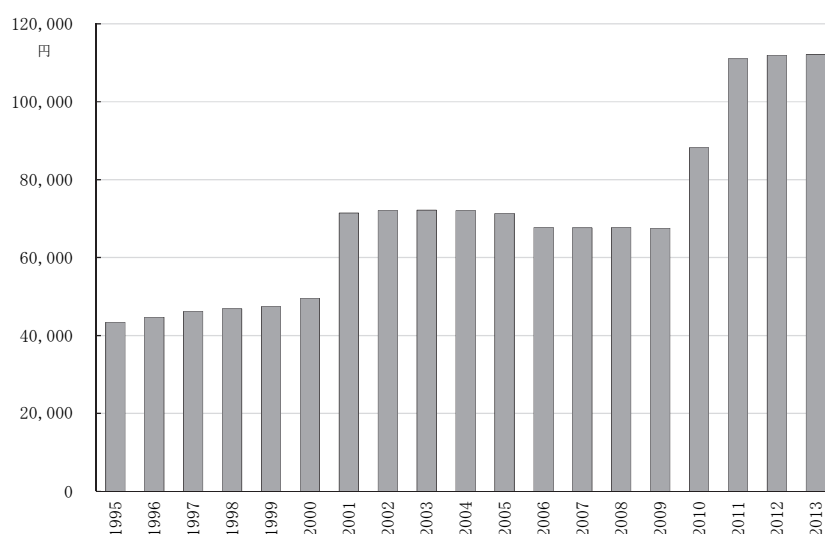
間初回受給者 206,036 人は、母親が雇用者であるゼロ歳児の数の 84% の水準である。母親が雇用者であるゼロ歳児の数が増加している中、育児休業給付の受給者はそれ以上に増加しているところである。

### （1 人 1 月当たり平均支給総額）

育児休業基本給付金の支給金額を受給者実人員（延べ支給対象月数）で除することで、1 人 1 月当たりの基本給付金の平均支給総額を得る。推移は、図 1-71 のとおりである。2013 年度で 11.2 万円である。2010 年度、2011 年度と 2 段階で高くなっているのは、開始日が 2010 年 4 月 1 日以降の育児休業については、育児休業基本給付金と育児休業者職場復帰給付金が統合され育児休業給付金となり、図では育児休業基本給付金に計上しているためである。2010 年 4 月 1 日前に開始日のある育児休業に係る職場復帰給付金は、2011 年度はまだ支給があるが、2012 年度以降はほぼ現れないものと思われる。

なお、増加が目立つ年度として、ほかに 2001 年度があるが、2001 年度は、給付率を 25% から 40% に引き上げる改正があった年度である。

【図 1-71】 育児休業給付金 1 人 1 月当たり平均支給額



<sup>48</sup> 出生数は 2013 年で年間 103 万人であったが、国立社会保障・人口問題研究所による人口推計（2012 年、中位推計）によると、2020 年 83.6 万人、2030 年 74.9 万人と、今後は減少の見込みである。

## 12 高年齢雇用継続給付

高年齢雇用継続給付も、雇用継続給付と呼ばれる一連の失業等給付の一つである。1995 年度に創設された。基本手当を受給せずに雇用を継続する者に対して支給する高年齢雇用継続基本給付金と、基本手当を受給した後再就職した者に対して支給する高年齢再就職給付金の二つの給付金からなる。

高年齢雇用継続基本給付金は、被保険者であった期間が 5 年以上ある 60 歳以上 65 歳未満の労働者であって、60 歳以後の各月に支払われる賃金が原則として 60 歳時点の賃金額の 75% 未満となった状態で雇用を継続する高年齢者について、60 歳以後の各月の賃金の 15%（賃金と給付の合計額が 60 歳時点の賃金の 70.15% を超え 75% 未満の場合は通減した率）が支給される。

高年齢再就職給付金は、基本手当受給後、60 歳以後に再就職して、再就職後の各月に支払われる賃金額が基本手当の基準となった賃金日額を 30 倍した額の 75% 未満となった者で、基本手当についての算定基礎期間が 5 年以上で基本手当の支給残日数が 100 日以上、かつ、安定した職業に就くことにより被保険者となった場合に、各月の賃金の 15%（賃金と給付の合計額が 60 歳時点の賃金の 70.15% を超え 75% 未満の場合は通減した率）が支給される。

ただし、いずれも賃金との合計が月額 340,761 円（平成 26 年 8 月 1 日以降<sup>49</sup>）を超える場合は、超える額が減額される。

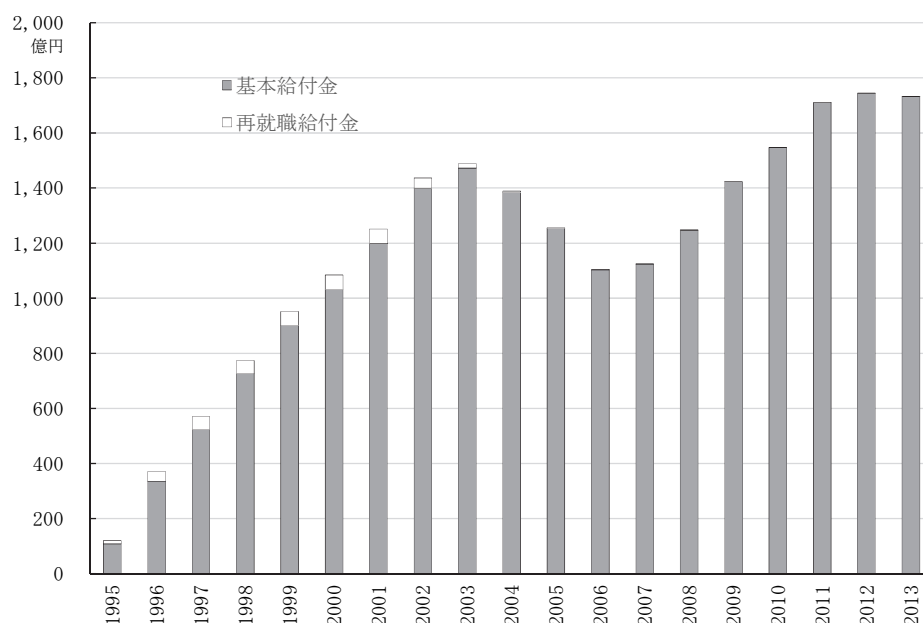
### （支給総額の推移…増加する支給総額）

2013 年度の高年齢雇用継続給付の支給総額は 1,733 億円で、うち基本給付金が 1,733 億円とほとんどを占める。これまでの推移は図 1-72 のとおりである。制度発足の 1995 年度以降、年々増加し 2003 年度には 1,489 億円に達した。

2003 年度は、支給要件と支給水準の改定があった年度である。支給要件の一つである 60 歳時点の賃金額に対する比率の上限が、85% から現行の 75% となり、また、基本的な給付率が 25% から現行の 15% となった。改定は、2003 年 5 月 1 日以降に 60 歳に到達した被保険者について行われるので、影響は 2003 年度から徐々に現れてくる。支給総額は 2004 年度から減少を示し、2006 年度には 1,105 億円となった。その後、2007 年度はほぼ横ばいで、2008 年度からは再び増加を始め、2011 年度は 1,711 億円となった。2012 年度からは増加がほとんどなくなり、2013 年度は 1,733 億円であった。

<sup>49</sup> 例年、8 月 1 日に改定される。

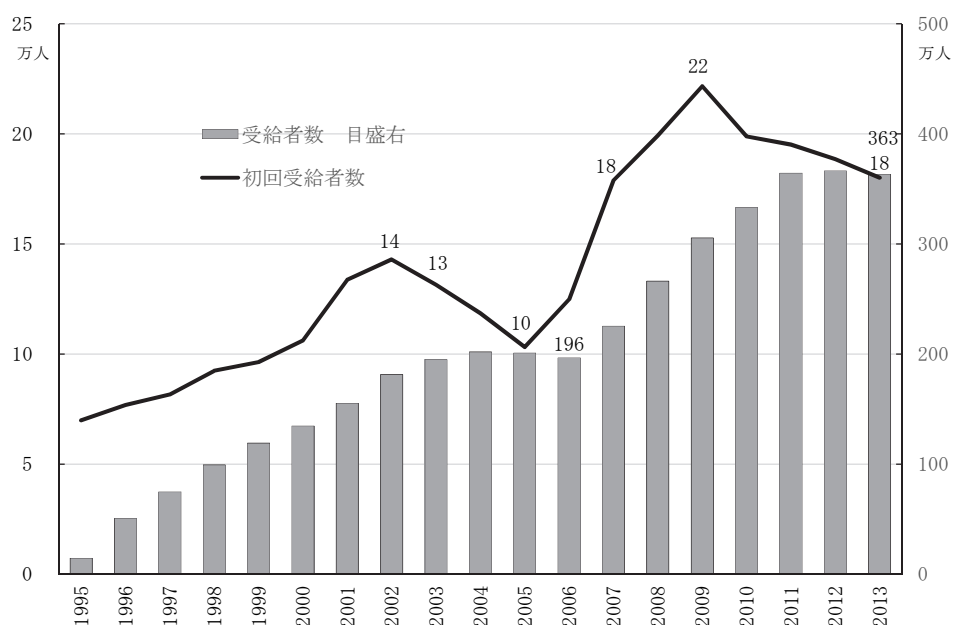
【図 1-72】 高年齢雇用継続給付 支給総額の推移



## (受給者数の推移)

基本給付金の初回受給者数と受給者数は、2013 年度、それぞれ 180,134 人、3,632,160 人であった。推移は図 1-73 のとおりである。

【図 1-73】 高年齢雇用継続給付基本給付金 初回受給者数、受給者数の推移



初回受給者数は支給総額と同様、制度発足の 1995 年度から毎年増加し、2002 年度には 14 万人に到達したが、支給要件に変更のあった 2003 年度から減少に転じ、2005 年度に 10 万人となった。その後、再び増加に転じ、特に団塊の世代（1947～1949 年度生まれ）が 60 歳に到達する 2007 年度は 5 万人余り増加し 17 万人となった。2008～2009 年度も、さらに 2 万人ずつ増加し、

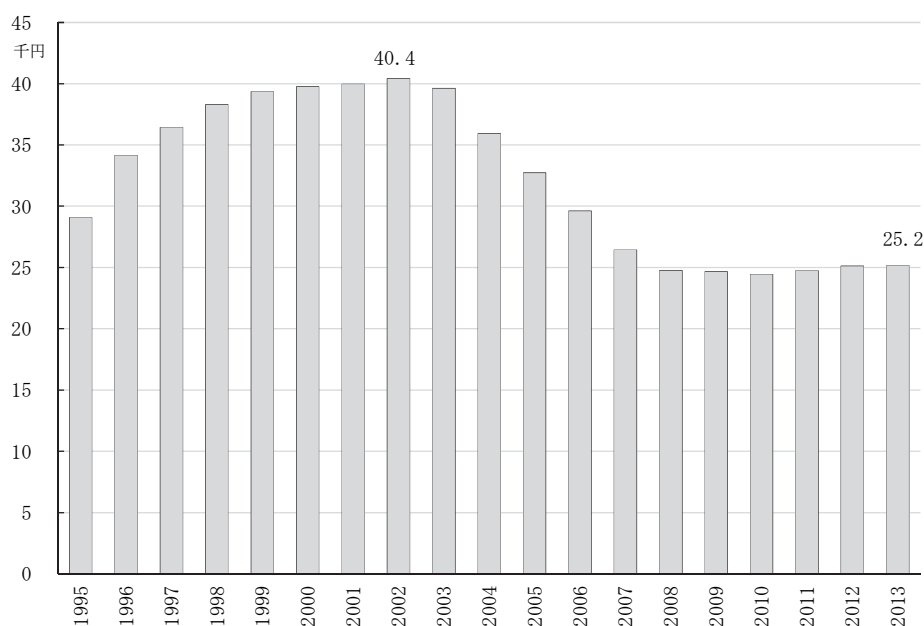
2009年度は過去最高の22万人である。2010年度、2011年度は増加が止まり、20万人弱となっている。2010年度は団塊の世代の最後1949年度生まれの者が61歳に到達する年度で、初回受給者数の増加がストップしたものと思われる。

なお、図の受給者数は、年間の受給延べ数に相当する。支給は原則として2か月に一度、2か月分である。支給対象月数の延数に相当する受給者実人員は6,885,560人（再就職給付金も含めると6,887,980人）であった。各受給者は原則として2か月分の支給を受けるから、この受給者実人員は、受給者数のおおむね2倍となる。

#### （1人1月当たりの平均支給額）

高年齢雇用継続給付の支給総額を受給者実人員で除することで、1人1月当たりの平均額を得ることができる。推移は図1-74のとおりで、給付率引き下げのあった2003年度から5年後の2008年度まで減少した後は、おおむね横ばいで推移しており、2013年度は25.2千円となっている。

【図1-74】高年齢雇用継続給付 1人1月当たりの平均支給額の推移



注 基本給付金と再就職給付金の計である。

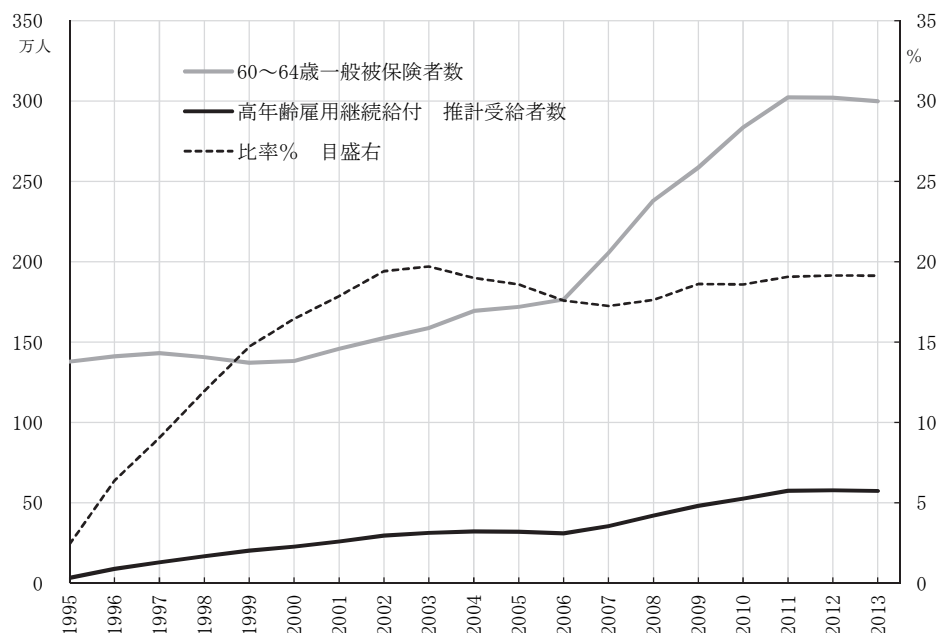
#### （受給者の60～64歳被保険者に占める割合）

高年齢雇用継続給付の支給を受ける者の被保険者に占める割合をみてみる。以下は、基本給付金と再就職給付金の合計で考える。ただし、再就職給付金は僅少である。

図1-75は、高年齢雇用継続給付の推計受給者数を太線で、60～64歳の一般被保険者数を灰色の太線で、そして前者の割合を破線で示したものである。ここでいう高年齢雇用継続給付の推計受給者数とは、受給者実人員（支給対象月数の延べ数）を12で割ったものである。60～64歳の一般被保険者数をみると、団塊の世代（1947～1949年度生まれ）が60歳に到達する2007年度から増加のピッチを速めている。推計受給者数も同じように増加を示し始めた。ただし、

一般被保険者数に対する比率は、2000 年度以降、波はあるもののおおむね 20%弱で推移している<sup>50</sup>。

【図 1-75】 高年齢雇用継続給付の推計受給者数と 60～64 歳の一般被保険者数の推移



<sup>50</sup> 厚生年金保険の男性の場合、2001 年度から特別支給の厚生年金保険の定額部分（いわゆる 1 階部分）の支給開始年齢が 3 年（生年でみた場合は 2 年）で 1 歳ずつ遅れていく（女性はその 5 年遅れ）が、それと連動するようなはっきりとした動きは認められない。（生誕日が 1941 年 4 月 2 日から 1943 年 4 月 1 日に属する者は、報酬比例部分は 60 歳から支給されるが、定額部分は 61 歳からとなる。1943 年 4 月 2 日から 1945 年 4 月 1 日に属する者は、定額部分は 62 歳からとなる。このように支給開始年齢が引き上げられるため、2001 年度から 2003 年度の間は 60 歳で定額部分を受ける者はいない。2004 年度から 2006 年度の間は 60～61 歳で 1 階部分の年金を受ける者はいない（繰り上げ支給を選択した場合は除く。）。)